御 浜 町 地 域 防 災 計 画

ー　地震・津波対策編　ー

令和６年３月改定

御浜町防災会議

目次

第１部　総則 3
第１章　計画の目的・方針等 4
第１節　計画の目的・方針 4
第２章　防災関係機関等の責務等 6
第１節　町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割 6
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 8
第３章　御浜町の特質及び既往地震・津波災害 15
第１節　御浜町の特質 15
第２節　三重県における既往の地震とその被害（県計画より抜粋） 16
第４章　被害想定 20
第１節　県による地震被害想定 20
第２部　災害予防・減災対策 27
第１章　自助・共助を育む対策の推進 28
第１節　住民及び地域の防災力向上 28
第２節　防災人材の育成・活用 31
第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 32
第４節　ボランティア活動の促進 34
第５節　企業・事業所の防災対策の促進 36
第６節　児童生徒・園児等にかかる防災教育・防災対策等の推進 37
第２章　津波予防・避難対策等の推進 39
第１節　津波予防対策 39
第２節　避難対策等の推進 41
第３章　地震・津波に強いまちづくりの推進 47
第１節　市街地・建築物等の防災対策の推進 47
第２節　公共施設等の防災対策の推進 50
第３節　危険物施設等の防災対策の推進 52
第４節　地盤災害防止対策の推進 53
第４章　緊急輸送の確保 55
第１節　輸送体制の整備 55
第５章　防災体制の整備・強化 56
第１節　災害対策機能の整備及び確保 56
第２節　情報収集・伝達機能の整備及び確保 59
第３節　医療・救護体制及び機能の確保 61
第４節　応援・受援体制の整備 63
第５節　物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備 64
第６節　消防、救急・救助体制の強化 66

第７節　ライフラインにかかる防災対策の整備 68
第８節　防災訓練の実施 70
第９節　災害廃棄物処理体制の整備 72
第６章　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 74
第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応 74
第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対応 77
第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対応 79
第３部　発災後応急対策 83
第１章　町災害対策本部機能の確保 84
第１節　活動体制の整備 84
第２節　通信機能の確保 91
第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 93
第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 99
第５節　広域的な応援・受援体制の整備 107
第６節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 109
第７節　災害救助法の適用 112
第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 115
第１節　緊急の交通・輸送機能の確保 115
第２節　水防活動の実施 120
第３節　ライフライン施設の復旧・保全 121
第４節　公共施設等の復旧・保全 123
第５節　農林水産施設及び農地・森林等の復旧・保全 125
第６節　県防災ヘリコプターの活用 127
第３章　救助・救急及び医療・救護活動 129
第１節　救助・救急及び消防活動 129
第２節　医療・救護活動 132
第４章　避難及び被災者支援等の活動 134
第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 134
第２節　避難行動要支援者・要配慮者対策 141
第３節　小中学校・保育所等における児童生徒・園児等の安全確保 143
第４節　ボランティア活動の支援 145
第５節　防疫・保健衛生活動 147
第６節　災害警備活動 149
第７節　行方不明者の捜索及び遺体の取り扱い 151
第５章　救援物資等の供給 153
第１節　緊急輸送手段の確保 153
第２節　救援物資等の供給 155
第３節　給水活動 158

第６章　特定災害対策 160
第１節　海上災害への対策 160
第２節　危険物等の保全 164
第７章　復旧に向けた応急対策 167
第１節　廃棄物対策活動 167
第２節　住宅の保全・確保 171
第３節　文教等対策 174
第４節　災害義援金等の受入・配分 177
第４部　復旧・復興対策 181
第１章　復旧・復興対策 182
第１節　激甚災害の指定 182
第２節　被災者の生活再建に向けた支援 185
第３節　復興体制の確立と復興方針の策定 193
第４節　公共施設の災害復旧事業計画 195
第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画 199
第１章　総　　則 200
第２章　関係者との連携協力の確保 202
第１節　関係者との連携協力の確保 202
第３章　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 204
第１節　津波からの防護 204
第２節　円滑な避難の確保 205
第３節　迅速な救助 207
第４章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 210
第１節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 210
第５章　防災訓練計画 211
第１節　防災訓練の実施 211
第６章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 212
第１節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 212
第６部　特別対策　東海地震に関する緊急対策 215
第１章　対策の目的等 216
第１節　対策の目的及び関係機関の役割 216
第２章　緊急対策 223
第１節　地震災害警戒本部の設置等 223
第２節　社会混乱防止のためにとるべき措置 226
第３節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 231
第４節　学校・園における児童生徒等の安全確保 240
第５節　救援・救助活動及び消防活動 241
第６節　医療・救護活動体制の確保 242

第７節　緊急輸送体制の確保 243
第８節　水防活動 245
第９節　緊急の交通・輸送機能の確保 246
第 10 節　広域的な応援・受援体制の整備 249
第 11 節　ライフライン施設の安全対策 250
第 12 節　公共施設等の安全対策 253
第 13 節　危険物施設等の安全対策 256
第 14 節　食料及び生活必需品等の確保 257
第 15 節　社会秩序の維持 258
第 16 節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 259

第１部　総　　則

第１部　総則

この計画は、御浜町地域防災計画の「地震・津波対策編」であり、第１部の総則、第２部の災害予防・減災対策、第３部の発災後応急対策、第４部の復旧・復興対策、第５部の南海トラフ地震防災対策推進計画及び第６部の東海地震に関する緊急対策で構成します。また、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げています。

なお、災害発生時に迅速な応急対応ができるよう個別の活動等についてまとめたマニュアル並びに業務継続計画（ＢＣＰ）を別途定めます。

御浜町地域防災計画の全体構成

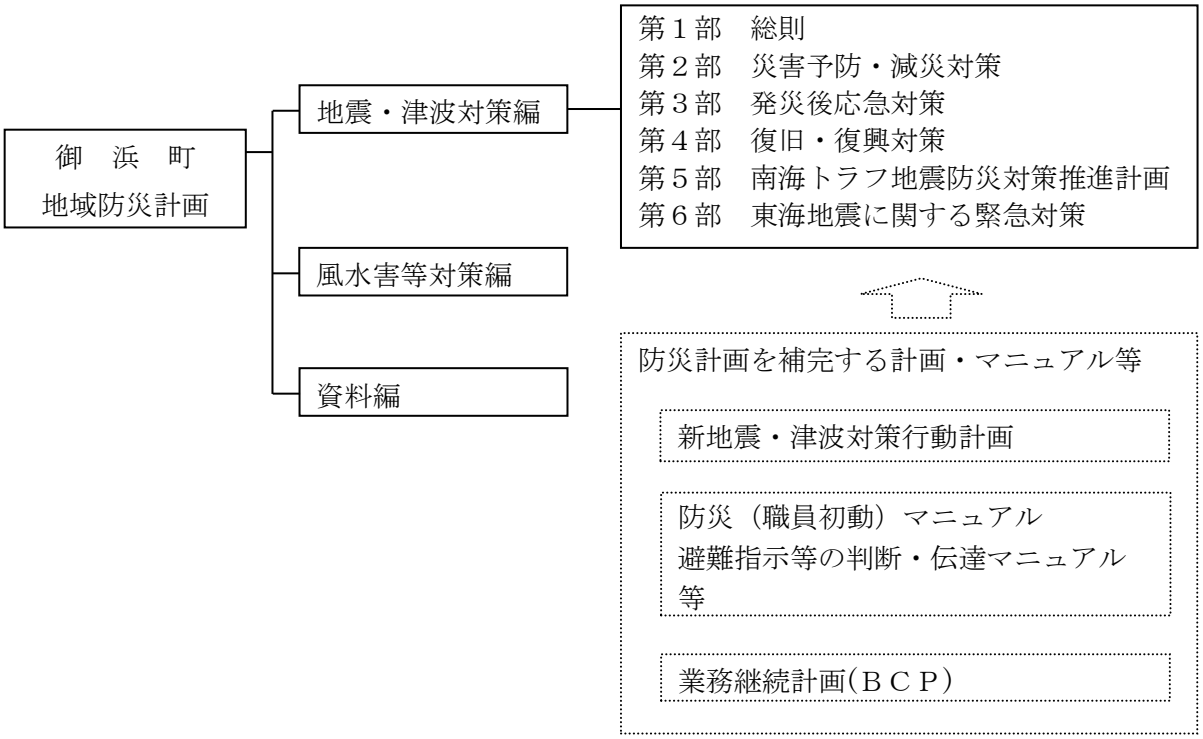

第１部　総則の構成

章	節
第１章　計画の目的・方針等	第１節　計画の目的・方針
第２章　防災関係機関等の責務等	第１節　町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割 第２節　処理すべき事務又は業務の大綱
第３章　御浜町の特質及び既往地震・津波災害	第１節　御浜町の特質 第２節　三重県における既往の地震とその被害
第４章　被害想定	第１節　県による地震被害想定

第１章　計画の目的・方針等

第１節　計画の目的・方針

第１項　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づき、御浜町防災会議が作成する計画であり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び住民が、有機的に結合し、総合的かつ計画的な地震・津波対策の推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とします。

また、本町は、平成 26 年３月には、南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）による南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されるなど、大規模地震の発生に伴う被害が危惧されていることから、この計画に基づいて万全の対策を進めます。

第２項　計画の基本方針

この計画は、町及び各防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものです。

なお、各防災関係機関は、具体的な活動計画を別に定めるものとします。

第３項　計画の修正及び習熟

この計画は、基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正します。

また、町の全職員及び関係公共的団体その他防災に関し重要な施設の管理者に対し、計画内容を周知徹底させるとともに、地域住民、町内の企業、団体等への周知を図ります。

第４項　用　　語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1	県災対本部	‥‥三重県災害対策本部をいう。
2	地方部	‥‥三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
3	町災対本部	‥‥御浜町災害対策本部をいう。
4	県水防本部	‥‥三重県水防本部をいう。
5	県水防支部	‥‥三重県水防本部の支部をいう。
6	判定会	‥‥気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
7	防災関係機関	‥‥県、市町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
8	基本法	‥‥災害対策基本法をいう。
9	救助法	‥‥災害救助法をいう。
10	大震法	‥‥大規模地震対策特別措置法をいう。
11	南海トラフ特措法	‥‥南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。
12	復興法	‥‥大規模災害からの復興に関する法律をいう。
13	南海トラフ地震	‥‥三重県の地震被害想定調査における(1)過去最大クラスの南海トラフ地震、(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震の２つの地震の総称
14	要配慮者	‥‥高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
15	避難行動要支援者	‥‥要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
16	その他の用語については、基本法の例による。	

第２章　防災関係機関等の責務等

第１節　町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割

１　町

町は、防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施します。

また、町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災･減災対策を推進します。

２　県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進するとともに、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施します。

また、市町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関にかかる防災対策の調整を行います。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、町、県及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災･減災対策及び防災活動を実施するとともに、町及び県の防災･減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとります。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び県の防災･減災対策及び防災活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施するとともに、町、県及びその他防災関係機関の防災･減災対策及び防災活動に協力します。

６　住民・自主防災組織・事業者

（１）住民

ア　住民は、常に地震災害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努めます。

イ　住民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は皆で守る共助の取組に努めます。

（２）自主防災組織

ア　自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努めます。

イ　自主防災組織は、地域において県、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努めます。

（３）事業者

ア　事業者は、常に地震・津波に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努めます。

イ　事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努めます。

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域にかかる地震・津波防災に関し、本町及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりです。

１　町

（１）町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
（２）防災対策の組織の整備
（３）防災施設の整備
（４）防災行政無線の整備と運用
（５）防災に必要な資機材の備蓄・整備
（６）防災のための知識の普及、教育及び訓練
（７）消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
（８）災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
（９）被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
(10) 地域住民に対する避難指示
(11) 被災者の救助に関する措置
(12) ボランティアの受入に関する措置
(13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
(14) 被災町営施設の応急対策
(15) 災害時の文教対策
(16) 災害時の交通及び輸送の確保
(17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
(18) 災害廃棄物の処理に関する措置
(19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
(20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
(21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

２　県

（１）県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
（２）防災対策の組織の整備
（３）防災施設の整備
（４）防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
（５）防災に必要な資機材の備蓄と整備
（６）防災のための知識の普及、教育及び訓練
（７）災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
（８）被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報

（９）被災者の救助に関する措置
(10) ボランティアの受入に関する措置
(11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
(12) 被災県営施設の応急対策
(13) 災害時の文教対策
(14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の混乱防止
(15) 災害時の交通及び輸送の確保
(16) 自衛隊の災害派遣要請
(17) 災害復旧の実施
(18) 災害廃棄物の処理に関する措置
(19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
(20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
(21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

３　消防（熊野市消防本部・熊野市消防署及び御浜・紀和・紀宝分署・あすか救護センター）
（１）火災の予防・警戒・鎮圧
（２）災害の防除及び被害の軽減
（３）救助・救急活動
（４）災害情報の収集・連絡等

４　警察（紀宝警察署）
（１）災害警備体制
（２）災害情報の収集・連絡等
（３）救出救助活動
（４）避難誘導
（５）緊急交通路の確保
（６）身元確認等
（７）二次災害の防止
（８）危険箇所等における避難誘導等の措置
（９）社会秩序の維持
(10) 被災者等への情報伝達活動
(11) 相談活動
(12) ボランティア活動の支援

５　自衛隊
（１）要請に基づく災害派遣
（２）関係機関との防災訓練に協力参加

６　指定地方行政機関

（１）　中部地方整備局（紀勢国道事務所　熊野維持出張所）

ア　防災関係機関との連携による応急対策の実施

イ　緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力

ウ　水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施

エ　道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施

オ　応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施

カ　路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

キ　航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

ク　緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

ケ　所管施設の緊急点検の実施

コ　情報の収集及び連絡

サ　情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施

シ　道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施

ス　海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施

（２）東海農政局

ア　農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る。）等の国土保全対策の推進

イ　農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集

ウ　被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導

エ　被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導

オ　農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導

カ　直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置

キ　町の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等の実施

ク　被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導

ケ　被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握

コ　食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

（３）近畿中国森林管理局三重森林管理署

ア　防災を考慮した森林事業

イ　国有林、治山施設等の整備

ウ　国有林における予防治山施設における災害予防

エ　国有林における荒廃地の復旧

オ　災害対策用復旧資機材の供給

（４）第四管区海上保安本部尾鷲海上保安部

ア　情報の収集及び伝達に関すること。

イ　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。

ウ　船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。

エ　船舶交通の障害の除去に関すること。

オ　海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。

カ　法令の海上における励行に関すること。

（５）津地方気象台（尾鷲測候所）・和歌山地方気象台（潮岬測候所）

ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

イ　気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に発表するとともに防災機関に伝達

ウ　市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力

エ　災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等

オ　県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

7　指定公共機関

（１）日本郵便株式会社（阿田和・市木・尾呂志・神志山郵便局）

ア　災害時における郵便業務の確保

（ア）郵便物の送達の確保

（イ）窓口業務の維持

イ　郵便業務に係わる災害特別事務取扱及び援護対策

（ア）被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡の無償交付

（イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除

（ウ）被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人、又は団体にあてた援助用の現金書留郵便物等の料金免除

（エ）被災者の援助を行う団体が被災者に配分する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金の配分

（２）東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

ア　南海トラフ地震臨時情報発表時の正確、迅速な伝達

イ　災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配

ウ　災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送

エ　災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免

オ　災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止・調査

カ　災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理

キ　機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理

ク　線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理

ケ　停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守

（３）西日本電信電話株式会社三重支店

ア　南海トラフ地震臨時情報をはじめとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡

イ　南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与

ウ　災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

エ　電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

オ　非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置

カ　被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

（４）株式会社ＮＴＴドコモ東海支社三重支店

ア　南海トラフ地震臨時情報をはじめとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡

イ　南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与

ウ　災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

エ　移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

オ　非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置

カ　被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

（５）ＫＤＤＩ株式会社中部総支社

ア　南海トラフ地震臨時情報をはじめとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡

イ　電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置

ウ　非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定

エ　被災通信設備の早急な災害普及措置

（６）ソフトバンク株式会社

ア　南海トラフ地震臨時情報をはじめとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡

イ　電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置

ウ　非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定

エ　被災通信設備の早急な災害普及措置

（７）日本赤十字社三重県支部

ア　南海トラフ地震臨時情報等の発令に伴う、医療、救護の派遣準備

イ　災害時における医療、助産及びその他の救助

ウ　救援物資の配分

エ　災害時の血液製剤供給

オ　義援金の募集及び配分

カ　その他災害救護に必要な業務

（８）日本放送協会津放送局

ア　災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害制御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を適切に編成して、災害時の混乱を防止し、人心安定と復旧に資するものとします。

イ　放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めます。

ウ　南海トラフ地震臨時情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知

エ　県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知

オ　県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

（９）関西電力送配電株式会社和歌山支社

ア　電力復旧に必要な要員及び資機材の確保

イ　電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施

ウ　地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携

エ　発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案

オ　電力供給施設の早期復旧の実施

カ　被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

８　指定地方公共機関

（１）公益社団法人三重県医師会（紀南医師会）

ア　医師会救護班の編成並びに連絡調整

イ　医療及び助産その他の救護活動

（２）一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社等）

ア　災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分

イ　災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

ウ　災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

（３）一般社団法人三重県トラック協会

災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上要請に対する即応体制の整備並びに配車

（４）ガス事業者（(一般社団法人）三重県ＬＰガス協会）

ア　需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施

イ　供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

（５）公益社団法人三重県歯科医師会（南紀歯科医師会）

ア　歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整

イ　歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施

（６）一般社団法人三重県建設業協会

ア　応急仮設住宅の建設への協力

イ　災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

（１）産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）

災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要資機材及び融資斡旋に対する協力

（２）危険物施設等の管理者

町等の防災機関と密接な連絡、並びに危険物等の防災管理の実施

（３）御浜土地改良区

御浜土地改良区所管の農地及び農業施設の復旧と防災管理

（４）防災上重要な施設の管理者

所管にかかる施設について防災管理を行うとともに、有事に際しては防災に関する保安措置、応急措置を実施し、当該施設にかかる災害復旧を実施

第３章　御浜町の特質及び既往地震・津波災害

第１節　御浜町の特質

１　地質及び構造地盤

これまでの調査によると、当町の沿岸部は、最新世及び現世の砂礫及び粘土の層となっており、尾呂志川の西部では熊野酸性岩類の黒雲母花崗斑岩で占められています。また、北部は石英を主成分とする熊野酸性岩類、中部では中新世のシルト砂岩、礫岩等、南部では古代三紀の砂岩及び泥岩がその地質の特徴となっています。

２　社会的条件

地震・津波災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現われる特徴をもっています。

災害被害を拡大する社会的要因は、主として次のような点が指摘されています。

（１）生活環境の近代化が進み、電気、水道、ガス、電話等は欠かせないものとなっており、これらに被害が発生した場合の情報不足等による生活面での不安が増大し、心理的危険性が予想されます。

（２）ガソリン等危険物を内蔵している自動車の増加により、地震・津波時の交通混乱によって被害が拡大する危険性があります。

（３）令和２年度の国勢調査では、本町の総人口は 8,079 人であり、そのうち 65 歳以上高齢者数は 3,304 人（高齢化 40.9%）となっています。また、総世帯 3,711 世帯のうち、65 歳以上単独世帯は 847 世帯となり、高齢化の進行により、自力で避難行動をとることが困難なため避難行動に特に配慮を要する住民や単独世帯への対応が必要となっています。

（４）観光の繁忙期や週末など多数の観光客の訪問が見込まれる時期に大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定されます。

また、次のような近年の社会的条件の変化やニーズに対応することが求められています。

（５）情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピューターや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大しており、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定されます。

（６）東日本大震災では、女性や障がい者等の多様なニーズへの配慮が課題とされ、災害が発生した際の多様なニーズを反映するため、防災対策の推進にあたって女性や障がい者等の積極的な参画を促進することが求められています。

第２節　三重県における既往の地震とその被害（県計画より抜粋）

三重県に過去影響を及ぼした地震は、大きく「太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震」と「陸域の浅いところで発生する地震」、「遠地津波による被害」の三つに分類することができます。

これらの三つの種類の地震と、三重県に過去影響を及ぼした地震の概要を以下及び別表に示します。

１　太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震

（１）フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震

［1946 年南海地震］

1946 年（昭和 21 年）12 月 21 日に発生した。三重県内は、震度４～５相当の揺れに見舞われた。津波は、九州から房総半島南部の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島の太平洋沿岸で４～６ｍに達した。三重県内の被害は、死者 11 人、負傷者 35 人、住家全壊 65 棟、住家流失 23 棟など。

［1944 年東南海地震］

第二次世界大戦中の 1944 年（昭和 19 年）12 月７日に発生した。三重県のほぼ全域が震度５相当以上の揺れに見舞われ、沿岸部の一部では震度６相当となった。津波は、紀伊半島西部から伊豆半島の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島東部沿岸で６～９ｍに達した。三重県内の被害は、死者・行方不明者 406 人、負傷者 607 人、住家全壊 1,826 棟、住家流失 2,238 棟など。

［1854 年安政東海地震、安政南海地震］

1854 年 12 月 23 日（嘉永７年 11 月４日）に安政東海地震が、30 時間後の同年 12 月 24 日（同５日）に安政南海地震が発生した。23 日の地震では、四国東部から房総半島までの太平洋沿岸を津波が襲い、三重県の一部では津波の高さが 10ｍに達した。志摩半島では、震度６強又は６弱相当の揺れになったと推定されている。

［1707 年宝永地震］

1707 年 10 月 28 日（宝永４年 10 月４日）に発生した。2011 年（平成 23 年）３月 11 日の東北地方太平洋沖地震の発生までは、国内で発生した史上最大規模の地震であった。津波は、四国から伊豆半島の広い範囲で高さ５ｍ以上に達し、三重県尾鷲市の周辺では、８～10ｍに達するところもあったと推定されている。また、震度６強から６弱相当の揺れになったと推定されている範囲は、三重県内の一部を含む九州東部から甲信地域に及んでいる。

（２）沈み込むフィリピン海プレート内部の地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、沈み込むフィリピン海プレート内部で発生した陸域のやや深い地震としては、三重県・奈良県の県境付近で発生した 1899 年（明治 32 年）の地震（M7.0、震源の深さ 40～50㎞（推定）、紀伊大和地震と呼ぶこともある。）が、このタイプの地震であると考えられている。この地震では、三重県内で死者７名などの被害が生じた。また、奈良県のやや深いところで発生した 1952 年（昭和 27 年）の吉野地震（M6.7、震源の深さ 61㎞）も陸域のやや深い地震であり、三重県内でも小被害が生じた。

近年の地震としては、2004 年（平成 16 年）９月５日に紀伊半島南東沖で発生した地震（M 7.4、震源の深さ 44km）がフィリピン海プレート内で発生した地震であると考えられている。この地震により、松阪市や香良洲町（当時、現在の津市香良洲町）で震度５弱の揺れを観測した。「三重県南部」に津波警報が、「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表され、鳥羽で最大 33cm、尾鷲で最大 58cm の津波をそれぞれ観測した。

２　陸域の浅いところで発生する地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、陸域の浅いところで発生した地震（活断層を震源とする内陸直下型地震）としては、1854 年７月９日（嘉永７年６月 15 日）の伊賀上野付近の地震（M7 1/4、伊賀上野地震と呼ぶこともある。）が知られている。この地震により、伊賀上野付近で死者 600 余名、周辺地域を含めると約 1,300 名の死者を出すなど、被害は伊賀上野から奈良・大和郡山にかけての地域で著しいものとなった。この地震は木津川断層帯で発生したと考えられている。また、1891 年（明治 24 年）10 月 28 日に発生した濃尾地震（M8.0）のように周辺地域で発生する地震によっても、三重県内で被害が生じたことがあり、1586 年１月 18 日（天正 13 年 11 月 29 日）に発生した天正地震のように、三重県内の一部で震度６相当の揺れに見舞われたと推定されている事例もある。

なお、「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」（地震調査委員会、2013）に述べられているように、西南日本内陸の地殻内の地震活動に注目すると、Ｍ７程度以上の地震は、1860～1900 年の約 40 年間では２回、昭和東南海地震及び昭和南海地震の直前約 40 年間（1900～1943 年）では３回であったものが、1854 年の安政東海地震及び安政南海地震の直後６年間に４回、1944～1946 年の昭和東南海地震及び昭和南海地震の後６年間に２回であったなど、これまでの研究成果から、南海トラフの大地震の前後に西南日本内陸の地震活動が活発化したことが知られている。

３　遠地津波による被害

上記１及び２のほか、太平洋の遠い海域で発生し日本へ来襲する遠地津波によって、三重県内に影響を与えた主な事例としては、1960 年（昭和 35 年）のチリ地震津波、2010 年（平成 22 年）のチリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波などがある。

［1960 年チリ地震津波］

1960 年（昭和 35 年）５月 22 日にチリ沖で地震が発生し、翌 23 日に日本の各地に津波が押し寄せた。三重県沿岸での津波の高さは、おおむね１～４ｍ。

三重県内の被害は、住家全壊２棟、住家家屋流失１、床上浸水 3,267 棟、床下浸水 2,885 棟、船舶被害（沈没・流失・破損など）69 隻など。

［2010 年チリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波］

2010 年（平成 22 年）２月 27 日 15 時 34 分（日本時間）頃にチリ中部沿岸で地震が発生し、翌 28 日から３月１日にかけて、日本の各地に津波が押し寄せた。28 日９時 33 分に三重県沿岸（「伊勢・三河湾」、「三重県南部」）に津波警報が発表され、21 時 13 分に津波注意報への切り替えがなされた後、「伊勢・三河湾」は 23 時 36 分に解除、「三重県南部」は３月１日８時 40 分に解除された。鳥羽で 56ｃｍ（19 時 59 分）、尾鷲で 63ｃｍ（17 時 05 分）、熊野市遊木で 49ｃｍ（17 時 00 分）の津波をそれぞれ観測した。

三重県内の被害は、船舶被害１隻、被害総額 256,767 千円（公共土木施設被害 378 千円、農林水産商工関係被害 256,389 千円）。

［引用・参考文献］

地震調査委員会（2009）:「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－〈第２版〉」、490pp

地震調査委員会（2013）:「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」、94pp

宇佐美龍夫（2003）:「最新版　日本被害地震総覧［416］-2001」、東京大学出版会、605pp

渡辺偉夫（1998）:「日本被害地震総覧」、東京大学出版会、206pp

（別表）三重県に過去影響を及ぼした主な地震・津波の概要

西暦（和暦）	地域（名称）	M	県内の主な被害（カッコは全国での被害）
684.11.29 （天武 13）	土佐その他南海・東海・西海地方	8 1/4	（南海トラフ沿いの巨大地震。諸国で家屋の倒壊、津波あり、死傷者多数）
887.8.26 （仁和３）	五畿・七道	8.0～ 8.5	（南海トラフ沿いの巨大地震。京都で家屋倒壊多く、圧死者多数　沿岸部で津波による溺死者多数）
1096.12.17 （永長１）	畿内・東海道	8.0～ 8.5	東海沖の巨大地震と考えられる。伊勢で津波被害あり。
1099.2.22 （康和１）	南海道・畿内	8.0～ 8.3	（南海沖の巨大地震と考えられる。興福寺、摂津天王寺などで被害）
1361.8.3 （正平 16）	畿内・土佐・阿波	8 1/4 ～8.5	（南海トラフ沿いの巨大地震。各地で、強い揺れ、津波により、死者多数）
1498.9.20 （明応７）	東海道全般	8.2～ 8.4	南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部で津波被害。伊勢大湊で溺死者 5,000 人など。
1605.2.3 （慶長９）	（慶長地震）	7.9	南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部に津波来襲
1707.10.28 （宝永４）	（宝永地震）	8.6	南海トラフ沿いの巨大地震。尾鷲付近で、死者 1,070 人以上、家屋流失 1,510 棟。その他県内で、死者 57 人、負傷者 73 人、家屋全壊 2,333 棟、同流失 601 棟
1854.7.9 （安政１）	伊賀・伊勢・大和及び隣国（伊賀上野地震とも呼ばれる。）	7 1/4	伊賀上野付近で死者約 600 人、家屋全壊 2,000 棟余、周辺でも被害あり。
1854.12.23 （安政１）	（安政東海地震）	8.4	（東海沖の巨大地震。強い揺れ及び津波により、関東から近畿にかけて被害。住家前回・焼失約 30,000 棟、死者 2,000～3,000 人）
1891.10.28 （明治 24）	（濃尾地震）	8.0	北部を中心に被害。死者１人、負傷者 17 人、家屋全壊 625 棟
1899.3.7 （明治 32）	紀伊半島南東部（紀伊大和地震とも呼ばれる。）	7.0	南部を中心に被害。木ノ本・尾鷲で死者７人、負傷者 62 人、家屋全壊 35 棟
1944.12.7 （昭和 19）	（東南海地震）	7.9	強い揺れ及び津波により被害。死者・行方不明者 406 人、負傷者 607 人、住家全壊 1,826 棟、同流失 2,238 棟
1946.12.21 （昭和 21）	（南海地震）	8.0	強い揺れ及び津波により被害。死者 11 人、負傷者 35 人、住家全壊 65 棟、同流失 23 棟

西暦（和暦）	地域（名称）	M	県内の主な被害（カッコは全国での被害）
1952.7.18 （昭和 27）	（吉野地震）	6.7	（死者９人、負傷者 136 人、住家全壊 20 棟）
1960.5.23 （昭和 35）	（チリ地震津波）	9.5 （注）	津波により被害。住家全壊２棟、同流失１棟。
2004.9.5 （平成 16）	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者８人
2007.4.15 （平成 19）	三重県中部	5.4	負傷者 12 人
2011.3.11 （平成 23）	東北地方太平洋沖	9.0 （注）	負傷者１人
2018.6.18 （平成 30）	大阪府北部	6.1	負傷者２人

「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－〈第２版〉」（地震調査委員会、2009）より引用。

（注）「チリ地震津波」のマグニチュードは、モーメントマグニチュード（Mw）で、他の地震のマグニチュードと異なる。

第４章　被害想定

第１節　県による地震被害想定

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界地震及び地殻上部の活断層を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震です。現在、三重県等が示している想定地震及びその被害想定は、以下のとおりです。

本町における被害の想定は、これらの最大値とします。

１　県による地震被害想定

（１）南海トラフ巨大地震【南海トラフ（海溝型）で発生する地震】

今回の地震被害想定調査では、これら予測を行うにあたり南海トラフを震源域とする地震について、以下の２クラスを想定しています。

①　あらゆる科学的見地から考慮し、発生する確率は低いものの理論上では起こり得る地震として「理論上最大クラス」の地震

②　南海トラフで発生する地震として、過去おおむね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、歴史的にこの地域に繰り返し起こり得ることが実証されている「過去最大クラス」の地震

（２）陸活断層による地震【内陸の活断層（直下型）による地震】

また、内陸の活断層が動くことによる地震については、③「養老－桑名－四日市断層帯」、④「布引山地東縁断層帯（東部）（注)」、⑤「頓宮断層」の３ケースを想定し、南海トラフ地震の２ケースを合わせた計５ケースを以下のように想定しています。

各市町最大震度一覧表

市町名	最大震度						
		今回想定					三重県(2005)(東海・東南海・南海地震)
	内閣府(2012)(陸側ケース)	① 南海トラフ(理論上最大)	② 南海トラフ(過去最大)	③ 養老ー桑名ー四日市断層帯	④ 布引山地東縁断層帯(東部)	⑤ 頓宮断層	
桑名市	6強	7	6弱	7	6強	5強	6弱
いなべ市	6弱	6強	6弱	7	6弱	6弱	6弱
木曽岬町	6強	7	6弱	7	6強	5強	6弱
東員町	6強	6強	6弱	7	6弱	5強	6弱
四日市市	6強	7	6強	7	6強	6弱	6弱
菰野町	6強	6強	6弱	6強	6弱	5強	6弱
朝日町	6強	6強	6弱	7	6強	5強	6弱
川越町	6強	7	6弱	7	6強	6弱	6弱
鈴鹿市	7	7	6強	7	7	5強	6強
亀山市	6強	6強	6弱	6強	6強	6弱	6強
津市	7	7	6強	6強	7	6弱	6強
松阪市	7	7	6強	6弱	7	5強	6強
多気町	7	7	6強	5強	6強	5強	6強
明和町	7	7	6強	6弱	6強	5強	6強
大台町	6強	7	6強	5強	6強	5弱	6強
伊賀市	6強	6強	6弱	6弱	6弱	6強	6弱
名張市	6弱	6強	6弱	5強	6弱	6弱	5強
伊勢市	7	7	6強	6弱	6弱	5強	6強
鳥羽市	7	7	6強	6弱	6弱	5強	7
志摩市	7	7	7	5強	6弱	5弱	7
玉城町	7	7	6強	5強	6弱	5強	6強
南伊勢町	7	7	7	5強	6弱	5弱	7
大紀町	7	7	6強	5強	6強	5弱	6強
度会町	7	7	6強	5強	6強	5強	6強
尾鷲市	7	7	6強	4	5弱	4	6強
紀北町	7	7	6強	5弱	6弱	5弱	6強
熊野市	7	7	7	4	5弱	4	6強
御浜町	7	7	7	4	5弱	4	6強
紀宝町	7	7	6強	4	4	4	6強

想定地震における震度予測図

過去最大クラスの南海トラフ地震

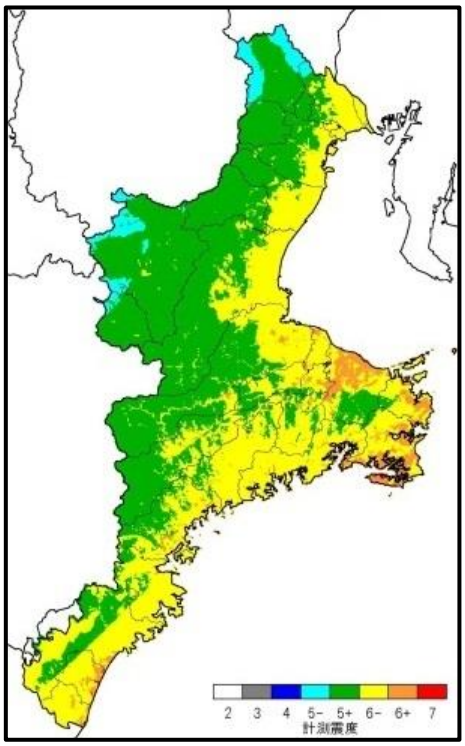

	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積（㎢）	0	191.5	2,843.9	2,449.2	287.2	5.6
面積割合（%）	—	3.3%	49.2%	42.4%	5.0%	0.1%

理論上最大クラスの南海トラフ地震

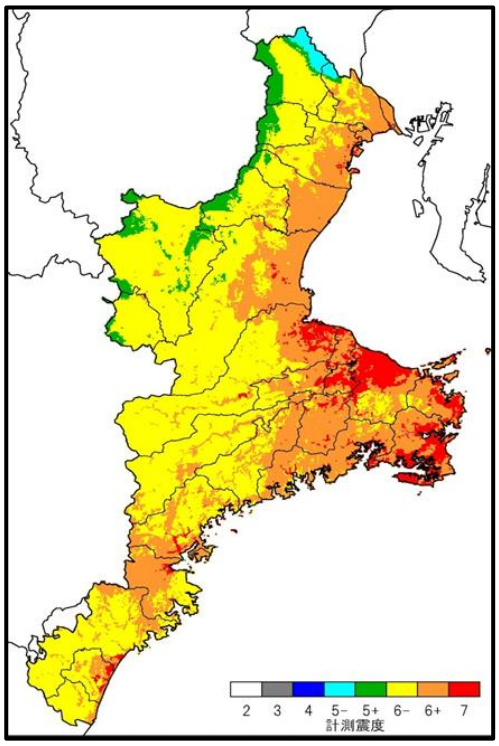

	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積（㎢）	0	44.4	261.4	3,164.0	1,919.3	388.2
面積割合（%）	—	0.8%	4.5%	54.8%	33.2%	6.7%

過去最大クラスの南海トラフ地震による沿岸評価点における 20cm 津波到達時間及び最大津波高一覧表

※「20cm 津波到達時間（分）」は、地震発生に伴う地殻変動後の水位を初期水位として、そこから水位が 20cm 上昇するまでに要する時間を示しています。T.P.は、全国の標高の基準となる海水面の高さ（東京湾平均海面）です。

地点名	三重県（2014）過去最大クラス計算結果	
	20cm 津波到達時間（分）（※）	最大津波高（m）（T.P.上）
御浜町志原	4	9.2
御浜町下市木（浜）	4	9.6
御浜町下市木	4	9.4
御浜町役場	4	8.2
御浜町阿田和	4	7.0

東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の沿岸評価点における津波到達時間等一覧表

※「50cm 津波到達時間（分）」は、地震発生に伴う地殻変動後の水位を初期水位として、そこから水位が 50cm 上昇するまでに要する時間を示しています。

地点名	平成 23 年三重県津波浸水予測（M9.0）		
	50cm 津波到達時間（分）（※）	最大津波到達までに要する時間（分）	最大津波高（m）
御浜町志原	4	12	13.65
御浜町下市木（浜）	4	12	12.77
御浜町下市木	4	12	12.48
御浜町役場	4	12	12.96
御浜町阿田和	4	12	12.64

参考：平成 24 年 8 月　内閣府公表　南海トラフの巨大地震による津波高　等（第二次報告）

※理論上最大クラスに相当

地点名	津波到達時間（分）（1m以上）	津波到達時間（分）（3m以上）	津波到達時間（分）（10m以上）	最大津波高（m）	市町最大津波高（m）
御浜町志原	7	8	32	14.48	16
御浜町下市木（浜）	7	8	32	15.40	
御浜町下市木	7	8	32	15.48	
御浜町役場	7	8	32	13.19	
御浜町阿田和	7	8	32	10.04	

被害想定　　（県地震被害想定結果　平成 26 年３月　－数表等－より抜粋作成）

区分 ＼ 想定地震［ケース］			南海トラフ地震［過去最大クラス］	南海トラフ地震［理論上最大クラス］
最大震度			7	7
最大死者数（人）			約 100	約 600
	〔早期避難率低〕		約 100	約 600
	〔早期避難率高＋呼びかけ〕		約 90	約 200
	〔全員直後避難〕		約 90	約 200
重傷者数（人）			約 100	約 300
軽傷者数（人）			約 300	約 500
全壊・焼失棟数の最大値（棟）			約 1,300	約 3,100
建物倒壊等による最大自力脱出困難者数-深夜（人）			約 200	約 400
避難者数（人）	1 日後		約 1,800	約 3,900
	1 週間後		約 3,400	約 5,000
	1 ケ月後		約 6,500	約 8,400
帰宅困難者数（人）				約 810
孤立集落の発生可能性のある集落数　※			10	19
ライフライン被害にかかる想定結果	上水道	給水人口		約 9,100
		震災直後断水率	100%	100%
		1 ケ月後断水率	70%	93%
	下水道	処理人口		約 2,600
		震災直後機能支障率	100%	100%
		1 ケ月機能支障水率	13%	15%
	電力	需要家数		約 9,900
		震災直後停電率	89%	95%
		1 週間停電水率	0%	4%
	固定電話	回線数		約 3,400
		震災直後不通回線率	90%	90%
		1 ケ月後不通回線率	5%	6%

※孤立可能性のある集落数は、（三重県内は農業集落 315、漁業集落 85）は、平成 21 年５月 14 日～８月 31 日に実施された「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」（内閣府）によるものであり、さらに地震の震度や津波浸水の状況を加味して孤立する可能性が高い集落数を絞り込んだものです。

（参考）孤立の定義

本調査結果での孤立の定義は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で通行可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難若しくは不可能となる状態としています。

・地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
・地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
・津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
・地震又は津波による船舶の停泊施設の被災

（「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」（内閣府）より抜粋）

第２部　災害予防・減災対策

第２部　災害予防・減災対策

南海トラフ巨大地震は、広範囲で強い揺れと巨大な津波が発生し、同時多発の火災、交通混乱等、想像を超えた各種の被害をもたらすことが想定されています。第２部の災害予防・減災対策は、災害が発生した場合にその被害を最小限にとどめるための施策及び事業等について定め、住民、地域、各種団体、企業・事業所等とともに取り組んでいくことを基本とします。

第２部の災害予防・減災対策の構成

章	節
第１章　自助・共助を育む対策の推進	第１節　住民及び地域の防災力向上 第２節　防災人材の育成・活用 第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 第４節　ボランティア活動の促進 第５節　企業・事業所の防災対策の促進 第６節　児童生徒・園児等にかかる防災教育・防災対策等の推進
第２章　津波予防・避難対策等の推進	第１節　津波予防対策 第２節　避難対策等の推進
第３章　地震・津波に強いまちづくりの推進	第１節　市街地・建築物等の防災対策の推進 第２節　公共施設等の防災対策の推進 第３節　危険物施設等の防災対策の推進 第４節　地盤災害防止対策の推進
第４章　緊急輸送の確保	第１節　輸送体制の整備
第５章　防災体制の整備・強化	第１節　災害対策機能の整備及び確保 第２節　情報収集・伝達機能の整備及び確保 第３節　医療・救護体制及び機能の確保 第４節　応援・受援体制の整備 第５節　物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備 第６節　消防、救急・救助体制の強化 第７節　ライフラインにかかる防災対策の整備 第８節　防災訓練の実施 第９節　災害廃棄物処理体制の整備
第６章　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応 第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対応 第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対応

第１章　自助・共助を育む対策の推進

第１節　住民及び地域の防災力向上

【 主 幹 課 】　総務課

“災害から命を守るため”の防災知識の普及・啓発や災害に強い町を支える人づくりなど、各地域での防災対策事業を推進し、住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、減災に向けた住民運動を展開し、防災風土の醸成を図ります。

【施策の体系】

- 第１節　住民及び地域の防災力向上
  - 第１項　普及・啓発事業の実施
  - 第２項　地域コミュニティによる防災対策の促進

第１項　普及・啓発事業の実施

１　住民等に対する普及・啓発

町は、住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、防災・減災対策及び適切な発災時の防災行動等について、住民等に具体的な防災情報を伝え、防災関係機関の協力を得ながら、多様な手段を用いて普及・啓発活動を実施します。

また、防災知識の普及・啓発にあたっては、災害時の様々な要配慮者の視点や男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

（１）普及・啓発の内容

町は、防災についての正しい知識、防災対応等について次の普及・啓発を推進します。

ア　南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識

イ　緊急地震速報や津波警報等の発表時に取るべき行動等

ウ　避難指示等を町が発令するときに取るべき行動等

エ　地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火

オ　津波浸水予測地域や山崩れ、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所に関する知識

カ　避難所及び避難生活に関する知識等

キ　地震発生時において自動車運転者がとる適切な行動等

ク　住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備等

ケ　災害伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等

コ　出火防止や救助活動への協力、要配慮者への支援など、災害発生時に取るべき自助、共助の防災活動に関する知識等

サ　応急手当看護に関する知識

シ　各地域に伝承されている災害教訓等

ス　その他、災害に関して住民に伝えるべき知識や対策

（２）普及・啓発の方法

自主防災組織等が実施する研修会・講演会等のほか、防災マップ、広報紙、町ホームページ等の様々な媒体を通して、普及・啓発を図ります。

また、消防機関と連携し、危険物を有する施設、病院、福祉施設、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を促進します。

２　“発災後 72 時間生き延びるための”個人備蓄の促進

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえて、各家庭、職場等において３日間程度（できれば１週間程度）の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の個人備蓄の促進を啓発します。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄の啓発に努めます。

３　“津波から命を守るため”の防災対策の周知徹底

町は、あらゆる機会を通じて、住民等に対し、津波は長時間続いて何度も襲来するといった津波の特性等の正確な知識、津波浸水予測地域等の防災マップ、津波に対する事前対策（家庭・企業等での備蓄確保、安否確認方法の確認・周知等)、津波時に取るべき避難行動等の周知徹底を図ります。

４　被災後の避難所運営や生活再建に関する防災対策

町は、災害時の避難所での避難生活や生活再建の混乱を軽減するため、住民等に対して、「避難所運営マニュアル」等に基づいた実践的な防災訓練を促進するとともに、被災後の生活再建に必要な知識（罹災証明の申請、生活再建に必要な知識等）等について周知に努めます。

５　家族防災会議の開催

非常時の連絡方法等を家族間で共有し、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努めます。

第２項　地域コミュニティによる防災対策の促進

町は、地区防災計画の策定など、地域における自発的な自助・共助による防災活動を促進し、地域の防災力向上を図る取組を支援します。

（１）地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援

（２）地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援

（３）津波の浸水が想定される地域において、「地域における津波避難計画の作り方」、や「個人の津波避難計画（Ｍｙまっぷラン）を活用した地域独自の津波避難計画及び地区防災計画の作成の促進

（４）地域独自の防災訓練実施等への支援

第２節　防災人材の育成・活用

【 主 幹 課 】　総務課

「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、女性や若者の防災人材や災害ボランティアの育成に努めます。

【施策の体系】

第２節　防災人材の育成・活用
└ 第１項　防災人材の育成及び活用

第１項　防災人材の育成及び活用

１　住民等を対象とした人材育成等

町は、避難所運営等における女性への配慮等や継続した防災人材の確保を踏まえ、女性や若い世代の防災人材の育成に努めていきます。

２　自主防災組織員を対象とした教育・啓発

町は、自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行います。

また、県が実施する自主防災組織交流会や防災人材育成事業等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進します。

第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

【 主 幹 課 】	総務課
【関係機関等】	消防団

「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位で自主防災組織の育成・強化を推進します。また、消防団の装備・施設の充実等により消防団の強化を図ります。

【施策の体系】

- 第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化
  - 第１項　自主防災組織の活動支援及び活性化
  - 第２項　消防団の強化・活性化

第１項　自主防災組織の活動支援及び活性化

１　自主防災組織への支援

町は、各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう支援するとともに、組織の活性化に向けた以下の支援に努めます。

（１）自主防災組織による地区防災計画や個別避難計画等の作成を支援します。

（２）女性や若年層の参画など組織の活性化を促進します。

（３）県及び防災関係機関等が実施する人材育成研修を活用し、自主防災組織リーダーの育成を促進します。

（４）自主防災組織連絡会議等の活動等を通じて、相互に連絡が取り合えるネットワーク化を推進するとともに、避難所運営等地域単位の課題解決について支援します。

（５）訓練等の自主防災活動について支援します。

第２項　消防団の強化・活性化

１　消防団の強化

町は、住民の消防団活動への参加を促進し、消防団員の確保に努めます。

また、消防技術の向上を図るとともに、団員等による住民に対する啓発や訓練指導を推進します。

あわせて、消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努めます。

２　住民に対する消防団活動の周知

町は、広報紙、各種イベント等を活用し、消防団活動の意義や重要性の周知を図り、住民の理解・協力を促進します。

３　自主防災組織等との連携

消防団は、自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を推進します。

第４節　ボランティア活動の促進

【 主 幹 課 】	健康福祉課
【 関 係 課 】	総務課
【関係機関等】	社会福祉協議会

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合、膨大な各種援護が必要となり、ボランティアの積極的な参加が期待されます。ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しつつ、防災活動に取り組むボランティア等が自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境整備を行います。

【施策の体系】

- 第４節　ボランティア活動の促進
  - 第１項　ボランティア活動の環境整備等
  - 第２項　防災活動に取り組むボランティア関係団体等の協力体制の構築
  - 第３項　災害ボランティア人材の確保・育成

第１項　ボランティア活動の環境整備等

１　災害ボランティアセンターの活動環境や活動条件の整備

町は、災害時に円滑なボランティア活動ができるよう、町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置や運営マニュアルの整備により、ボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図ります。

２　ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

町は、町社会福祉協議会と連携し、町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を構築するため、県や県社会福祉協議会などの関係機関が実施する会議や研修会、訓練等を通じ平時より情報の共有を図り連携の構築に努めます。

第２項　防災活動に取り組むボランティア関係団体等の協力体制の構築

町は、町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるボランティア等の活動支援に努めます。

また、常時に多様な活動を展開しているボランティア等に対し、情報提供や検討会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行えるように働きかけ、災害時の町内における協力体制の整備に努めます。

第３項　災害ボランティア人材の確保・育成

町は、町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの確保・育成を図ります。

（１）知識や経験、資格等を持った専門職ボランティアの登録促進

（２）災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成

（３）災害ボランティア活動の広報･啓発等による、住民及び事業所の災害ボランティア等への参画促進

第５節　企業・事業所の防災対策の促進

【 主 幹 課 】	総務課
【 関 係 課 】	企画課
【関係機関等】	消防本部、消防団

町は、町内の企業・事業所に対し、町や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連絡・連携体制の強化を図り、企業・事業所及び従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等の要請に努め、総合的な地域防災力の向上を図ります。

【施策の体系】

- 第５節　企業・事業所の防災対策の促進
  - 第１項　企業・事業所の防災対策の促進
  - 第２項　地域との連携強化

第１項　企業・事業所の防災対策の促進

１　企業・事業所の防災教育の推進

（１）防災教育の推進

町は、企業による従業員等の防災教育、防災訓練等を支援し、防災意識の高揚と防災力向上の促進に努めます。

（２）防災上重要な施設の管理者に対する防災教育

危険物施設や不特定多数の者が出入りする大規模商業施設、宿泊施設等防災上重要な施設の管理者に対し、消防機関と協力して防災訓練、安全講習会等への参加を促します。

２　防災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成促進

町は、災害時における顧客・従業員等の安全確保とともに、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業･事業所の防災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成を促進します。

３　自衛消防組織の活動支援

町は、企業･事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援に努めます。

第２項　地域との連携強化

町は、自主防災組織等が行う行事や防災訓練等に企業･事業所が積極的に参加するよう促し、災害の予防及び発災時の対策に備えた連携強化に努めます。

また、災害時に町や各種団体が企業･事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努めます。

第６節　児童生徒・園児等にかかる防災教育・防災対策等の推進

【 主 幹 課 】　教育委員会、健康福祉課

小中学校や保育所等において必要な耐震対策や津波避難対策を進めるとともに、防災教育の充実により、児童生徒・園児等の安全確保と家庭や地域への防災啓発を図ります。
また、学校・保育所等と地域社会の連携による防災対策を促進します。

【施策の体系】

- 第６節　児童生徒・園児等にかかる防災教育・防災対策等の推進
  - 第１項　児童生徒・園児等にかかる防災教育・防災対策の推進
  - 第２項　児童生徒・園児等にかかる安全対策、地震・津波対策の推進
  - 第３項　地域と小中学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進

第１項　児童生徒・園児等にかかる防災教育・防災対策の推進

１　防災体制の整備及び避難計画等の策定

小中学校・保育所等では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、各教職員・保育士等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定めるとともに、学校防災人材の育成に努めます。

また、小中学校では校長、保育所等は所（園）長が実施責任者となり、立地状況に応じた災害時の職務担当、避難の指示方法、具体的な避難場所・経路・誘導方法を定めた避難計画等を策定します。

２　防災訓練の実施

小中学校・保育所等では、児童生徒・園児等の安全を確保するために、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう毎年１回以上、避難訓練等を実施し、必要に応じて避難計画等を修正します。

３　小中学校における防災教育の充実

小中学校では、将来の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすこととなる小中学校の児童生徒に対して、県配布の「防災ノート」を活用するなど学校教育における系統的・計画的な地震・津波防災教育の充実・向上を図ります。

第２項　児童生徒・園児等にかかる安全対策、地震・津波対策の推進

１　施設の安全対策

町は、小中学校・保育所等施設の安全対策の充実を図るとともに、必要な施設・設備等の整備を推進します。

２　児童生徒・園児等の安全確保

小中学校・保育所等では、登下校時等の児童生徒・園児等の安全を確保するため、情報収集伝達、児童生徒・園児等の誘導、保護者との連携、その他登下校（園）時の危険を回避するための方法等について対策を検討します。

３　津波対策の推進

（１）津波避難訓練の実施

海岸や河口付近の小中学校・保育所等では、津波避難計画を整備し、津波を想定した避難訓練の実施の徹底を図るとともに、避難にあたっての具体的な課題と対策を検討します。

（２）津波防災教育の推進

児童生徒・園児等に対しては正しい津波に対する知識について教育するとともに避難指示、津波警報発表時等の対応について周知徹底を図り、津波避難ルートの確認等の津波防災学習を実施します。

また、教職員・保育士等は、研修等を通じて、津波時における対処方法などの知識を高めます。

第３項　地域と小中学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進

１　地域との合同防災訓練の実施

小中学校・保育所等では、保護者、自主防災組織等及び防災関係機関等との連携を図りながら、地域との合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に小中学校・保育所等と地域が担う役割分担などを整理し、相互が確認に努めます。

２　学校が避難所となった際の対策の地域と学校の共有化

小中学校では、災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に調整し、対策の共有化を図ります。また、学校と地域との連携により、児童生徒等による地域防災活動への参画や共助を通した地域社会への貢献などを促進します。

第２章　津波予防・避難対策等の推進

第１節　津波予防対策

【 主 幹 課 】	総務課
【 関 係 課 】	建設課
【関係機関等】	消防団

南海トラフ巨大地震が発生した場合、短時間で本町沿岸部へ津波が来襲することが想定されます。町は、県及び防災関係機関との連携により津波発生時又は発生のおそれがある場合の早急な情報伝達等、適切な対策を行う防災体制を確立します。

【施策の体系】

- 第１節　津波予防対策
  - 第１項　津波に対する防災体制の確立

第１項　津波に対する防災体制の確立

１　御浜町津波避難計画の策定

町は、地震・津波発生直後から津波が終息するまでのおおむね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための「御浜町津波避難計画」を策定し、津波避難対策を推進するとともに、住民等への周知を図ります。

２　津波警報等の緊急情報を迅速に伝達する体制の確立

（１）御浜町津波避難計画の策定

町は、住民等が津波から迅速に避難できるよう、「御浜町津波避難計画」に基づき、平常時から津波危険地域、避難経路、避難場所を周知します。

（２）情報伝達手段の多様化

防災行政無線、サイレン、緊急速報メール（エリアメール）等多様な情報伝達手段を活用し、津波警報等の緊急情報の伝達について空白域が生じないように努めます。

（３）全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の活用

全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と防災行政無線等の情報伝達システムを連動させ、国から配信される緊急情報を住民等に対し瞬時に伝達することが可能となる自動放送システムの活用を図ります。

３　海岸保全施設等の推進

（１）海岸保全事業等の推進

町は、南海トラフ巨大地震等の大規模地震を想定し、海岸及び河川の防波堤等の耐震化、無堤防区間の整備等を国・県に要望します。

（２）防潮扉等の開閉

各施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、防潮扉、水門、樋門等の迅速、的確な開閉を行う管理体制を整備し、工事中のものも含め施設の被災を最小限にくい止める対策を実施します。

４　海面監視体制の確立

町は、強い地震（震度４以上の地震）を感じたときは、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがあるので、津地方気象台から津波のおそれがない旨の地震情報が通報されるまで安全な地点で海面を監視する体制を確立します。

５　津波避難の意識啓発

住民等に対し、以下の津波避難についての意識啓発を図ります。

（ア）強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜や河川から離れ、急いで安全な場所に避難すること。

（イ）地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難すること。

（ウ）避難後、正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線等を通じて入手すること。

（エ）津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。

（オ）津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかないこと。

６　津波避難対策の促進

町は、津波浸水が予想される区域を津波浸水予測区域とし、津波が発生するおそれが生じた場合、率先的かつ迅速な避難行動が実施されるよう津波避難対策に取り組みます。

第２節　避難対策等の推進

【 主 幹 課 】	総務課
【 関 係 課 】	企画課、税務課、住民課、健康福祉課、生活環境課、建設課、教育委員会
【関係機関等】	消防団

南海トラフ巨大地震等大規模地震が発生したとき、住民等が安全に避難できるための避難場所・避難所、避難路、避難施設等を点検、整備するとともに、住民が迅速な避難活動ができるようこれらの施設を住民等に周知します。

また、避難指示等の基準、避難誘導体制及び避難所の運営管理体制を確立します。

【施策の体系】

- 第２節　避難対策等の推進
  - 第１項　避難場所、避難路等の指定・周知
  - 第２項　避難指示等の基準の策定等
  - 第３項　避難誘導体制の整備
  - 第４項　避難所運営体制の確立

第１項　避難場所、避難路等の指定・周知

町は、基本法第 49 条の４に定める指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）、同法第 49 条の７に定める指定避難所（以下「避難所」という。）、並びに避難路をあらかじめ指定します。なお、指定にあたっては、必要に応じて管内の警察・消防等の防災関係機関と協議して定めます。

１　避難場所の指定・周知

（１）避難場所の指定

町は、津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所について、内閣府令で定める基準に適合するものを避難場所として指定・周知します。

（２）避難場所の周知

指定後は避難経路等を表示した案内図や案内標識等を設置し、住民及び観光客等に対する周知を図ります。

２　避難所（福祉避難所含む。）の指定・周知

（１）避難所（福祉避難所含む。）の指定

町は、被災者が一定期間滞在する避難所について、安全に一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準の適合を考慮し、避難所を指定・周知します。また、避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の収容施設として、必要に応じて避難所に併設して、又はあらかじめ協定を締結した社会福祉施設等を活用し、福祉避難所の確保に努めます。

（２）指定にあたっての留意事項

ア　長期にわたる避難を想定したうえで適切な施設等を選定し、平常時から防災施設としての整備を図ります。

イ　被災者の安全を確保し、避難生活のために必要な設備・物資の整備を図ります。

ウ　避難所のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ります。

エ　被災地内外を問わず宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討します。

オ　テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ります。

３　避難場所・避難所、避難路、避難施設の整備

住民等の安全を確保するための避難場所や避難所等の避難施設、また、それらの場所へ安全に移動できる避難路を整備します。

第２項　避難指示等基準の策定等

１　避難指示等基準の策定

町は、避難指示等を発令する場合に備え、避難指示等の基準や伝達手段について、あらかじめ避難指示等の判断・伝達マニュアルに定めます。

２　避難指示等の伝達

町は、避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき、住民等が適時適切な避難行動がとれるよう努めます。

地震及び津波発生時は、防災行政無線等をはじめ、多様な情報伝達手段を活用し、避難行動要支援者にも対応できるよう情報伝達を行うものとします。

第３項　避難誘導体制の整備

１　災害時の地区防災計画の策定と実践

町は、自主防災組織等と協力し住民等が自ら作成する地区防災計画づくりを支援し、住民等の避難対策の推進に努めます。

また、計画は、避難行動要支援者をはじめとした様々な要配慮者に対応したものとし、日頃の防災訓練等を通じて、災害避難行動等の徹底に努めます。

２　個別避難計画づくりの促進

町は、自宅や学校、職場等をはじめ、日常的な行動範囲が津波浸水予測区域内や洪水・土砂災害の危険が及ぶ地域にある場合は、自主防災組織等と連携し、各々の場所の津波到達時間や洪水・土砂災害からの避難ルート等を勘案した個別避難計画づくりを促進し、日頃の防災訓練等による災害避難行動等の徹底に努めます。

３　避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

災害発生時の避難に特に支援を要する者について、「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努めます。

（１）避難行動要支援者名簿の作成

町長は、基本法第 49 条の 10 第１項に基づき、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

（２）避難支援等関係者及び名簿の提供

町長は、基本法第 49 条の 11 第２項に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、町条例に特別の定めがある場合、又は基本法第 49 条の 11 第３項に該当する場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人（重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱に関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等）の同意が得られていない場合は、この限りではない。なお、避難支援等関係者とは以下の団体及び個人とする。

ア　消防機関
イ　警察機関
ウ　民生委員
エ　社会福祉協議会
オ　自主防災組織
カ　その他の避難支援等の実施に携わる関係者及び団体で町長が特に必要と認めた者

（３）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活基盤が自宅にある者、かつ、災害時に避難行動を要する者のうち、以下の要件に該当するものとする。

ア　要介護認定３～５を受けている者
イ　身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障がい者であって、心臓・じん臓機能障害のみで該当する以外の者
ウ　療養手帳Ａを所持する知的障がい者
エ　精神障害者保健福祉手帳１又は２級を所持する精神障がい者

オ　障害支援区分認定４～６を受けている者

カ　上記以外の者で町長が支援の必要があると認める者

（４）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町においては、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握する町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者にかかる情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要と認められる場合は、基本法第 49 条の 10 第４項に基づき、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報提供を求めることができる。ただし、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面を持って明確にするものとする。

避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア　氏名

イ　生年月日

ウ　性別

エ　住所又は居所

オ　電話番号その他の連絡先

カ　避難支援等を必要とする事由

キ　上記に定めるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

（注）エの「住所」とは、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。また、「居所」とは人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所を指す。

なお、町長は基本法第 49 条の 10 第３項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

（５）名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町長は名簿が最新の状態になるよう避難行動要支援者の把握及び更新に努めなければならない。

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたとき、また、転居や入院、社会福祉施設等への入所により避難行動要支援者名簿から削除されたときは、町と避難支援等関係者間で情報を共有し、避難支援体制の適正化を図る。

（６）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町長が求める措置及び講ずる措置

町長は、避難行動要支援者から同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際は、以下の措置を講ずる、又は避難支援等関係者に求めることで情報漏えいの防止を図らなければならない。

ア　当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ　基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとする。

ウ　施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導するものとする。

エ　避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ　避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ　上記以外に情報漏えいを防止するために必要な指導をするものとする。

（７）要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

第５章第２節第１項３（２）のとおり、避難のための情報伝達については、要配慮者に配慮した様々な手段を活用して行うこととするが、その情報を十分に活用できるよう平常時から要配慮者には避難について理解を得るよう努める。

特に、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の提供にかかる同意を得る段階で、避難することについての理解を得ておき、災害時に避難行動要支援者名簿を活用して迅速に避難ができる体制を整備するとともに、避難支援等関係者の安全対策を図る。

（８）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者については、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮しなくてはならない。

また、地域においても避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合いを行い、避難支援のルールを決めるなど、地域住民全体で避難支援等関係者が安全に避難支援できるよう検討し、必ずしも災害時に避難支援等関係者の支援が受けられるものではないことについて、一人ひとりの避難行動要支援者の理解を得られるよう推進する。

４　小中学校・保育所等における避難体制の整備

小中学校・保育所等では、児童生徒・園児等の安全な避難体制を整備するとともに、大規模災害により学校が避難所となった場合について体制整備を図ります。

（１）児童生徒・園児等の安全な避難

児童生徒・園児等の避難誘導、安否確認、保護者への連絡及び引渡等安全な避難体制を確立します。

（２）避難所の運営等

学校が避難所となった場合の避難所運営における教職員の関わり方や備品等の整備について検討します。

５　観光客、帰宅困難者等の避難対策の推進

町は、町内で被災した観光客、帰宅困難者等を迅速に避難誘導するために観光関連事業者・団体と連携を密にし、避難体制を確立します。

６　集客施設における避難体制の整備

町は、集客施設の管理者が、災害時の安全な避難が行えるよう、施設・設備の安全対策を実施するとともに、従業員に対し避難誘導方法等の教育を行うよう支援します。

第４項　避難所運営体制の確立

町は、自主防災組織等と協力し、地域住民が避難所を円滑に運営できるよう、各地域において避難所運営マニュアルの検証・更新を推進するとともに、マニュアルに基づいた避難所運営訓練の実施を図ります。

また、下記の項目において十分な配慮に努めます。

１　避難所外避難者対策

町は、車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進します。

２　感染症対策

災害時には、特に避難所において、飛沫感染や空気感染による感染症の拡大リスクが高まる事が予想されることから、衛生状態保持や、手洗い、咳エチケットなどの感染予防対策を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各地区避難所運営マニュアルの別冊として、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を作成します。

３　ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペットを同行している避難者の受入体制について検討します。

第３章　地震・津波に強いまちづくりの推進

第１節　市街地・建築物等の防災対策の推進

【 主 幹 課 】　総務課、建設課

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生しても災害時の被害を最小限に抑えるため、住民と行政が一体となって市街地・建築物等の防災対策を推進します。

【施策の体系】

- 第１節　市街地・建築物等の防災対策の推進
  - 第１項　市街地等の防災対策の推進
  - 第２項　建築物等の防災対策の推進
  - 第３項　応急仮設住宅の供給体制

第１項　市街地等の防災対策の推進

市街地等の防災対策は、多大な財政的負担が予想されるため、町は、国、県などへ補助金等の財政的協力を求め、事業を積極的に実施していくものとします。

１　避難場所・避難路の確保

町は、津波避難に備えるため、津波被害が及ばない高台等における避難場所の整備を推進します。

また、地震発生時、建物の倒壊や火災の発生により特に大きな被害が予測される場所において、避難路等として位置付けられるものについては、有効なものになるように住民等の協力を得て、改善整備に努めます。

特に、津波避難に備えるため、避難場所等への速やかな避難を確保する避難路等の整備を推進します。

２　孤立地区対策の推進

町は、災害時に孤立地区の発生が想定されるため、国、県及び防災関係機関等と連携体制を確立し、分散備蓄や衛星携帯電話等の整備により孤立対策を推進します。

３　津波避難施設の整備推進

町は、住民等が津波から緊急に身の安全を確保することができるよう、公共施設及び民間施設を対象とした津波避難ビルの指定に努めます。

また、津波浸水予測区域で、津波からの避難に活用できる公共施設等が存在しない地域においては、津波避難が可能となる津波避難施設の整備を検討します。

第２項　建築物等の防災対策の推進

１　建築物等の耐震化

町及び防災関係機関は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護するため、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を推進します。

町は、災害時に防災拠点として機能するよう避難所となる学校、公民館等の耐震化に努めるとともに、その他の町有施設についても順次耐震性の確保を図っていきます。

また、昭和 56 年以前に建築した木造住宅については、耐震診断及び耐震補強についての支援を行い、耐震化を促進します。

なお、ブロック塀や石垣等については、正しい施工のあり方や既存のものの補強の必要性について啓発を行います。

２　被災建築物及び被災宅地応急危険度判定体制

（１）被災建築物応急危険度判定士の養成

町は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県が実施する建築士等を対象とした判定士養成講習会に協力し、判定士の養成に努めます。

また、町が判定実施本部として活動する際に支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる応急危険度判定コーディネーターの養成に努めます。

（２）被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者及び町職員を対象とした宅地判定士養成講習会の実施及び判定士の養成に協力します。

また、町が判定実施本部として活動する際に支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる判定調整員の養成に努めます。

（３）被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制

判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請等について、県と緊密な連携を取るとともに、震災時には必要に応じて被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請します。

また、被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制について、住民に対し、制度の周知に努めます。

第３項　応急仮設住宅の供給体制

１　応急仮設住宅の供給体制整備

町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備します。

また、被災者用の住居として利用可能な宿泊施設等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備します。

２　災害時相互応援協定の推進

町は、津波等による広範囲かつ大規模な災害の発生により町内において必要な応急仮設住宅の確保が困難な場合を想定し、近隣市町との災害時相互応援協定の締結を進めます。

第２節　公共施設等の防災対策の推進

【 主 幹 課 】	総務課、企画課、健康福祉課、生活環境課、農林水産課、建設課、教育委員会

地震や津波災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策が速やかに進められるように、道路、河川、海岸等にかかる公共施設の耐震化や多重化等の対策を促進します。

【施策の体系】

- 第２節　公共施設等の防災対策の推進
  - 第１項　公共施設等の防災対策の推進
  - 第２項　町有施設等の防災対策の推進

第１項　公共施設等の防災対策の推進

１　道路

（１）緊急輸送道路等重要幹線道路の整備

町は、緊急輸送道路等防災対策上重要な幹線道路で未改良の区間の改良や橋梁の耐震補強を推進するよう、国、県に働きかけます。

（２）道路の点検整備

町は、危険箇所の点検及び施設の整備をはじめ、災害時の通行規制、巡回点検、情報連絡体制の整備等を実施して、安全を確保します。

また、各施設の点検を行い、必要により改良事業を実施して災害に強い道路づくりを推進するとともに、関係事業者等に協力応援を要請する体制を整備します。

（３）橋梁の点検整備

ア　町は、パトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に橋梁の保全を図ります。

イ　町は、既設橋梁の補修が必要な場合は、老朽度、架設年度、耐震強度、交通量、幅員設計荷重、将来の道路計画等を調査しながら整備の促進を図ります。

ウ　町は、道路及び交通の状況に関する情報を適切に収集把握し、道路利用者への情報提供、関係機関への連絡等、情報連絡体制を整備し安全を図ります。

２　河川

町は、災害の発生を防止し、また災害の拡大を防止するため、緊急度の高い箇所から河川改修事業を推進するよう国、県に働きかけます。

３　海岸

町は、南海トラフ巨大地震等の大規模地震に伴う津波の影響が懸念されるので、無堤防区間の解消をはじめ、既存堤防を粘り強い構造とする津波対策を国、県に働きかけます。

第２項　町有施設等の防災対策の推進

１　町が管理する公共施設等の管理上の防災対策

町は、各公共施設等の防災マニュアル等を整備し、施設利用者等へ地震・津波等の各種情報等の伝達や避難等の措置の充実に努めます。

２　庁舎等の災害応急対策の実施上重要な施設

町災害対策本部が置かれる庁舎等の災害応急対策の実施上重要な施設の管理者は、非常用電源や無線通信機等通信手段及び町災害対策本部の開設に必要な資機材等の確保に努めます。

第３節　危険物施設等の防災対策の推進

【 主 幹 課 】	総務課
【関係機関等】	消防本部

地震・津波による危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の損傷による二次災害を防止します。

【施策の体系】

- 第３節　危険物施設等の防災対策の推進
  - 第１項　危険物施設等を管理する事業者を対象とした対策

第１項　危険物施設等を管理する事業者を対象とした対策

町は、消防機関に協力を依頼し、危険物施設等を管理する事業者に津波に対する被害予測を踏まえた流出等の被害を最小限に止めるための具体的対策を講じるよう働きかけます。

また、地震・津波発生時に毒性物質を含む危険物等の漏洩等により住民等に被害が生じないよう、施設の安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するなど、総合的な対策を行うよう促します。

（１）管理監督者に対する指導等
（２）輸送業者に対する指導等
（３）取扱作業従事者に対する指導等
（４）施設の耐震化・耐浪化の促進
（５）防災訓練の実施等の促進

第４節　地盤災害防止対策の推進

【 主 幹 課 】	建設課
【 関 係 課 】	総務課

宅地災害を未然に防止するため、安全かつ良好な宅地の確保に努めるとともに、南海トラフ巨大地震等の大規模地震に伴う宅地、ため池等の被災を想定し、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止する体制を整備します。

【施策の体系】

- 第４節　地盤災害防止対策の推進
  - 第１項　土砂災害予防対策の推進
  - 第２項　宅地、ため池等災害の防止対策

第１項　土砂災害予防対策の推進

１　土砂災害危険箇所の把握及び住民への周知

町は、県から危険箇所にかかる資料の提供を受けるとともに、県に協力して危険箇所の現況を調査のうえ、土砂災害（特別）警戒区域等の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置するよう努めます。

また、町内における指定された砂防指定地等の区域及び指定区域外の危険な箇所については、当該危険箇所内の住民等に対して、災害の危険性について防災マップ等の印刷物の配布その他の必要な対策を進め、周知徹底を図ります。

２　土砂災害警戒区域における対策

町は、警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定めます。

（１）避難所の設置
（２）避難勧告及び指示等の発令時期決定方法
（３）気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の連絡方法
（４）避難誘導責任者
（５）避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知
（６）土砂災害危険箇所等の把握
（７）土砂災害危険箇所等のパトロール
（８）その他必要事項

特に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」による土砂災害警戒区域に指定された区域については、区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、警戒区域における円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について住民に周知させ

るよう努めます。

３　土砂災害危険箇所の災害防止対策

町は、県及び関係機関の協力を得て、次の対策を実施します。

（１）土石流対策

ア　砂防指定を要する箇所の指定促進

イ　砂防堰堤の築造、渓流保全工の施工等、砂防事業の県への要請

ウ　開発等にかかる行為の制限等、指定地内の管理

（２）地すべり対策

危険箇所については、必要な防災工事を県へ要請します。

（３）急傾斜地崩壊対策

危険箇所の指定促進を図るとともに、緊急度の高い箇所から防止工事を県へ要請します。

（４）治山事業

山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区といった山地災害危険地区について、土砂流出防止、土砂崩壊防止及び水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、計画的に事業を県へ要望します。

４　総合的な土砂災害対策

町は、土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命を守るため、従来から実施してきた施設整備などのハード対策だけでなく、警戒避難体制を支援するシステムの整備や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策をあわせて推進します。

第２項　宅地、ため池等災害の防止対策

１　宅地災害予防対策

（１）がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第 40 条の適用区域にある危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。

（２）被災宅地危険度判定体制

災害時に被災宅地危険度判定活動を的確に行えるような体制を整えるため、十分な人数の被災宅地危険度判定士を養成していくことについては、県と町が連携して施策を推進します。

２　液状化対策

町は、地震発生時の地盤液状化の危険性を住民へ周知します。

３　ため池対策

町は、老朽化したため池が地震発生時に決壊の危険性を有していることから、ため池ハザードマップ等による住民への周知を図ります。

第４章　緊急輸送の確保

第１節　輸送体制の整備

【主幹課】　総務課
【関係課】　建設課

南海トラフ地震の被害想定や広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送体制の整備を図ります。

【施策の体系】

- 第１節　輸送体制の整備
  - 第１項　緊急輸送体制の確保
  - 第２項　輸送対策

第１項　緊急輸送体制の確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について定め、それらが発災時にも機能するよう関係機関等に要請します。

第２項　輸送対策

１　陸上輸送対策

（１）緊急輸送道路機能の確保

町及び道路管理者は、建設業者と連携した迅速な道路啓開の体制整備を推進し、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保を図るとともに、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知します。

（２）運送事業者等との連携体制の構築

町は、あらかじめ（一社）三重県トラック協会をはじめとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築に努めます。

２　航空輸送対策

町は、道路等の寸断に備え、ヘリコプター離着陸場を孤立のおそれのある地区に指定するとともに、災害時に有効に利用できるように関係機関や住民等へ周知を図ります。

第５章　防災体制の整備・強化

第１節　災害対策機能の整備及び確保

【主幹課】　総務課
【関係課】　全　課

東日本大震災においては、発災によって行政機能が著しく低下した事例が多くあったことを踏まえ、町は、災害対策本部機能等の整備・充実や、災害時における職員等の対応力を強化する対策を進めます。

【施策の体系】

- 第１節　災害対策機能の整備及び確保
  - 第１項　町災害対策本部機能等の整備・充実
  - 第２項　職員の防災対応力の強化
  - 第３項　町の業務継続性の確保

第１項　町災害対策本部機能等の整備・充実

１　町災害対策本部機能等

（１）施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、情報通信手段（衛星携帯電話等）の確保などの対策を進めます。

（２）物資・資機材等の備蓄

発災時に必要な物資・資機材等のほか、町災害対策本部要員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資を計画的に備蓄します。

２　現地災害対策本部

町は、必要に応じて町本庁舎以外に災害発生現場に近い施設を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制の整備を検討します。

３　災害対策本部要員

（１）職員参集体制の整備

町は、災害発生時の迅速な初動体制を確保するため職員参集体制の整備を推進します。

（２）災害対策要員の確保

退職した町職員や消防団員等の災害対策要員としての活用を検討します。

４　津波発生時の対策

町は、勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保等を検討し、防災（職員初動）マニュアル等に反映します。

第２項　職員の防災対応力の強化

１　町職員への防災教育等の実施

（１）町職員は、震災に関する知識と適切な判断力が求められるので、町は、次の事項を中心とした職員研修の充実による地震津波教育の徹底を図ります。

ア　南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識

イ　地震及び津波に関する一般的な知識

ウ　地震及び津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ　地震及び津波対策として現在講じられている対策に関する知識

オ　今後地震及び津波対策として取り組む必要のある課題

カ　町職員が果たすべき役割（災害時の初動体制等の具体的事務マニュアル）

キ　避難行動要支援者をはじめ要配慮者に関する避難、誘導、受入等の思想の普及

ク　南海トラフ地震臨時情報に関する知識及びこれに基づきとられる措置の内容

ケ　緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識

（２）災害時に迅速、的確な行動がとれるよう防災（職員初動）マニュアル等の周知徹底を図ります。

（３）各課等は所管事項に関する地震及び津波対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育と周知徹底を図ります。

２　町職員の防災対策の推進

町職員は、住民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、地震及び津波発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底します。

第３項　町の業務継続性の確保

１　災害応急対策の実施上重要な施設の対策

町災害対策本部が置かれる町本庁舎並びに災害応急対策の実施上重要な施設等の管理者は、防災関係機関と協力し、防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の向上を図り、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、防災体制の整備を図るものとします。

また、非常用電源、通信手段、必要な資機材及び緊急車両等を確保します。

２　業務継続性の確保

町は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員や資機材等を明らかにした業務継続計画（ＢＣＰ）に基づいた災害時における業務の継続性を確保します。

第２節　情報収集・伝達機能の整備及び確保

【 主 幹 課 】　総務課
【 関 係 課 】　企画課、住民課、健康福祉課

町は、どの時間帯に災害が発生しても、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、必要な情報収集ができる体制整備を進めるとともに、住民等が迅速に避難できるよう、多様な伝達手段を確保します。

【施策の体系】

- 第２節　情報収集・伝達機能の整備及び確保
  - 第１項　町及び防災関係機関における情報収集・伝達体制の整備
  - 第２項　放送及び通信等の情報インフラの確保

第１項　町及び防災関係機関における情報収集・伝達体制の整備

１　災害情報収集・伝達体制の整備

（１）県防災通信ネットワーク

町、県及び防災関係機関が災害時に迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、防災行政無線（衛星通信及び地上系）とケーブルテレビ網を利用したネットワーク（有線系）によって高速データ通信を運用します。

（２）消防無線

熊野市消防本部・熊野市消防署・分署は、迅速な避難誘導、消火、救急・救助活動を実施するため、消防無線の適正な維持と整備を図り、設備の被害防止に努めます。

２　被害情報収集・伝達手段の整備

（１）町防災行政無線等

ア　町は、地震や津波に関する情報等、一刻を争う情報を住民等に迅速に伝達し、早期に防災体制を配備し、避難行動が速やかに行えるよう防災行政無線等多様な通信手段の整備を行います。

イ　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と接続することで国が発表する緊急情報を瞬時に伝達します。

ウ　町防災行政無線等の保守点検や設備更新、非常用電源の確保等適切な管理に努めます。

（２）被災者安否情報提供窓口の設置等

ア　町は、県及び防災関係機関との連携により、被災者の安否情報の収集及び提供体制の整備に努めます。

イ　災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、被災者安否情報提供窓口の設置等により照会者に対する回答を行う体制の検討と推進を図ります。

３　避難行動要支援者等や孤立地区に配慮した多様な通信手段の整備

（１）町は、外部との連絡を行う衛星携帯電話や非常用発電機の整備を進めるなど、避難行動要支援者等や孤立地区に配慮した多様な通信手段の確保を進めます。

（２）避難行動要支援者をはじめ、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者にも対応したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図ります。

第２項　放送及び通信等の情報インフラの確保

１　情報通信ネットワークの多重化や衛星の活用

町は、県、防災関係機関及び電気通信事業者と連携し、情報通信ネットワークの多重化を図ります。

２　通信設備の優先利用

町は、通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、その他通信関係事業者とあらかじめ協議を行い、使用手続を定めます。

３　個人、企業等が保有する独自の通信ネットワーク等の活用

町は、個人、企業等が保有する独自の通信ネットワーク、アマチュア無線、インターネット、無線ＬＡＮ等の活用に努めます。

第３節　医療・救護体制及び機能の確保

【 主 幹 課 】	健康福祉課
【 関 係 課 】	総務課

南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、町は、医療機関・団体、消防、警察、保健所等と連携し、これに対応できる医療・救護体制を整備します。

【施策の体系】

- 第３節　医療・救護体制及び機能の確保
  - 第１項　医療・救護体制の整備
  - 第２項　医療・救護機能の確保

第１項　医療・救護体制の整備

１　救護体制の整備

（１）救護所の体制整備

町は、救護所候補地を事前に選定するとともに救護所の設置、医療救護班の編成等について地元医師会と協議しておきます。

（２）自主救護体制の確立

軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応援救護や医療救護班等の活動支援等について、自主救護体制の確立に努めます。

２　応急医療体制の整備

町は、県及び近隣市町と連携し、応急医療を迅速かつ円滑に行うため、初期医療体制、後方医療体制を明確にし、連絡体制を強化します。

（１）初期医療体制の整備

大規模災害発生時には、被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、災害現場におけるトリアージ体制の整備に向け、消防団員等によるトリアージが実施できるよう教育、研修体制の検討を行います。

（２）後方医療体制の整備

災害時に多数の人命の救助、医療救護を可能にするため、救護所等におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制の整備を図ります。

（３）医療情報の収集、連絡体制の整備

各地域の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防、自衛隊、警察等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行います。

３　広域医療体制等の整備

（１）広域的な連絡体制の強化

町は、災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、平素から近隣及び広域の医療機関との連絡体制を強化します。

（２）広域的な救急搬送体制の確立

ＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）の運用を行っている県、消防機関等との連携を進め、災害時の広域的な救急搬送体制の確立を図ります。

４　医薬品等の確保・供給

（１）町は、薬剤師会・医師会等の協力を得て、必要な医薬品・衛生資機材等を確保する体制を構築します。

（２）保健所が備蓄している医療品・衛生資機材等について町内の医療機関及び救護所等への供給を要請します。

（３）救護所等で使用する医薬品等の調達方法をあらかじめ確認しておきます。

５　住民等への災害時医療・救護体制等の周知

町は、災害時の救護所等の設置場所や医療機関等の診療方針等について、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図ります。

また、慢性疾患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促します。

第２項　医療・救護機能の確保

１　医療機能の確保

（１）自家発電設備等の整備

町は、救急医療機関の保有する施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備を促進します。

（２）水の優先的供給等

医療機関及び救護所等に対する水の優先的な供給やライフラインの確保について支援します。

第４節　応援・受援体制の整備

【 主 幹 課 】　総務課、健康福祉課

町は、大規模災害時等に迅速に応急対応を行えるよう、県内外他市町や防災関係機関並びに各種事業者（民間企業）、団体と応援協定の締結を促進し、広域的な協力体制を整備するとともに、応援が円滑に受けられるよう、受援体制の整備を図ります。

【施策の体系】

- 第４節　応援・受援体制の整備
  - 第１項　応援・受援体制の整備

第１項　応援・受援体制の整備

１　県内市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

「御浜町災害時受援計画」に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施、協力に努めます。

２　応援体制の整備（県外市町村との災害時連携体制の構築）

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図ります。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討します。

また、既に締結している相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図ります。

３　防災関係機関等の受援体制の整備

町は、「御浜町災害時受援計画」に基づき、国、県、他市町村及び協定締結団体からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリコプター離着陸場、物資搬送拠点等の救援活動拠点の確保や、救援物資の受入体制の整備等、受援に必要な対策について検討します。

平常時から連携体制の強化に努め、共同の防災訓練等を通じて要請の手順や連絡先や要請内容の確認を図ります。

第５節　物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備

【 主 幹 課 】	総務課
【 関 係 課 】	住民課、健康福祉課、 生活環境課、建設課

平常時から災害時に必要となる物資等の備蓄体制を計画的に整備します。あわせて緊急輸送ネットワークについて、被災地域や広域支援を想定した対策を検討し、国、県、近隣市町や民間運送事業者等との連携・協力体制を整備します。

【施策の体系】

- 第５節　物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備
  - 第１項　災害時用物資等の備蓄体制の整備
  - 第２項　住民を対象とした対策

第１項　災害時用物資等の備蓄体制の整備

１　災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

町は、「御浜町災害時備蓄計画」に基づき、防災用資機材、飲食料・医薬品等が災害時に有効に利用できるよう、平常時から物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備を図ります。なお、物資や資機材等の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用します。

２　避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄

避難所の場所等を勘案し、地域内輸送拠点（町物資拠点）を確保するとともに災害時用物資の備蓄を図ります。

３　緊急支援物資の確保・調達等にかかる協力関係の整備

町は、「御浜町災害時備蓄計画」に基づき、災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等と災害対策物資等の供給協定を締結し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を整備します。

第２項　住民を対象とした対策

１　家庭における災害用備蓄の促進

住民に対して各家庭における発災後３日間程度（できれば１週間程度）の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を啓発します。

２　地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかけます。

第６節　消防、救急・救助体制の強化

【 主 幹 課 】	総務課
【関係機関等】	消防本部、消防団

地震発生時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底するため、消防体制を強化します。また、沿岸部では津波災害等による多数の死者・行方不明者や負傷者が発生することが予想され、救急・救助体制の強化を図ります。

【施策の体系】

- 第６節　消防、救急・救助体制の強化
  - 第１項　消防体制の強化
  - 第２項　救急・救助体制の強化

第１項　消防体制の強化

１　火災予防対策の推進

（１）火災予防対策の推進

町及び消防機関は、住民に対する防災啓発の促進とともに、地震発生時における出火防止及び延焼防止を図るため、家庭に消火器等の備えと取り扱いを指導します。

また、住宅用防災警報器の設置について周知、指導等の徹底を図ります。

（２）防火管理者制度の徹底

防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第８条第１項）については、予防査察を計画的に行うとともに、施設の管理者に対し、防火管理者の選任、消防計画の作成、計画に基づく訓練の実施を指導します。

（３）危険物の取扱作業従事者の資質向上

危険物の取扱作業従事者（消防法第 13 条第３項）の資質向上を図るため、施設の管理者に対し、自主的な保安教育の実施や、火災発生・延焼を防止するため、津波等による流出油被害が発生しないよう対策の推進を指導します。

２　消防力の強化

（１）消防施設・組織の整備充実

町及び消防機関は、「消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第１号)」及び「消防水利の基準」に沿って消防力の充実強化を図るとともに、消防用施設等の整備を推進します。

（２）消防団の強化

消防団員の加入促進に努めるとともに、消防団員が災害時に迅速かつ適切な活動が行えるよう、平常時から組織強化に向けた取組を推進します。

第２項　救急・救助体制の強化

１　救急・救助体制の強化

（１）応急手当等の普及啓発

町及び消防機関は、住民等に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防団員及び町職員の救急・救助訓練を実施して、救急・救助体制の強化を図ります。

（２）民間事業者等との連携

建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救命のための要員の確保や必要資機材の配備等の充実を図ります。

２　大規模な災害に備えた救急・救助体制の強化

町及び消防機関は、近隣市町との相互応援の促進、緊急消防援助隊の充実等の広域的な応援体制の強化に努めます。

また、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）等との連絡体制を強め、近隣市町と共同訓練を検討するなど、一層の対処能力の向上に努めます。

第７節　ライフラインにかかる防災対策の整備

【 主 幹 課 】	生活環境課
【 関 係 課 】	総務課

上下水道、電気、鉄道等のライフラインの被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、県及び防災関係機関と連携し、災害時に強い施設（耐震化、代替性、多重化等）の整備を促進します。

【施策の体系】

- 第７節　ライフラインにかかる防災対策の整備
  - 第１項　上下水道の防災対策の推進
  - 第２項　ライフライン関係企業の防災対策

第１項　上下水道の防災対策の推進

１　上水道

町は、地震による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図ります。また、発災時には「「三重県水道災害広域応援協定」に基づき水道施設の復旧等を図るための協力体制を確立します。

２　下水道

町は、地震による被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の対策を推進します。

（１）耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置など災害に強い下水道の設備整備を図ります。

（２）被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備、保管を図ります。

（３）非常時の協力体制の確立

ア　町は、「三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール（H16. 7.22 施行)」に基づき、下水道施設の復旧等を図るための協力体制を確立します。

イ　施設の点検・応急復旧のための要員を確保するために県及び近隣市町、関係事業者等との協力応援体制を確立します。

第２項　ライフライン関係企業の防災対策

１　ライフライン関係機関との連絡体制の確立

町は、電気事業者、ＬＰガス事業者、鉄道事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者等のライフライン関係機関との連絡体制を整備し、相互の連絡窓口、連絡方法等の連絡体制を確立します。

なお、ライフライン企業による、設備面での災害予防や災害対策体制の整備、防災広報活動等の防災対策は、県地域防災計画に定めるとおりとなっています。

第８節　防災訓練の実施

【 主 幹 課 】	総務課
【 関 係 課 】	全課

町は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合、被害のおそれがある地域に対し、実践的な避難訓練の実施を促進します。

【施策の体系】

- 第８節　防災訓練の実施
  - 第１項　多様な防災訓練の実施
  - 第２項　住民等が実施する防災訓練

第１項　多様な防災訓練の実施

町の各地域の特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証します。訓練を実施するにあたっては、災害時の要配慮者や児童生徒・園児等、事業所など、多様な主体の参画に努めます。

１　訓練の種類

（１）基礎訓練

防災関係機関は、基礎訓練として、随時、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、津波警報等の情報収集・伝達、その他の訓練を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力等を養います。

（２）総合防災訓練

町及び関係機関は災害時にその機能が十分発揮できるよう、防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努めます。

２　訓練の方法

（１）実施訓練

災害想定に即応した応急対策が円滑的確に発揮できるよう、防災技術の錬磨を図るためのものであり、訓練課題には次のものが考えられます。

ア　警報の伝達及び通信訓練

イ　救急・救助訓練

ウ　災害応急復旧訓練

（２）図上訓練

災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するため、地図上で応急対策活動の演習を行います。その訓練実施項目はおおむね次のとおりです。

ア　災害応急対策に従事し、又は協力する者の動員及び配置計画

イ　災害応急対策用資機材及び救助物資等の緊急輸送対策

ウ　災害時を想定した当該地区の緊急避難訓練等

エ　災害対策本部の活動訓練等

３　防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善を行います。

第２項　住民等が実施する防災訓練

町は、住民等が作成する地区ごとの地区防災計画や個別避難計画による避難訓練を支援します。

訓練の実施にあたっては、津波や土砂災害等による被害を防止するため、住民等一人ひとりが災害の危険性や対処方法などの基礎知識を学ぶ、実践的な避難訓練に努めます。

津波からの避難は、「より早く、より高く」を原則とする避難行動が重要なため、波高や津波到達時間等を想定した訓練を行うよう努めます。

第９節　災害廃棄物処理体制の整備

【 主 幹 課 】　生活環境課

大規模災害時には被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき等）が大量に発生することが想定されます。町は、広域的な大規模災害を想定した「災害廃棄物処理計画」に基づき、生活ごみやし尿を含めた廃棄物の処理体制を整備します。

【施策の体系】

- 第９節　災害廃棄物処理体制の整備
  - 第１項　災害廃棄物処理計画の見直し
  - 第２項　廃棄物処理に関する防災対策
  - 第３項　廃棄物処理施設の耐震対策等

第１項　災害廃棄物処理計画の見直し

町は、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国・県、近隣市町・民間事業者及び関係団体との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記している「災害廃棄物処理計画」の定期的な見直しを図ります。

第２項　廃棄物処理に関する防災対策

１　三重県災害等廃棄物処理応援協定

町は、災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物処理を円滑に実施するための応援活動について県と締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、広域的な協力体制に努めます。

２　応援体制の整備

（１）町は、災害による処理施設、資機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、県外からの応援体制の整備を推進します。

（２）民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を推進します。

３　仮置場候補地の選定

町は、災害廃棄物を一時的に集積するための仮置場候補地を事前に選定しておきます。

４　環境保護面についての配慮

町は、国、県、近隣市町、民間事業者及び関係団体と協力体制を構築し、災害廃棄物等の分別、中間処理、最終処分について検討を行い、リサイクル対策やアスベストの飛散防止、ダイオキシンの発生防止等の環境保護面についての検討と対策に努めます。

５　仮設トイレ等の配備対策の推進

（１）町は、被害想定を基に状況に応じた仮設トイレの配備し、ポータブルトイレの備蓄等の対策にあたっては要配慮者に対応したものとします。

（２）県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

第３項　廃棄物処理施設の耐震対策等

１　廃棄物処理施設の耐震化と管理体制の整備

（１）災害に備えて、資機材・予備部品等の備蓄を確保します。

（２）被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要なＢＣＰ（下水道業務継続計画）の見直しを随時行います。

第６章　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応

【 主 幹 課 】　災害対策本部事務局、総務課（総務部）

町は、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の発表があった場合に、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行うとともに、住民に対し関係のある事項を多様な伝達手段を用いて周知し、その他必要な措置を行います。

【施策の体系】

- 第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応
  - 第１項　南海トラフ地震臨時情報概要
  - 第２項　南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応

第１項　南海トラフ地震臨時情報概要

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した４つがあります。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード８以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード７以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード８以上の地震を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

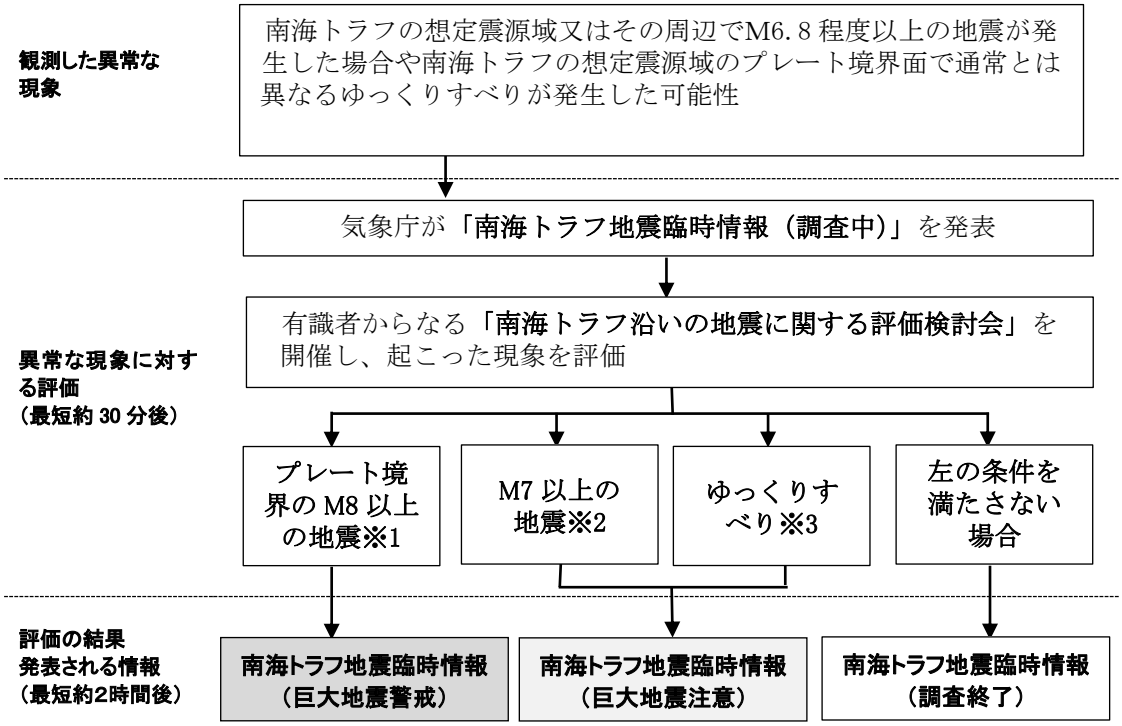

※１　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※２　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※３　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

防災対応の流れ

<table>
<tr><th></th><th>プレート境界のＭ８以上の地震</th><th>Ｍ７以上の地震</th><th>ゆっくりすべり</th></tr>
<tr><td>発生直後</td><td colspan="2">○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td><td>○今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
２時間程度

１週間</td><td>巨大地震警戒対応
○日頃からの地震への備えを再確認する等
○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難
○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難</td><td>巨大地震注意対応
○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">巨大地震注意対応
○日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>２週間</td><td>巨大地震注意対応
○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
</table>

第２項　南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表した場合に、町は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行うとともに、住民に対し関係のある事項を多様な伝達手段を用いて周知し、その他必要な措置を行います。

第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対応

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）
【 関 係 課 】	税務課（被災者支援部）、住民課（被災者支援部）、健康福祉課（救援・救護部、被災者支援部）

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して１週間の警戒措置、当該措置後１週間の注意措置等をとれる体制を図ります。

【施策の体系】

- 第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対応
  - 第１項　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達等
  - 第２項　避難対策等

第１項　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、県等からの情報文を受信し、多様な手段を用いて住民等に伝達を行います。

第２項　避難対策等

１　地域住民等の避難行動等

本町における事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域は、住家が津波浸水想定区域内に入っている要配慮者等に限り後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）としており、避難指示等を実施します。

安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施にかかる具体的な検討をします。

事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。

高齢者等事前避難対象地域

阿田和	下市木	志原
貫木	浜組	東平見第１班
端地	三間谷	東平見第２班
仲ノ町	裏組	駅前第１
芝地・下地	萩内	駅前第２
奥地	萩内団地	
上地	はまゆう台	
山地	下組	

２　避難所の開設及び運営

第３部第４章第１節第４項「避難所の開設」及び第５項「避難所等の運営管理」に準じた対策等を行います。

３　町域を越える広域避難の実施

避難所の受入可能数を事前避難者の数が超過する等、町域を越える広域避難を実施する必要が生じた場合、県、町が調整し、広域避難を実施します。

４　その他の対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知します。

また、滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めます。

第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対応

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課(総務部)
【 関 係 課 】	企画課、健康福祉課、生活環境課、農林水産課、建設課、教育委員会

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努め、後発地震に対して一定期間の注意措置等をとれる体制を図ります。

【施策の体系】

- 第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対応
  - 第１項　住民への周知等
  - 第２項　町が管理等を行う施設等に関する対策

第１項　住民への周知等

（１）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について伝達を行います。

（２）住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかけます。

第２項　町が管理等を行う施設等に関する対策

施設や設備等の点検等日頃からの地震への備えを再認識するものとします。

第３部　発災後応急対策

第３部　発災後応急対策

第３部の「発災後応急対策」では、第１部第４章に掲げる「被害想定等」における理論上最大クラスの南海トラフ地震による東日本大震災と同規模かそれ以上の津波・地震の襲来を想定し、特に、東日本大震災で得た知見等を加え、災害が発生した場合にその被害を最小限にとどめるための対策について定め、住民、地域、各種団体、企業・事業所等とともに取り組んでいくことを基本とします。

第３部の発災後応急対策の構成

章	節
第１章　町災害対策本部機能の確保	第１節　活動体制の整備 第２節　通信機能の確保 第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第５節　広域的な応援・受援体制の整備 第６節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 第７節　災害救助法の適用
第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	第１節　緊急の交通・輸送機能の確保 第２節　水防活動の実施 第３節　ライフライン施設の復旧・保全 第４節　公共施設等の復旧・保全 第５節　農林水産施設及び農地・森林等の復旧・保全 第６節　県防災ヘリコプターの活用
第３章　救助・救急及び医療・救護活動	第１節　救助・救急及び消防活動 第２節　医療・救護活動
第４章　避難及び被災者支援等の活動	第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 第２節　避難行動要支援者・要配慮者対策 第３節　小中学校・保育所等における児童生徒・園児等の安全確保 第４節　ボランティア活動の支援 第５節　防疫・保健衛生活動 第６節　災害警備活動 第７節　行方不明者の捜索及び遺体の取り扱い
第５章　救援物資等の供給	第１節　緊急輸送手段の確保 第２節　救援物資等の供給 第３節　給水活動
第６章　特定災害対策	第１節　海上災害への対策 第２節　危険物等の保全
第７章　復旧に向けた応急対策	第１節　廃棄物対策活動 第２節　住宅の保全・確保 第３節　文教等対策 第４節　災害義援金等の受入・配分

第１章　町災害対策本部機能の確保

第１節　活動体制の整備

【 主 幹 課 】　災害対策本部事務局、総務課（総務部）
【 関 係 課 】　全課

南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生すると、交通、通信が寸断されることが想定されますが、交通、通信等の途絶に関わらず、迅速に町災害対策本部を立ち上げ、所要の配備・動員により的確な災害応急対策を実施します。

【対策の体系】

- 第１節　活動体制の整備
  - 第１項　町災害対策本部
  - 第２項　配備体制と配備基準

第１項　町災害対策本部

町災害対策本部は、町の地域に影響を与える地震が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合、基本法第 23 条第１項の規定に基づき設置する特別の組織であり、その大綱は、御浜町災害対策本部条例（平成 24 年御浜町条例第 14 号）の定めるところによります。

なお、町災害対策本部を設置した場合は、町水防本部の活動を包括するものとします。

１　町災害対策本部の設置基準

（１）町及び近接市町に震度５弱以上の地震があったとき。

（２）県下（町を除く。）及び和歌山県南部に震度５強以上の地震があったとき。

（３）三重県南部津波予報区に津波注意報、又は津波警報、大津波警報が発表されたとき。

（４）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。

（５）町全域にわたって地震に関する甚大な被害が発生又は予想されるときで、町長が必要と認めたとき。

※町の震度は、町役場の震度計による。

２　町災害対策本部の設置場所

（１）町災害対策本部は町本庁舎に設置します。

（２）津波や大規模地震により、道路、橋梁等が損壊し町本庁舎までの経路が遮断された場合等、必要に応じて災害発生現場に近い施設に町本庁舎以外に、現地災害対策本部の設置を検討します。

３　町災害対策本部の廃止基準

本部長（町長）は、町の地域について、災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止します。

４　組織の概要

（１）町災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員、部長、班長及び班員を置きます。

（２）本部長は町長、副本部長は副町長、本部員には教育長及び防災特命監をもって充てます。

（３）部長、班長は各課長等をもって充てます。（第１～３配備の場合）

（４）南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生したときは、職員への甚大な被害を及ぼすことが想定されるため、本部長が部長を任命します。（特別配備の場合）

（５）町災害対策本部の組織及び所掌事務は、おおむね次のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各部の相互応援体制をとります。

（６）本部長（町長）不在時の指揮命令系統は、次の順位とします。

第１順位：副本部長、第２順位：本部員、第３順位：その場における最高責任者

５　町災害対策本部組織図

（１）第１～３配備の場合

部長、班長は、各課長等をもって充てます。（第１～３配備の場合）

また、南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生したときは、職員への甚大な被害を及ぼすことが想定されるため、本部長が部長を任命します。（特別配備の場合）

本　部　会　議
○本部長：町長　○副本部長：副町長 ○本部員：教育長、防災特命監
■本部事務局：防災係

総　務　部 （部長：総務課長）	総務班（班長：総務課）＊総務係 広報班（班長：企画課） 救助班（班長：税務課）
救援・救護部 （部長：健康福祉課長）	救援物資班（班長：健康福祉課） 保健救護班（班長：健康福祉課）
社会基盤対策部 （部長：建設課長）	建設班（班長：建設課）＊工務係 農林水産商工班（班長：農林水産課） 環境班（班長：生活環境課）＊環境係
被災者支援部 （部長：住民課長）	住民班（班長：住民課） 税務班（班長：税務課） 福祉班（班長：健康福祉課）
上下水道部 （部長：生活環境課長）	上水道班（班長：生活環境課） 下水道班（班長：生活環境課）
教　育　部 （部長：教育課長）	学校・社会教育班（班長：教育委員会）

※班長は各課の上位職員を以って充てることとし、部長との兼務はできないこととする。

６　町災害対策本部の所掌事務

（１）災害対策本部事務局

班	所掌事務
	１　町災害対策本部の総括に関すること。（総務課防災係） ２　町災害対策本部及び現地災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。（総務課防災係） ３　本部長指示等の伝達及び各班との連絡調整に関すること。（総務課防災係） ４　県災害対策本部との連絡調整に関すること。（総務課防災係） ５　消防署、消防団との連絡調整に関すること。（総務課防災係） ６　自主防災組織との連絡調整に関すること。（総務課防災係） ７　地震・津波情報、気象情報等の収集及び伝達に関すること。（総務課防災係） ８　避難指示等避難情報の発令に関すること。（総務課防災係） ９　県・町防災行政無線による通信に関すること。（総務課防災係） 10　災害用臨時電話の手配に関すること。（総務課防災係） 11　自衛隊の派遣要請及び海上保安庁の支援要請、受入れ及び撤収に関すること。（総務課防災係） 12　県防災航空隊の災害派遣に関すること。（総務課防災係）

（２）総務部

班	所掌事務
総務班	１　職員の非常招集及び解除に関すること。（総務課） ２　他市町、防災関係機関、協力団体との連絡調整（広域受援）に関すること。（総務課） ３　関係機関との連携による交通規制及び交通安全に関すること。（総務課） ４　町有財産の災害対策及び被害調査に関すること。（総務課） ５　町有自動車の配車及び燃料の確保、車両の借り上げに関すること。（総務課） ６　庁舎の自衛及び電気通信施設の保全等庁舎機能の確保に関すること。（総務課） ７　情報システムの管理に関すること。（総務課） ８　職員の安否確認に関すること。（総務課） ９　職員の公務災害補償に関すること。（総務課） 10　職員への飲料水、食料、健康管理の支援に関すること。（総務課） 11　職員の被災給付に関すること。（総務課） 12　災害関係の予算措置に関すること。（総務課） 13　財政全般の企画及び連絡調整に関すること。（総務課） 14　災害経理（義援金の管理含む。）に関すること。（出納室） 15　災害救助法の適用及び実施に関すること。（総務課） 16　町議会議員との連絡調整に関すること。（議会事務局）
広報班	１　情報環境（インターネット、メール機能等）の復旧及び町ホームページに関すること。（総務課） ２　災害広報及び公聴に関すること。（総務課） ３　住民相談窓口設置に関すること。（企画課） ４　報道機関に対する発表及び要請に関すること。（企画課） ５　被災状況の取材及び資料の収集、陳情資料の編集に関すること。（企画課） ６　被災地視察団等の応接及び渉外に関すること。（企画課） ７　被害状況の把握及び記録に関すること。（企画課） ８　災害情報（ライフライン、交通情報等）の把握に関すること。（企画課）
救助班	１　避難誘導に関すること。（税務課） ２　住民等の救助及び救助実施人員の配備及び輸送に関すること。（税務課） ３　住民の安否確認に関すること。（住民課）

班	所掌事務
救助班	4　応援要請全般に関すること。（総務課）

（３）救援・救護部

班	所掌事務
救援物資班	1　関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること。（総務課） 2　県、他市町村等からの救援物資の受入に関すること。（健康福祉課） 3　応急食料、燃料、給食原材料の調達配分に関すること。（健康福祉課） 4　救援物資輸送に関すること。（健康福祉課） 5　被服、寝具その他の生活必需品等の調達及び供給に関すること。（健康福祉課）
保健救護班	1　救護所の設置に関すること。（健康福祉課） 2　医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること。（健康福祉課） 3　感染症の予防及び防疫活動に関すること。（健康福祉課） 4　被災住民、避難住民の保健指導に関すること。（健康福祉課） 5　患者等の搬送支援にかかる車両等の確保に関すること。（健康福祉課） 6　収容可能病院の把握に関すること。（健康福祉課） 7　医療機関への協力要請に関すること。（健康福祉課）

（４）社会基盤対策部

班	所掌事務
建設班	1　応急資機材の調達に関すること。（建設課） 2　応急対策要員（人夫等の確保）に関すること。（建設課） 3　応急仮設住宅の建設に関すること。（建設課） 4　町営住宅の応急復旧に関すること。（建設課） 5　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。（建設課） 6　官民境界に関すること。（建設課） 7　水防及び砂防等の応急対策に関すること。（建設課） 8　運行規制に関すること。（建設課） 9　道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧に関すること。（建設課） 10　河川及び海岸堤防等の応急復旧に関すること。（建設課） 11　地すべり、崩壊地等の応急復旧に関すること。（建設課） 12　道路啓開等に関すること。（建設課） 13　耕地、農道、ため池等農業施設関係被害調査及び応急復旧に関すること。（建設課） 14　治山、林道、その他林業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。（建設課）
農林水産商工班	1　農林水産商工関係の被害調査に関すること。（企画課・農林水産課） 2　被災農作物の応急技術対策に関すること。（農林水産課） 3　被災農作物の種苗対策に関すること。（農林水産課） 4　家畜伝染病予防に関すること。（農林水産課） 5　被災家畜収容に関すること。（農林水産課） 6　海浜等レジャー客に対する災害対策及び観光関係機関との連絡調整に関すること。（企画課） 7　失業者の対策に関すること。（企画課） 8　商工観光関係の災害対策に関すること。（企画課） 9　農林水産商工諸団体との調整に関すること。（企画課・農林水産課）

班	所掌事務
環境班	1　遺体安置及び埋火葬に関すること。（生活環境課） 2　仮設トイレの設置に関すること。（生活環境課） 3　家庭動物に関すること。（生活環境課） 4　公害防止に関すること。（生活環境課） 5　油の流出など海洋汚染に関すること。（生活環境課） 6　廃棄物処理施設等の被害状況の把握に関すること。（生活環境課） 7　災害廃棄物の収集及び処理に関すること。（生活環境課） 8　国・県及び関係団体への応援要請・調整に関すること。（生活環境課）

（5）被災者支援部

班	所掌事務
住民班	1　避難所の開設、収容、運営及び管理に関すること。（税務課・住民課・健康福祉課） 2　人的及び家屋等の被害調査及び報告に関すること。（税務課・住民課） 3　被災地、避難所における住民等の心身の安定に関すること。（住民課） 4　帰宅困難者対策に関すること。（企画課・住民課）
税務班	1　被災者台帳の作成及び罹災証明に関すること。（総務課・税務課） 2　町税の減免措置及び税務上の諸証明の発行に関すること。（税務課） 3　固定資産査定及び町税の見直しに関すること。（税務課）
福祉班	1　被災者への炊き出し及び救援物資の配分に関すること。（健康福祉課） 2　被服、寝具その他の生活必需品等の給与及び貸与に関すること。（健康福祉課） 3　日本赤十字、ボランティア団体等との連絡調整に関すること。（健康福祉課） 4　災害ボランティアの受入に関すること。（健康福祉課） 5　避難行動要支援者の支援に関すること。（健康福祉課） 6　災害義援金品の受入及び分配に関すること。（健康福祉課） 7　災害見舞いに関すること。（健康福祉課） 8　被災者生活再建支援金の支給に関すること。（健康福祉課） 9　福祉避難所の開設・運営に関すること。（健康福祉課） 10　保育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。（健康福祉課） 11　園児に対する避難及び保育に関すること。（健康福祉課） 12　園児の健康管理に関すること。（健康福祉課）

（6）上下水道部

班	所掌事務
上水道班	1　飲料水の供給に関すること。（生活環境課） 2　水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。（生活環境課）
下水道班	1　下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。（生活環境課）

（7）教育部

班	所掌事務
学校・社会教育班	1　学校の被害調査及び応急復旧に関すること。（教育委員会） 2　児童生徒に対する避難及び授業に関すること。（教育委員会） 3　児童生徒の健康管理に関すること。（教育委員会） 4　災害救助法に基づく教科用図書等の支給に関すること。（教育委員会） 5　災害時における学校給食に関すること。（教育委員会） 6　授業再開に向けての教職員の確保に関すること。（教育委員会） 7　文化財及び社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。（教育委員会）

第２項　配備体制と配備基準

町災害対策本部は、被害の防御及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、次の基準による配備の体制を整えます。

１　配備体制

配備体制	配　　備　　内　　容	状　　況
第１配備 （準備体制）	地震・津波が発生又は予想される場合、速やかに町災害対策本部を設置するための前段階	直ちに第２配備に入れる体制
第２配備 （警戒体制）	地震・津波発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、町災害対策本部を設置	直ちに第３配備に入れる体制
第３配備 （非常体制）	津波・地震災害後の応急対策を町の総力をあげて実施する体制	直ちに活動が行える完全な体制
特別配備	南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生し、町職員への甚大な被害を及ぼしたときの特別体制	参集可能な人員による活動体制

２　配備基準

配備体制	招集基準	配備要員
第１配備 （準備体制）	①町及び近接市町に震度４程度以上の地震があったとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ③その他地震・津波に関する災害が予想される場合で本部長（町長）が認めたとき。	・総務課担当職員 ・その他職員は自宅待機
第２配備 （警戒体制）	①町及び近接市町に震度５弱以上の地震があったとき。 ②県下（町を除く。）及び和歌山県南部に震度５強以上の地震があったとき。 ③三重県南部津波予報区に津波注意報が発表されたとき。 ④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ⑤その他地震・津波に関する災害が発生し、本部長（町長）が必要と認めるとき。	・各部長以上から指示のあった職員参集 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員一部を招集
第３配備 （非常体制）	①町及び近接市町に震度５強以上の地震があったとき。 ②三重県南部津波予報区に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ③町全域にわたって地震に関する甚大な被害が発生又は予想されるときで、本部長（町長）が必要と認めるとき。	・全職員 ・必要に応じ全消防団員を招集
特別配備	①南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生し、町職員への甚大な被害を及ぼしたとき。	・参集全職員 ・参集全消防団員 ・町職員以外（町職員退職者等）

第２節　通信機能の確保

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局
【 関 係 課 】	総務課(総務部)

町及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保します。

【対策の体系】

- 第２節　通信機能の確保
  - 第１項　通信手段の確保
  - 第２項　通信途絶時の対応

第１項　通信手段の確保

災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努めます。

また、特に、非常電源の確保に努めるとともに、町は、定期的な点検及び訓練を行い、発災時に備えるよう努めます。

１　町及び防災関係機関の通信手段

（１）県防災通信ネットワーク

町、県及び防災関係機関が防災行政無線（衛星通信及び地上系）とケーブルテレビのネットワーク（有線系）を利用し通信します。

（２）町防災行政無線等

町は、災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な情報を住民等に伝達するため防災行政無線等多様な通信手段を活用します。基地局・中継局及び移動局（車載・携帯）を有機的に利用して災害応急対策を行います。

（３）全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）

津波警報や緊急地震速報等の時間的余裕がない場合、国からの情報を町防災行政無線等を自動起動することにより、住民等に緊急情報を直接かつ瞬時に伝達します。

（４）消防無線等

消防専用無線設備等を利用して通信します。

（５）公共放送の利用

基本法第 56 条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には「災害時における放送要請に関する協定書」により、県に対して放送の要請を行います。

２　その他通信手段

（１）加入電話

町は、災害時の通信の混乱を避け、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき災害時優先電話を指定し、利用します。

（２）衛星携帯電話

加入電話、携帯電話等の利用が困難な場合や、通信インフラの整備されていない場所では、通話が可能である衛星携帯電話により通信を確保します。

（３）アマチュア無線

アマチュア無線は、町防災行政無線等が混乱若しくは使用不能となった場合に、有効な通信手段として活用します。

（４）情報通信ネット（インターネット、携帯電話・スマートフォン、ファックス等）

情報交換が常時可能である特性を生かし、町内の状況を受発信できるよう入力し、国、県及びその他市町村、防災関係機関、住民等との受信情報についても有効利用します。

第２項　通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、津波警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図ります。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図ります。

第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

【 主 幹 課 】　災害対策本部事務局

住民の人命、財産を保護するために自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合に、迅速に自衛隊に対し災害派遣を要請及び海上保安庁への支援要請を実施します。

【対策の体系】

- 第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等
  - 第１項　自衛隊への災害派遣要請等
  - 第２項　海上保安庁への応急措置の実施要請等

第１項　自衛隊への災害派遣要請等

１　災害派遣要請の基準

（１）災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。

（２）災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

２　災害派遣要請の手続

（１）町長の派遣要請の要求

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書に次の事項を記入し、地域活性化局長を経由して知事（総括班）に派遣要請を求めます。ただし、事態が急を要するときは、直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができます。

また、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事（総括班）に要請の要求を求め、その後必要に応じ、直接自衛隊に対し、事態の状況を通報することができます。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長はその旨及び町の地域にかかる災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知します。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとします。

ア　災害の状況及び派遣要請の事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　連絡場所及び連絡者

オ　その他参考となるべき事項

緊急時派遣要請要求先電話番号

名　　称	電　　話　　番　　号
県（防災対策部災害即応・連携課）	059-224-2189 三重県防災行政無線　20-8-2189
陸上自衛隊第33普通科連隊	059-255-3133 三重県防災行政無線　20-4010

災害派遣の要請手続

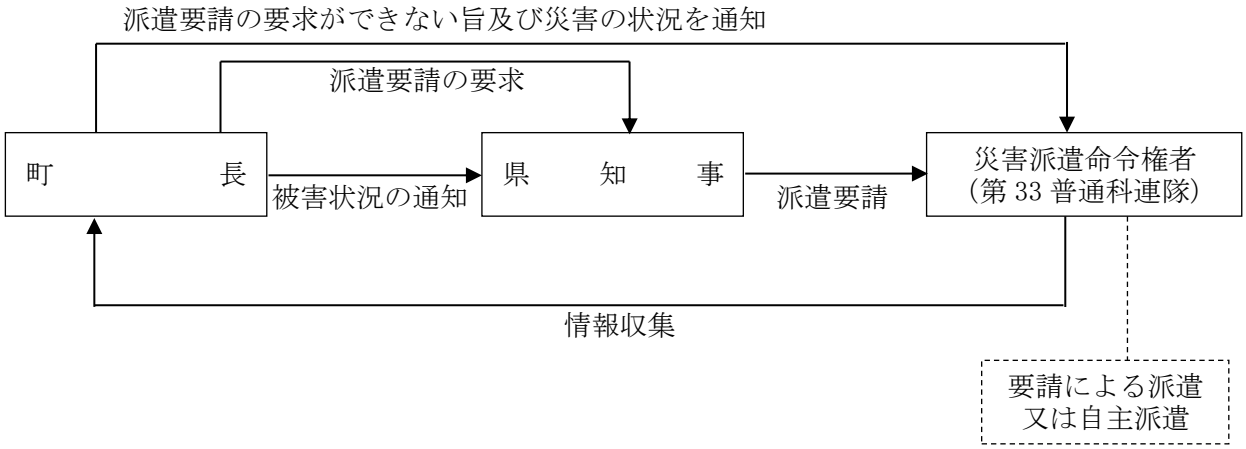

３　災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第 33 普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがあります。（自衛隊法第 83 条第２項ただし書に規定する自主派遣）

この場合、町長等は、陸上自衛隊第 33 普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知します。

４　災害派遣時に実施する救援活動

派遣部隊の活動内容は災害の状況及び他の救援機関等の活動状況により異なりますが、おおむね次のとおりです。

（１）被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
（２）避難の援助（誘導、輸送）
（３）遭難者等の捜索救助
（４）水防活動
（５）消防活動
（６）道路及び水路の啓開（障害物除去等）
（７）応急医務、救護及び防疫
（８）人員及び物資の緊急輸送

（９）炊飯及び給水
(10) 救助物資の無償貸付又は譲与
(11) 危険物の保安及び除去等

５　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官等がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができます。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知するものとします。

（１）自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
（２）避難の措置・立入
（３）警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
（４）他人の土地等の一時使用等
（５）現場の被災工作物等の除去等
（６）住民等を応急措置の業務に従事させること。

６　派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮します。

（１）派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
（２）作業計画及び資機材の準備
（３）宿泊施設（野営施設）及びヘリコプター離着陸場等施設の準備
（４）住民の協力
（５）派遣部隊の誘導

７　派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行います。

８　経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び町が事前に協議して負担区分を決めます。ただし２以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

（１）派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
（２）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
（３）派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上、その運搬、修理
（４）県・市・町が管理する有料道路の通行料
（５）その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

９　航空機による災害派遣とヘリコプター離着陸場の選定取扱

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入のためのヘリコプター離着陸場の取扱については、次のとおりとします。

（１）航空機派遣要請の受入準備

ア　派遣要請を行う場合は、前記の要請手続によるほか、使用ヘリコプター離着陸場名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、県防災行政無線その他の方法で県（総括部隊＜情報班＞）に連絡を行います。

イ　ヘリコプター離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示します。

ウ　あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10 メートルの○H印を行い、上空より降下場所選定に備えます。

エ　夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）に可搬型の灯火（カンテラ等）により、着陸地点 15 メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行います。

オ　着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保します。

（２）ヘリコプター離着陸場の取扱について

ヘリコプター離着陸場として県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分することとします。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県（防災対策部災害対策課）にその概要（略図添付）を報告します。

（ア）面積を変更した場合

（イ）地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

（ウ）地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

（エ）既設建物、電線等が改造施設され、上空からの進入に新しく障害を加えた場合

（オ）グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

設定にあたっては次の事項に注意すること。

①ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約 12 度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。

②地面は堅固で傾斜９度以内であること。

③四方に仰角９度（ＯＨ―６の場合は 12 度）以上の障害物がないこと。また、離着を要する地積は（図２）に示すとおりである。

④風の方向がわかるよう、ヘリコプター離着陸場の近くに吹流し又は旗を立てること。吹流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。（図１）

⑤着陸地点には石灰等を用いて、○Ｈの記号を標示して着陸中心を示すこと。（図３）

⑥物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

⑦大型車両等が進入できること。

⑧林野火災対策に使用する場合は、面積（100 メートル×100 メートル以上）、水利（100 トン以上）を考慮すること。

⑨ヘリコプター離着陸場付近への立入禁止の措置を講ずること。

10　ヘリコプター離着陸場の設置場所

図１　吹流し

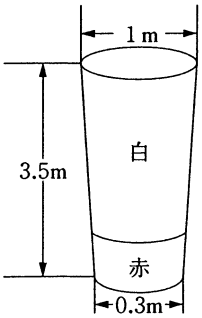

図２　離陸地点及び無障害地帯の基準

a　小型機（ＯＨ－６）の場合

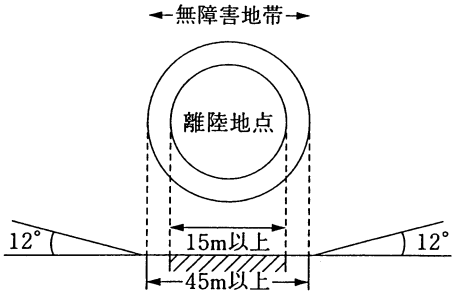

b　中型機（ＵＨ－１）の場合

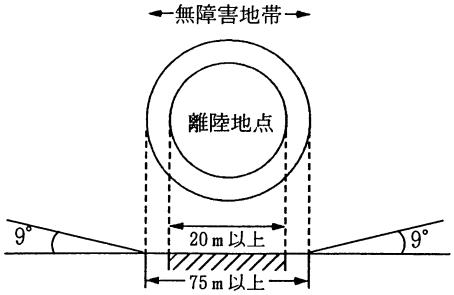

c　大型機（ＣＨ－47）の場合

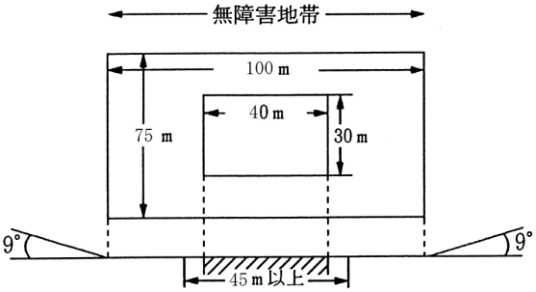

※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

図３　ヘリポート

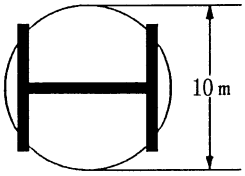

第２項　海上保安庁への応急措置の実施要請等

１　支援要請事項

（１）傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

（２）巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

（３）その他、町が行う災害応急対策の支援

２　支援要請の手続

町長は、海上保安庁の応急措置を必要とするときは、応急措置実施要請書に次の事項を記入し、地域活性化局長を経由して知事（総括班）に支援要請を求めます。

ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができます。

なお、町長が知事に支援要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船若しくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができます。ただし、この場合、町長は、事後速やかに、第四管区海上保安本部長に要請した旨を知事に連絡します。

３　支援部隊の受入体制の整備

町は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとします。

（１）応急措置の実施部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定

（２）作業計画及び資機材の準備

（３）宿泊施設（野営施設）及びヘリコプター離着陸場等施設の準備

（４）住民の協力

（５）応急措置の実施部隊の誘導

４　派遣部隊の撤収要請

支援目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、知事に撤収要請書により、撤収の要請を行います。

５　経費の負担区分

応急措置に要した経費は、海上保安庁と県及び町が事前に協議して負担区分を決めます。ただし２以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）、企画課（総務部） 税務課（総務部）、住民課（総務部）

南海トラフ巨大地震等による大規模地震が発生した場合、短時間に沿岸部に津波が来襲することが想定されます。町及び防災関係機関は、この地震・津波による被害を最小限にとどめるため、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく地震及び津波に関する情報を収集し、震災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限にとどめるものとします。

【対策の体系】

- 第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用
  - 第１項　地震・津波情報の伝達等
  - 第２項　被害情報等の収集と伝達
  - 第３項　住民への広報等
  - 第４項　地域・住民による活動

第１項　地震・津波情報の伝達等

１　地震・津波に関する情報の内容

（１）地震情報

ア　地震現象及びこれらに密接に関連する現象で、地震の発生場所（震源）、規模（マグニチュード）、時刻、震度速報、各地の震度に関する情報、遠地地震に関する情報等の観測成果及び状況を内容とします。

イ　震源に関する情報では、「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨が付加されます。

（２）津波情報

ア　津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とします。

イ　気象庁が津波警報・注意報を発表する津波予報区（本町）は、三重県南部です。

ウ　発表基準・解説・発表される津波の高さ

<table>
<tr><th rowspan="2">津波予報区</th><th rowspan="2">予報の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th></tr>
<tr><th>数値での発表
(津波の高さ予想の区分)</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="5">三重県南部
(伊勢市以南)</td><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合。</td><td>１０ｍ超
（10ｍ＜予想高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td></tr>
<tr><td>１０ｍ
（5ｍ＜予想高さ≦10ｍ）</td></tr>
<tr><td>５ｍ
（3ｍ＜予想高さ≦5ｍ）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで1ｍを超え、3ｍ以下の場合。</td><td>３ｍ
（1ｍ＜予想高さ≦3ｍ）</td><td>高い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2ｍ以上、1ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。</td><td>1ｍ
（0．2ｍ≦予想高さ≦1ｍ）</td><td>(表記しない)</td></tr>
</table>

注１）津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は、「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
注２）津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は、「津波注意報解除」として速やかに通知する。
注３）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
注４）津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない辺すうの地の町の長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を受けることができなくなった地の町の長は、津波警報を発表することができる。

２　津波警報・地震情報等の収集・伝達系統、方法

（１）　町における伝達

ア　県、ＮＴＴ西日本（ＮＴＴコムウェア 警報伝達システム担当）等から通知される警報等は、勤務時間中にあっては防災課が受理し、町長、副町長に報告するとともに各課等に連絡するものとします。

なお、勤務時間外においては宿直警備員が速やかに防災係に連絡し、以下勤務時間中と同様の措置をとるものとします。

イ　町及び防災関係機関の職員は、日頃から地震を感知したら、勤務時間内外を問わず伝達系統のみならずテレビ、ラジオ等を含め、地震情報や津波情報を得るように努め、迅速に伝達します。

ウ　町から住民等への伝達系統

町から住民等への伝達系統は、次のとおりです。伝達手段としては、可能な限り多くの伝達及び広報手段を用いて住民等へ伝えます。

（ア）時間内

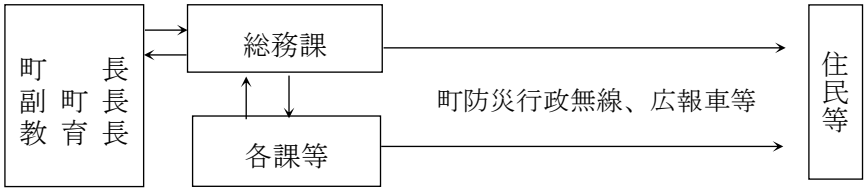

（イ）時間外

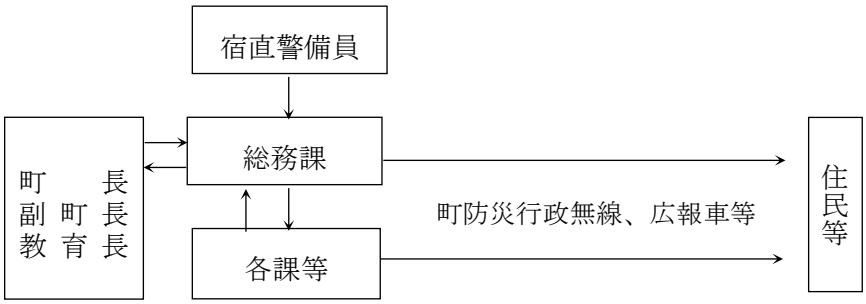

エ　警報等の連絡に当たっての留意事項

（ア）サイレン又は音声によって周知します。

（イ）警報等伝達発受に当たっては原文のとおり伝達します。

（２）津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の主な伝達系統により町及び防災関係機関が住民等に伝達します。

津波警報伝達系統図

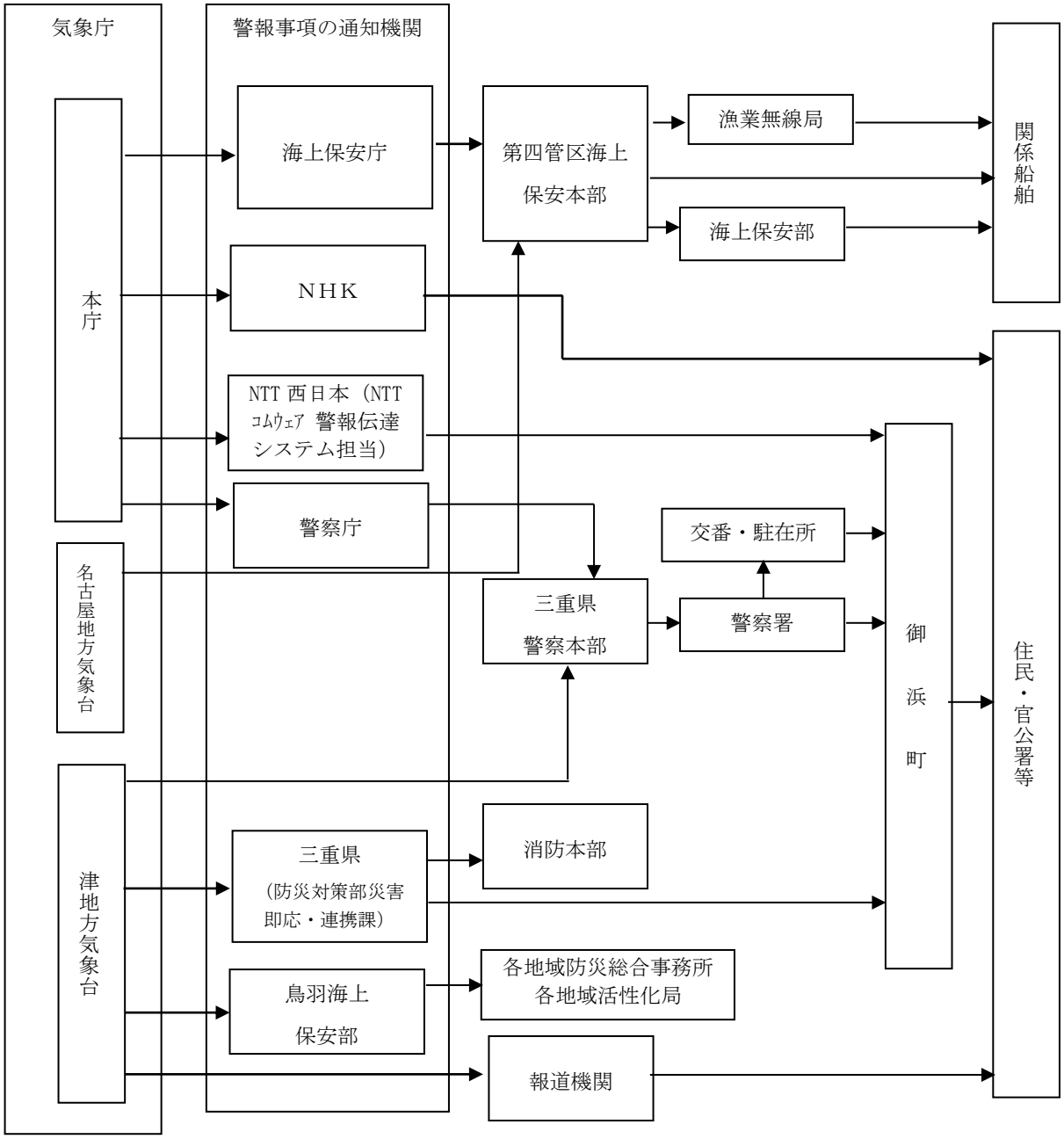

主な伝達系統

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
県	・三重県防災通信ネットワーク ・一般電話等	町	・町防災行政無線等	住民等
警察庁	・専用電話 ・専用FAX	警察本部→警察署	・一般電話 ・ＦＡＸ	町
海上保安庁	・専用電話 ・専用FAX ・防災情報提供システム	第四管区 海上保安本部	・無線通報など	海上保安部 →関係船舶 海上保安部 →漁業無線局（漁協運営） →関係船舶 関係船舶
ＮＨＫ 各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	住民 官公署等		
ＮＴＴ西日本 (NTTｺﾑｳｪｱ　警報伝達ｼｽﾃﾑ担当)	・一般電話 ・ＦＡＸ	町 （津波警報のみ）		

【警報等の連絡にあたっての留意事項】

①警報等の連絡発受にあたっては、確実を期するために記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり連絡する。

②警報等の連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに、相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておく。

③警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとる。

（３）津波注意報・警報発表時の緊急措置（避難指示等の伝達）

津波注意報・警報の発表時又は強い地震（震度４程度以上）が発生して津波の危険性がある場合、若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて津波による避難の必要を認める場合、本部長（町長）は、沿岸部の浸水可能性が認められる地域に避難指示を出すとともに、直ちに住民等の避難行動をとるよう、多様な伝達手段を用いて促します。

特に、特別警報に該当する大津波警報が発表された場合は、経験したことのない想定外の津波が襲う事態を踏まえ、より安全な高い場所に避難するなど、命を守る行動を直ちにとるための避難指示と住民等への伝達を最優先に行います。

第２項　被害情報等の収集と伝達

１　町の被害状況の収集

（１）参集途上（登庁時）職員の情報収集

職員は、災害発生時及び動員指令により非常参集する際、周囲の被害状況を把握し、町（町災害対策本部）に対し報告するものとします。

（２）自主防災組織等の情報収集

町（町災害対策本部）は、自主防災組織等を通じて被害状況を収集し、集約します。

（３）住民の安否情報の収集と伝達

町、防災関係機関及び自主防災組織等は、お互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集と伝達に努めます。

ア　町（町災害対策本部）

町（町災害対策本部）は、避難場所及び避難所等における住民等の安否情報を収集し、集約します。

イ　自主防災組織等

自主防災組織等は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の集合場所（避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内住民への周知と、災害時は、その代表を通じ町（町災害対策本部）へ報告します。

ウ　社会福祉施設等

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、発災後速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保し、安否情報を把握し、町（町災害対策本部）へ報告します。

２　県等への被害情報等の報告

町（町災害対策本部）は、町内に災害による被害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領並びに火災・災害等速報要領に基づき、県にその状況等を報告します。

通信手段の途絶、輻輳等により県地方災害対策部（熊野地方部）及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は、直接消防庁へ連絡します。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととします。

消防庁への連絡先

平日９：30～17：45（消防庁応急対策室）

ＮＴＴ回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

夜間・休日（消防庁　消防防災・危機管理センター）

ＮＴＴ回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

第３項　住民への広報等

１　広報内容

町（町災害対策本部）は、主に住民等に対して次の内容を報告します。

（１）災害発生状況（被害状況）
（２）気象状況
（３）町災害対策本部に関する情報
（４）避難に関する情報及び避難所の状況
（５）二次災害の危険性に関する情報
（６）主要道路情報
（７）公共交通機関の状況
（８）電気、水道、ガス等ライフライン施設の状況
（９）医療機関及び救護所等の状況
(10) 給食、給水、生活必需品等の供給に関する情報
(11) 河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
(12) 被災者の安否に関する情報
(13) 救助・救出に関する情報
(14) 防疫・衛生に関する情報
(15) 小中学校・保育所等並びに児童生徒・園児等に関する情報
(16) ボランティア及び支援に関する情報
(17) 住宅に関する情報
(18) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（町長からの呼びかけ等を含む。）

２　伝達及び広報手段

町（町災害対策本部）は、可能な限り多くの伝達手段を用います。

（１）町防災行政無線
（２）広報車
（３）掲示板
（４）広報紙、チラシ等の印刷物
（５）自主防災組織等の連絡網による伝達
（６）ホームページ
（７）ＣＡＴＶ文字放送
（８）情報通信ネット（インターネット、携帯電話・スマートフォン・ファックス等）

３　報道機関に対する報道要請等

（１）町（町災害対策本部）は、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞紙面等を通じて情報を伝達するよう県に要請します。ただし、やむを得ない場合には、直接報道機関に依頼し、事後に県に報告します。
（２）報道機関は、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるため、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表します。

４　災害・広報資料の収集

（１）各部は、各担当分野にかかる災害写真を撮影し、災害の記録に努め、総務部では、全体記録を収集及び整理するものとします。

（２）調査報告及び災害写真は、広報担当に提出するものとし、それを広報材料として活用します。

５　広聴（問い合わせ・相談）体制

（１）災害時においては、被災地区ごとの広聴体制を強化します。

（２）住民等からの問い合わせや相談に対応するため、住民相談窓口を設置します。

第４項　地域・住民による活動

１　津波からの自衛措置

（１）“声かけ”による津波からの自衛措置

津波により浸水の可能性が認められる地域の住民等は、地震が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により津波警報等の発表状況の確認に努め、津波の危険を認知した場合、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難します。

なお、あらかじめ自らの居住地域の津波襲来予想時間や規模の把握や避難場所への複数の避難経路の確認を行い、周辺の住民への“声かけ”に努めます。

（２）避難行動要支援者への支援

津波による浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難の支援に努めます。

なお、避難行動要支援者の個別避難計画が策定されている場合は計画に沿った支援にあたります。

２　海面の異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見したものは、次の方法により通報するものとします。

（１）発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を、町長、警察官又は海上保安官に通報します。

（２）警察官又は海上保安官の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報します。

（３）町長の通報

上記（１）及び（２）によって「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに関係機関に通報又は連絡するものとします。

（４）津波に関する異常現象の通報

津波の襲来を予見させるような異常現象を発見したものは、速やかに避難行動をとり身の安全を確保した後、町や消防等防災関係機関に通報するよう努めます。

第５節　広域的な応援・受援体制の整備

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部、救援・救護部）、健康福祉課（救援・救護部、被災者支援部）

町は、国の活動要領に基づく広域応援部隊・救援物資・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の受入を迅速に行い、被災地へ効果的に支援を展開するため、広域的な受援・応援体制を整備します。

【対策の体系】

- 第５節　広域的な応援・受援体制の整備
  - 第１項　応援体制の整備
  - 第２項　受援体制の整備

第１項　応援体制の整備

１　三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理

町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第 67 条、第 72 条並びに第 74 条の３第４項や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について、確実に受理します。

また、各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行います。

２　情報収集と応援内容の検討等

町は、応援要請を受けた場合には、応援市町と災害に関する情報を共有し、県等と応援の内容（活動エリア、期間等）について調整を行うとともに、応援活動の実施における要員の安全確保や、応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保します。

第２項　受援体制の整備

１　協定等に基づく応援要請

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定等各協定及び基本法第 67 条並びに第 68 条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を図ります。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集します。

２　具体的な要請内容の検討と受入体制の構築

町は、必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行います。

また、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保するとともに、要請内容に応じた活動要領を作成するなど、業務の引継ぎを確実に行います。

第６節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

【 主 幹 課 】　総務課（総務部、救援・救護部）

南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、町職員を動員し、他の防災機関等から要員を確保します。

【対策の体系】

- 第６節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等
  - 第１項　町災害対策本部要員の確保
  - 第２項　他の防災機関等からの要員の確保
  - 第３項　従事命令等

第１項　町災害対策本部要員の確保

１　職員の動員方法

本部長（町長）は、職員を招集する必要があるときは、部長等を通じて次の方法により直ちに職員を招集します。

（１）勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、部長等から職員へ伝達するとともに、必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達します。

（２）勤務時間外、休日等の場合

ア　休日、夜間等の勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の職員の招集のための連絡は、緊急連絡網によります。

イ　配備指令の伝達は、電話、防災行政無線、職員参集メール等を活用し、敏速に行います。

（３）配備報告

ア　部長等は、動員配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告します。

イ　町は、県に人員の配備状況等を「県防災情報システム」により報告するものとします。

２　町職員以外の動員方法

本部長（町長）は、町職員による要員が不足する場合は、町職員以外（町職員退職者等）の者に協力を求め、要員の確保に努めます。

第２項　他の防災機関等からの要員の確保

本部長（町長）は、災害の規模等により町災害対策本部の要員のみで対処できない場合、又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次に掲げるところにより措置します。

１　応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは次のとおり応援要請します。

要請先	内容	根拠法令
知事	応援の要求、応急措置の実施	基本法 68 条
知事	指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣要請	基本法 29 条
知事	指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関又は特定公共機関の職員の派遣斡旋	基本法 30 条
知事	職員の派遣、特定地方独立行政法人の職員の斡旋	基本法 30 条 地方自治法 252 条の 17
市町村長	応援の要求	基本法 67 条

２　特殊作業のための労力、機械等の確保にかかる協力要請

本部長（町長）は、特殊作業のための労力、機械等の確保については、三重県建設業協会及び御浜町指定水道公認業者等と密接な連絡を保持し、協力を要請します。

また、県等の協力を得ながら各種応援協定を活用し協力を要請します。

第３項　従事命令等

基本法第 71 条第２項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならないとされています。

なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならないとされています。

【参考１】基本法第 50 条第１項第４号から第９号までに掲げる事項

①災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

②施設及び設備の応急の復旧に関する事項

③清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

④犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

⑤緊急輸送の確保に関する事項

⑥①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

【参考２】基本法第 71 条第１項の規定による知事の権限

１　従事命令（救助法第７条関係）

従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第 10 条）

①医師、歯科医師又は薬剤師

②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は歯科衛生士

③土木技術者又は建築技術者

④大工、左官及びとび職

⑤土木業者、建築業者及びこれらの従事者

⑥鉄道業事業者及びその従事者

⑦軌道経営者及びその従事者

⑧自動車運送事業者及びその従事者

⑨船舶運航事業者及びその従事者

⑩港湾運送事業業者及びその従事者

２　協力命令（救助法第８条関係）

協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。

第７節　災害救助法の適用

【 主 幹 課 】　総務課（総務部）

町は、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続を行います。

【対策の体系】

- 第７節　災害救助法の適用
  - 第１項　適用基準等
  - 第２項　実施権限の委任

第１項　適用基準等

１　適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（以下本節において「施行令」という。）第１条に定めるところによりますが、本町における適用基準はおおむね次のとおりです。

（１）適用要件

ア　災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。

イ　救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。

ウ　原則として同一の原因による災害であること。

（２）適用基準

災害の程度が次の基準のいずれかに該当し、かつ被害者が現に救助を要する状態にあるとき、救助法が適用されます。

ア　本町の住家の滅失した世帯の数が、「市町別適用基準」に定める数である 40 世帯以上に達したとき。(施行令第１条第１項第１号)

イ　被害世帯数がアの基準に達しない場合でも、県の区域内において、1,500 世帯以上の住家が滅失し、本町の区域内の被害世帯数がアの世帯数の２分の１である 20 世帯以上に達したとき。(施行令第１条第１項第２号)

ウ　被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県の区域内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したとき。(施行令第１条第１項第３号)。

エ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。(施行令第１条第１項第４号)。

（３）被災世帯の算定基準

ア　全壊（焼)、流失世帯は、１世帯とします。

イ　半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって１世帯とします。

ウ　床上浸水、土砂のたい積等で一時的居住困難世帯は、３世帯をもって１世帯とします。

２　救助法の適用手続

（１）町の区域内における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとします。

（２）救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとします。

救助法適用に関する情報伝達系統

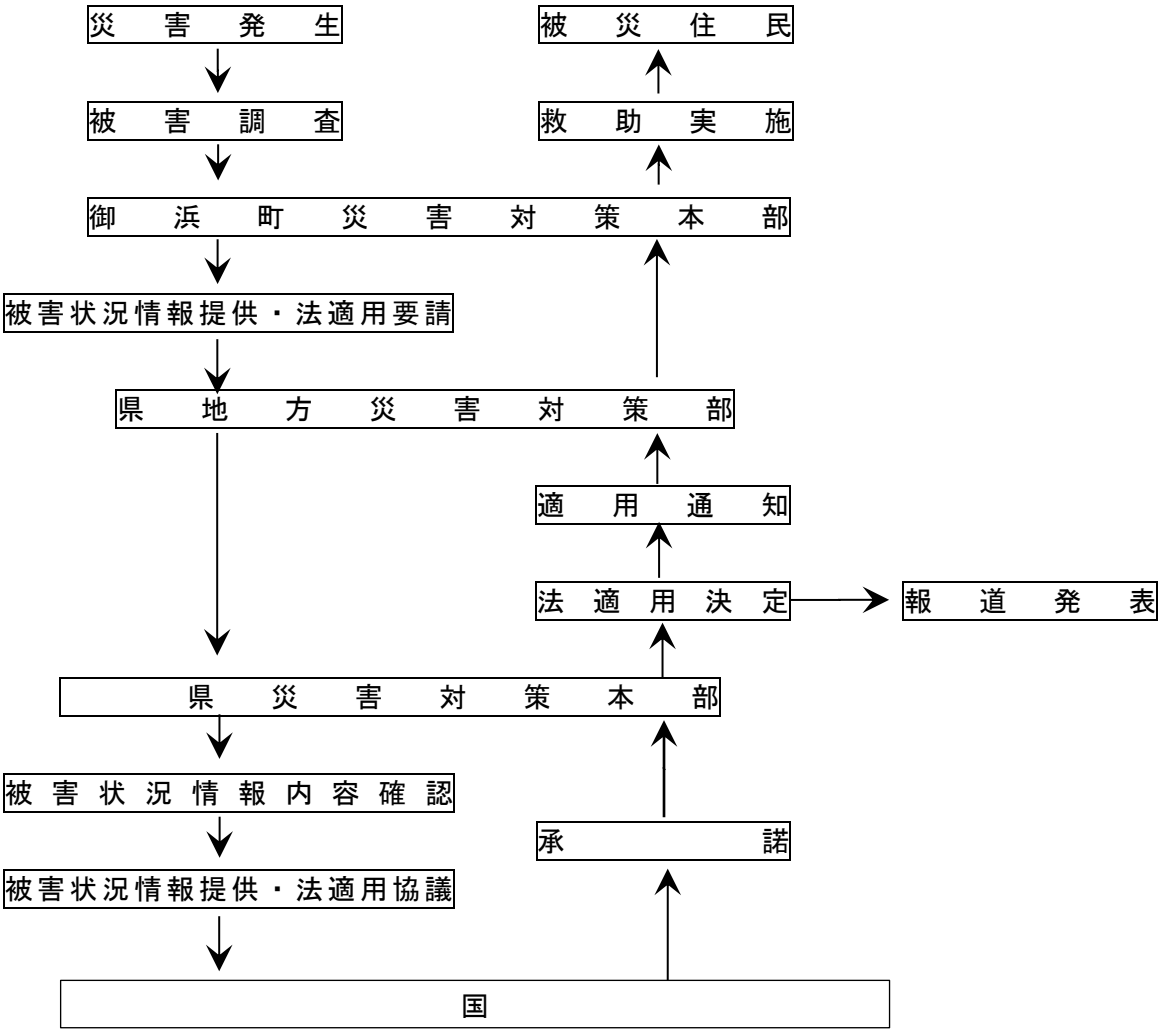

３　救助の種類

（１）避難所及び応急仮設住宅の供与
（２）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
（３）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
（４）医療及び助産
（５）被害者の救出
（６）被災した住宅の応急修理
（７）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（※）
（８）学用品の供与
（９）埋葬
(10) 死体の捜索及び処理
(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（※）生業資金の貸付については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていません。

４　経費の支弁及び精算

災害救助法が適用になった場合の経費負担については、次のとおりとなっています。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

市町別適用基準

災害救助法施行令第１条第１項による

市町名	人口	世帯数	第１号	第２号
御浜町	8,079	3,711	40	20

（令和２年国勢調査を基礎）

第２項　実施権限の委任

知事から委任を受けた町長は、委任された救助の実施責任者となります。

第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第１節　緊急の交通・輸送機能の確保

【 主 幹 課 】　総務課（総務部）、建設課（社会基盤対策部）

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、交通の混乱とともに、道路等に障害物が発生することが想定されるため、町は県及び防災関係機関と協力して、交通渋滞等により人命にかかる応急対策活動に支障が生じないよう、交通規制、障害物除去、木材の流出防止等を実施するなど、緊急の交通・輸送機能を確保します。

【対策の体系】

- 第１節　緊急の交通・輸送機能の確保
  - 第１項　交通状況の把握
  - 第２項　緊急輸送道路等の確保
  - 第３項　交通規制の実施
  - 第４項　自動車運転者がとるべき行動

第１項　交通状況の把握

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町（町災害対策本部）は、道路管理者等その他の防災関係機関との連携を密にして情報を収集するとともに、町内の道路交通障害情報等を収集する等、相互の情報交換を実施します。

第２項　緊急輸送道路等の確保

被災者及び救助・救急要員等あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路等の確保を図ります。

１　災害時における車両の移動等

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第76条の６の規定に基づき、当該車両等の移動を行います。

２　応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路等が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路の確保を図ります。

第３項　交通規制の実施

１　交通規制の実施責任者

道路交通制限は、道路管理者（町長等）及び警察が実施する権限を持つもので、災害時は、速やかに必要な規制を行います。

２　交通規制の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通規制の実施責任者は、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次によりこれを行います。

（１）道路管理者による交通規制

道路管理者（町長等）は、道路の損壊・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路法（第 46 条）に基づく交通規制を実施します。この場合、警察との連携を密にして行います。

（２）警察による交通規制

道路交通法及び基本法等により警察が交通規制を行う場合は、連携を密にして行います。

３　交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、道路管理者（町長等）及び警察は、報道機関、日本道路情報センター及び交通情報板等を通じ、規制の区域又は区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図ります。

４　路上放置車両等に対する措置

（１）警察官の措置

基本法第 76 条の３に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができます。

また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができます。

（２）現場に警察官がいない場合の措置

消防吏員及び災害派遣部隊自衛官は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、前記（１）で警察官がとった措置を行うことができます。ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに警察に通知します。

５　道路の応急復旧等

（１）被害箇所等の調査及び通報連絡体制

ア　災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察又は道路管理者（町長等）に通報します。

イ　通報を受けた道路管理者（町長等）又は警察は、相互に連絡し、調査の結果、支障箇所を発見したときは、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡します。

ウ　電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報します。

（２）道路、橋梁等の応急措置

ア　道路管理者（町長等）は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な対策を行い、交通・輸送機能の確保を図ります。

イ　応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、交通・輸送機能の確保を図ります。

６　緊急通行車両の確認

（１）事前届出制度

ア　災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受けます。

イ　事前届出についての事務は、警察署において行われます。

（２）緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア　確認の申し出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出ます。

イ　標章及び証明書の交付

上記において確認を受けたときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定める標章及び証明書が交付されます。

ウ　緊急通行車両の確認の取扱

緊急通行車両の確認事務については、警察本部若しくは警察署若しくは交通検問所等の検問箇所又は知事部局において行います。

〈参考〉

（１）災害対策基本法施行令第 32 条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示

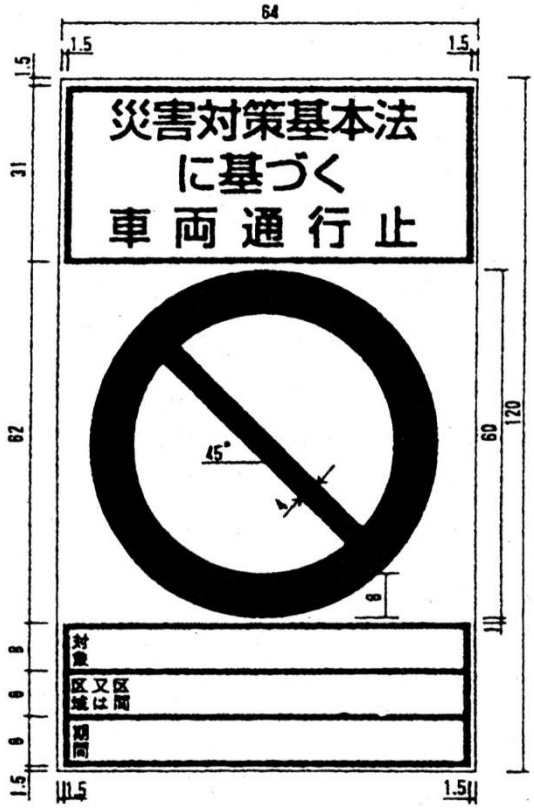

（２）災害対策基本法施行令第 33 条第２項に基づく緊急通行車両の標識

ア　色彩は、文字、沿線及び区分線を青色、斜めの対及び枠を赤色、地を白色とする。

イ　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

ウ　図示の長さの単位はセンチメートルとする。

エ　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

第４項　自動車運転者がとるべき行動

１　大地震発生時の行動

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は以下の行動を講じるとともに、原則として徒歩で避難する。

（１）急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。

（２）停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

（３）車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。

（４）やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。

（５）駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

２　交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

（１）速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所

イ　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

（２）速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

（３）警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第２節　水防活動の実施

【 主 幹 課 】　災害対策本部事務局、建設課（社会基盤対策部）
【関係機関等】　消防団

町及び防災関係機関は、地震の発生又は地震予知情報等の通知を受けたときは、河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を巡視し、必要な応急措置を行います。ただし、津波等により水防活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難をすることを優先します。

【対策の体系】

- 第２節　水防活動の実施
  - 第１項　地震後の水防活動の実施

第１項　地震後の水防活動の実施

１　監視、警戒態勢

地震発生に伴い、海岸堤防へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防団員等の安全確保を優先することを前提としたうえで、以下の対策を実施します。

（１）巡視

水防管理者（町長）は、水防団員等の安全が確保できる範囲内で、水防法第９条に基づき、水防上危険と思われる河川、海岸、ため池等の巡視を行います。

（２）非常警戒

地震又は津波等により水防施設の被害が予測される場合、水防団員等の安全が確保できる範囲内で水防区域の監視及び警戒を厳重にし、特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるとともに、水防作業を開始します。

ただし、津波等により水防活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難をすることを優先します。

２　応急対策

堤防、ため池、又は樋門等が決壊するおそれがあるとき、又は決壊したときは、水防管理者等はできる限り被害の増大を防止するように努めるとともに、早期の応急復旧に努めます。

ただし、津波等により水防活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難をすることを優先します。

第３節　ライフライン施設の復旧・保全

【 主 幹 課 】	生活環境課（上下水道部）
【 関 係 課 】	総務課（総務部）

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時に水道施設が被害を受けた場合には被災者に大きな影響を及ぼすことから、町は、迅速な応急復旧を行います。また、ライフライン事業者は、県及び町災害対策本部と連絡を密にしながらライフライン施設の迅速な応急復旧を行います。

【対策の体系】

- 第３節　ライフライン施設の復旧・保全
  - 第１項　迅速なライフライン応急対策・復旧体制の確立
  - 第２項　ライフライン施設の復旧・保全

第１項　迅速なライフライン応急対策・復旧体制の確立

町及びライフライン施設の関係機関は、被害状況の迅速な把握のもと、連絡体制を常に明確にし、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立し、早期復旧に努めます。

第２項　ライフライン施設の復旧・保全

１　上下水道施設

大多数の住民は、飲料水をはじめ生活用水を水道に依存しており、上下水道施設は住民の生活に一日も欠かせない施設であるため、地震等災害による断・減水の影響は非常に深刻なものがあることから、こうした事態に迅速かつ的確に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努めます。

（１）水道施設

ア　発災後、施設の損傷や機能の確認を行い被害状況の把握を行い、応急復旧に必要な資機材を確保します。

イ　速やかに水道施設の応急復旧工事に着手するよう努めます。

ウ　配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始します。

エ　被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努めます。

オ　町のみで復旧が困難な場合は「三重県水道災害広域応援協定」に基づき応援を要請します。

（２）下水道施設

ア　発災後、施設の損傷や機能の確認を行い被害状況の把握を行い、応急復旧に必要な資機材を確保します。

イ　速やかに下水道施設の応急復旧工事に着手するよう努めます。

ウ　復旧までの間、必要に応じて住民に対し、下水排除の制限を行います。

エ　「三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール（H16.7.22 施行)」に基づき、下水道施設の復旧等を図るための協力体制を確立します。

2　ライフライン事業者の対策

復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと、県及び町災害対策本部と連絡を密にしながら応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者と連携し、被害箇所の応急復旧を行い、迅速な機能回復に努めます。

なお、各事業者が実施する対策は、県地域防災計画に定めるとおりです。

3　住民等への広報

町は、上下水道施設の被害状況、断水・下水排除の制限状況、施設復旧の見通し等について、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、被災住民等の不安解消に努めます。

第４節　公共施設等の復旧・保全

【 主 幹 課 】	総務課(総務部)、健康福祉課（被災者支援部)、 建設課（社会基盤対策部)、教育委員会（教育部）

南海トラフ巨大地震等大規模地震発生後、防災活動の拠点となる公共施設等の緊急点検やパトロールを実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止します。

【対策の体系】

- 第４節　公共施設等の復旧・保全
  - 第１項　迅速な応急対策・復旧体制の確立
  - 第２項　公共施設等の復旧・保全対策

第１項　迅速な応急対策・復旧体制の確立

１　被害状況の把握と二次災害防止

公共施設の管理者は、緊急点検・巡視を実施し被害の拡大や二次災害を防止するとともに、連絡体制を密にし、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を確立します。

２　危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止めや立入禁止等の応急的な安全確保対策を施したうえで、ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知します。

第２項　公共施設等の復旧・保全対策

１　公共土木施設の応急復旧計画

（１）道路・橋梁

管理者は、緊急輸送道路等の確保を図るとともに、災害復旧を進めるうえで重要な道路については、被災後速やかに被害状況を把握し、障害物除去、応急復旧工事に着手します。

管理者、警察、消防及び自衛隊は、関係事業者等の協力を得て必要な措置をとります。

（２）河川、海岸

管理者は、河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、早期の被害状況の把握に努め、関係事業者等の協力を得て速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防止します。

（３）砂防

管理者は、地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の砂防ダム等設備の被災状況を点検します。また、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施します。

２　町が管理する公共施設等

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等は、被災後速やかに被害状況を把握し、早期の機能回復を図るため、応急措置を行うとともに、応急復旧工事に着手します。また、町独自での応急復旧が困難な場合は、県に応援要請を行います。

第５節　農林水産施設及び農地・森林等の復旧・保全

【 主 幹 課 】	農林水産課（社会基盤対策部）
【 関 係 課 】	建設課（社会基盤対策部）

町及び農林水産関連団体・機関は、災害による農林水産施設及び生産物に対する被害の軽減及び拡大を防止します。

【対策の体系】

- 第５節　農林水産施設及び農地・森林等の復旧・保全
  - 第１項　農林水産施設にかかる復旧・保全
  - 第２項　農作物、畜産、林産物、水産物に対する応急措置

第１項　農林水産施設にかかる復旧・保全

１　農林水産施設の応急対策

町は、施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行うとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めます。

特に、防災重点ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、速やかに点検を行い、避難対策や応急措置等を実施します。

２　林道施設

町は、災害の発生により林道施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、必要な措置を講じるとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めます。また、独自で応急復旧が困難な場合は、県に応援要請を行います。

第２項　農作物、畜産、林産物、水産物に対する応急措置

１　農作物に対する応急措置

（１）災害対策技術の指導

町は、県及び農協等と協力して対策及び技術の指導を行うものとします。

（２）稲種子の確保

稲種子の確保については、伊勢農業協同組合に協力を要請します。

（３）病害虫の防除

柑橘や水稲などの病害虫防除に備え、伊勢農業協同組合と連絡し、防除に必要な農薬（殺菌剤及び殺虫剤）の確保に努めます。

２　畜産に対する応急措置

町は、災害時における家畜伝染病の予防とまん延の防止並びに家畜損耗の未然防止に努めます。

（１）家畜伝染病防疫対策

町は、県が家畜防疫員を指揮して実施する、被災地における家畜伝染病予防業務に協力します。

（２）一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農協を主体に獣医師会の協力により治療します。

（３）畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施します。

（４）消毒薬等の確保と斡旋

救助法が適用された場合は、家畜伝染病予防法の規定により、伝染病発生に伴う必要消毒薬品については県が確保し、一般疾病の治療に必要な医薬品については県に斡旋を要請します。

３　林産物に対する応急措置

町は、災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病害虫の防除に努めます。

（１）山林種苗の供給

ア　浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り及び焼却等に努めます。

イ　被災造林地については、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図ります。

（２）病害虫の防除

被災木は害虫の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病害虫の防除に努めます。

（３）風倒木の除去

風倒木による二次災害を防止するため、県及び森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等を行います。

４　農協、森林組合、漁協等との連絡体制

町は、被害の状況等について農協、森林組合、漁協等と連携して把握に努めるとともに、応急措置についての状況や県の指示等については電話連絡若しくは会議の開催等の方法で連絡調整するものとします。

第６節　県防災ヘリコプターの活用

【 主 幹 課 】　災害対策本部事務局

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、道路が寸断されることが想定されるため、より迅速かつ的確に対応をするため県防災ヘリコプターの有効活用を図ります。

【対策の体系】

- 第６節　県防災ヘリコプターの活用
  - 第１項　県防災ヘリコプターの運航体制
  - 第２項　県防災ヘリコプターの応援要請手続
  - 第３項　要請後の受入体制

第１項　県防災ヘリコプターの運航体制

県防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター支援協定」の定めるところにより、町及び消防機関が運航を要請します。また、緊急を要する場合は、町及び消防機関の要請の有無にかかわらず、出動し、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビ電送システムを用いた情報収集等の活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行います。

主な活動内容

（１）被災状況等の調査及び情報収集活動
（２）救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
（３）災害応急対策活動要員、資機材の搬送
（４）被災者等の救出
（５）救援物資等の搬送
（６）災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
（７）その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第２項　県防災ヘリコプターの応援要請手続

町及び消防機関は、知事に対し県防災ヘリコプターの支援要請を次のとおり行うものとします。

１　支援要請の原則

町及び消防機関は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、県防災ヘリコプターの支援を要請するものとします。

（１）災害が、隣接市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（２）町及び消防機関等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

（３）その他救急搬送等、緊急性があり、かつ県防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

２　応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとしますが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出します。

（１）災害の種別

（２）災害発生の日時、場所及び被害の状況

（３）災害発生現場の気象状態

（４）災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法

（５）場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

（６）応援に要する資機材の品目及び数量

（７）その他の必要事項

第３項　要請後の受入体制

町及び消防機関は、県防災ヘリコプターの派遣を要請した場合には、県防災ヘリコプターが円滑に活動できるよう、直ちに次の準備等を行います。

（１）町及び消防機関の連絡責任者の決定

（２）ヘリコプター離着陸場の確保

（３）その他応援要請内容に応じた必要な措置

第３章　救助・救急及び医療・救護活動

第１節　救助・救急及び消防活動

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局
【 関 係 課 】	税務課（総務部）
【関係機関等】	消防団

南海トラフ巨大地震等による大規模地震が発生した場合、救助を要する者が多数発生し、消防や警察等のみの力では救助することができないことが想定されます。

そのため、自主防災組織等を中心とした住民自身が、津波からの避難と可能な限りの出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を行うとともに、救助活動に参加します。

【対策の体系】

- 第１節　救助・救急及び消防活動
  - 第１項　救助・救急及び消防活動の実施と調整
  - 第２項　活動体制の整備等
  - 第３項　地域・住民が実施する対策等

第１項　救助・救急及び消防活動の実施と調整

１　救助・救急活動の実施

（１）町は、医療機関、消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て、救助・救急活動を実施します。また、住民の相互支援を呼びかけます。

（２）町は、町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたります。

（３）町は、住民や事業所に出火防止と初期消火活動の徹底について呼びかけるとともに、消防団と一体となって避難の安全確保及び延焼防止を行います。

（４）町は、医療機関等の協力を求めて救急活動を行います。

２　消火活動の実施と応援・受援

（１）消火活動の実施

町は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行います。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応します。

（２）協定に基づく応援要請

町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合には、県、市町、及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請します。

町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請します。また、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとします。

（３）協定に基づく応援出動

町は、被災市町からの要請又は県からの指示があった場合に、県内相互応援隊を編成・応援出動するとともに、関係機関との連携を図ります。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動します。

第２項　活動体制の整備等

１　活動拠点の確保

町は、県と連携して医療機関、消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の応援部隊やその他の救助及び消防救急活動に必要な施設、空地等を確保します。

２　資機材の調達等

救助活動等に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行し、発災直後の必要な資機材の緊急点検、整備、配備等を行います。また、必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動支援を行います。

３　惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。

第３項　地域・住民が実施する対策等

１　初期消火及び自主避難活動等の実施

（１）被災地の住民や自主防災組織等は、大震災が発生した場合には、被害が広域において同時に多発し、輸送路も麻痺し、被災地に赴くのに時間を要することから、救助及び消防救急関係機関が到着するまでの間、可能な限りの救助及び消防救急活動に努めます。

（２）被災地の住民や自主防災組織等は、地震・津波からの避難と可能な限り出火防止、初期消火及び延焼拡大防止に努めます。

第２節　医療・救護活動

【 主 幹 課 】	健康福祉課(救援・救護部)
【 関 係 課 】	災害対策本部事務局

南海トラフ巨大地震等による大規模地震が発生した場合、建物、工作物等の倒壊、火災、津波等の発生により多数の負傷者等が同時に発生し、医療・救護の需要は膨大なものとなり、また、医療施設自体の損傷による機能低下も予想されます。このような場合でも、的確に医療・救護活動を行い、被災者の生命、身体の保護に努めます。

【対策の体系】

- 第２節　医療・救護活動
  - 第１項　医療情報の収集・伝達
  - 第２項　医療及び助産の実施
  - 第３項　医療施設の応急復旧
  - 第４項　地域・住民が実施する対策

第１項　医療情報の収集・伝達

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況の情報を迅速に把握、共有に努めます。

第２項　医療及び助産の実施

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではありませんが、おおむね次の方法によるものとします。

１　医療救護班等の派遣による実施

災害現場において、医療活動を実施する必要がある場合には、実施責任者（町長）は、紀南医師会及び南紀歯科医師会、紀南薬剤師会等の協力を得て、医療救護班を編成します。また、紀南医師会と協議し、あらかじめ定めた場所の中から救護所を設置します。

医療救護班は、必要に応じて医療施設を利用して実施することができることとし、町長は、あらかじめ医療施設の利用について施設管理者と協議しておくものとします。

救護所では、医療のトリアージ、応急措置、周辺医療機関への搬送指示、遺体の一次収容等を行います。

救護所において行われるトリアージは、医師等により行い、「保留群（緑)」、「準緊急治療群（黄)」、「緊急治療群（赤)」、「死亡群（黒)」の４分類とします。

２　医療機関による実施

実施責任者は、医療救護班が到着するまでの間又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関と協議して、平常時の取扱に準じて実施することができることとします。

３　患者搬送及び収容の実施

（１）実施責任者は、医療救護班等で対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施します。

（２）被災地周辺の救急病院等で医療を実施できない場合には、県内及び他都道府県に対し、患者の一時避難先の確保を要請し、受入可能な地域への移送を行います。

４　応援等

実施責任者は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県地方災害対策部（熊野地方部）に医療救護班等の派遣要請を行います。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町に医療救護班等の派遣要請を行います。

５　傷病者の搬送

（１）町は、救急車及び救急隊員等の出動を消防機関等に依頼し、傷病者を医療機関等に搬送します。

（２）傷病者搬送用の車両が不足するときは、第５章第１節「緊急輸送手段の確保」によるものとします。

（３）緊急性があり、車両による搬送が困難な場合には、知事に対し防災ヘリコプターの派遣を要請します。

６　医薬品等の確保

町は、災害時における医薬品等が円滑に供給できるよう、関係機関、関係団体等と緊密な連携を図り確保に努めます。

第３項　医療施設の応急復旧

１　公共病院診療所施設の応急復旧

町は、公共の病院、診療所の災害については、早期に応急復旧を図るよう努めます。

２　応急復旧用物資の優先供給

町は、医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼します。

第４項　地域・住民が実施する対策

１　食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取することとします。

第４章　避難及び被災者支援等の活動

第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）、税務課（総務部、被災者支援部）、住民課（総務部、被災者支援部）、健康福祉課（救援・救護部被災者支援部）
【関係機関等】	消防団

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、多数の被災者が生じることが想定されるため、町及び防災関係機関等は、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、人命被害の軽減を図ります。

特に、津波来襲時における避難対象地域の住民等に対しては、あらゆる手段を尽くして避難の指示を徹底します。

【対策の体系】

- 第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営
  - 第１項　避難の指示等
  - 第２項　避難の指示等の住民等への伝達
  - 第３項　避難誘導方法
  - 第４項　避難所の開設
  - 第５項　避難所等の運営管理
  - 第６項　地域・住民が実施する災害からの自衛措置

第１項　避難の指示等

１　町長による発令

地震災害時において、津波警報等が発表されるなど、津波が発生する可能性が生じた場合、地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、町長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示します。

また、町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立入を制限します。

（1）町長は、必要が認められるときは、基本法第 60 条により、避難対象地域に対し、避難指示等を発令します。発令を行った場合、町長は、速やかにその旨を知事に報告するものとします。発令の解除についても同様とします。

（2）町長不在時における避難指示等の発令・解除は、町災害対策本部の職務代理の順位により行うものとします。

2　避難指示等の内容

避難指示等は、次の項目から必要な情報を明示して行います。

（1）要避難対象地域

（2）避難場所

（3）避難理由

（4）避難経路

（5）避難時の注意事項等

3　町長以外の発令措置

（1）知事の指示

災害の発生により町の行政機能が著しく低下し、町長が避難指示等を行うことができなくなったときは、町長に代わり知事が避難指示等を発令します。

（2）警察官又は海上保安官の発令措置（基本法第 61 条）

ア　町長が指示できないと認められるとき又は町長から要求があったときは、町長の職権による発令措置を行います。この場合には、直ちにその旨を町長に通知します。

イ　災害による危険な事態がある場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場に居合わせた者を避難させます（警察官職務執行法第４条）。この場合、その旨を公安委員会に報告します。

ウ　災害による危険を防止するため特に必要がある場合において、町長が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは、警察は、警戒区域を設定します。この場合、直ちにその旨を町長に通知します。

エ　海上保安官は、警察官の措置に準じます。

（3）地すべり、洪水のための指示等（地すべり等防止法第 25 条、水防法 29 条）

ア　地すべり、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退きを指示します。

イ　この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ　余震等による土砂災害等の危険がないか速やかに土砂災害警戒区域のパトロールを実施し、その結果危険性が高いと判断された箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の応急対策を行うとともに、町長へ連絡します。

エ　ただし、津波等により作業に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難をすることを優先します。

（４）自衛官の措置（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に、その場にいる者を避難させます。

４　警戒区域の設定

（１）実施者

ア　本部長（町長）、町職員（基本法第 63 条）

イ　消防団長、消防団員、消防職員（水防法第 21 条）

ウ　消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）

エ　警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ　自衛隊法第 83 条第２項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第 63 条第３項、町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

（２）警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいいます。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の３点です。

ア　避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものです。

イ　警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多いです。

ウ　避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定があります。

（３）住民等への周知及び避難先の指示

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様、住民等及び防災関係機関に対してその内容を周知し、避難先を指示します。

第２項　避難の指示等の住民等への伝達

１　避難指示等の周知徹底

町長は、避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは以下のとおり避難の周知徹底を図ります。

（１）関係機関相互の通知及び連絡

町長及び町長以外の避難指示等発令者は、避難のための立退きを指示し、あるいは指示等を承知したときは、第１章第２節「通信機能の確保」に定めるとおり、防災関係機関に通知又は連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力体制を速やかに構築します。

（２）住民等への周知

第１章第４節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」に定めるとおり、防災関係機関と協力して、以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図ります。

ア　町防災行政無線（同報系）等による周知

イ　消防車、広報車による周知（ただし、津波被害のおそれのある地区には立ち入らない。）

ウ　県防災ヘリコプターの活用による周知（県への支援要請）

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができます。

エ　放送関係機関への放送要請（県を通じて）

避難の周知に必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、放送関係機関への放送を要請します。

（３）避難行動要支援者等への周知

避難行動要支援者及び高齢者、障がい者、観光客、外国人等に対する避難情報の周知に努めます。

２　避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次のとおりです。

警　　鐘	乱　　打
余いん防止付 サイレン信号	１ 分　　１ 分　　１ 分 ５秒　　５秒

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、
警鐘信号とサイレン信号を併用する。

３　津波到達時間を考慮した情報伝達

津波警報等に基づく避難指示の伝達等にあたっては、防災対応にあたる者の安全が確保されるよう、予想される津波到達時間を考慮して行います。

第３項　避難誘導方法

１　避難場所等への避難

避難場所等への避難にあたっては、自主防災組織等による防災訓練や地区防災計画等に沿って、速やかな避難を実施します。

（１）避難の順序

避難の誘導にあたっては、避難行動要支援者等を優先して行います。

その際、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を使用して行うものとし、社会福祉施設関係者等を含め、民生委員や地域住民と連携して行います。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難所等への誘導に努めます。

（２）移動方法

避難は、避難者が個々に行い、自力歩行を原則とし、避難者が自力により避難が不可能な場合に限り、車両等によって行います。

一般の歩行可能な人の避難における車両利用は、地区防災計画等で地域の合意形成がなされている場合については、車両での避難を含め誘導します。

２　避難者の大規模移送

（１）被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は県地方災害対策部（熊野地方部）に、避難者移送を要請します。

（２）事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町及び警察署等に連絡して実施します。

３　携帯品の制限

避難誘導者は、避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指示します。

第４項　避難所の開設

１　避難所に収容する対象者

町は、住居が全壊（焼）、半壊（焼）又は流失等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、道路の通行不能や交通機関の停滞等により帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容します。

（１）災害によって現に被害を受けた者

ア　住宅が全壊（焼）、半壊（焼）又は流失等の被害を受け、日常生活する住居等を失った者

イ　現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

（２）災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア　避難指示が行われた場合

イ　避難指示は行われていないが、緊急に避難することが必要である場合

（３）帰宅困難者（通勤者・旅行者等）

帰宅が困難になった者が町内に滞留した場合、避難誘導し、避難所等を確保します。

（４）在宅避難者

避難所に入れない人々や、自宅の被害はまぬがれたもののライフラインの停止等により生活できない人々（在宅被災者）等を含みます。

（５）その他本部長が必要と認めた者

２　避難所の開設

（１）町は、各避難所が作成している避難所運営マニュアルに沿って避難所を設置します。

（２）必要に応じて避難所に併設して、又はあらかじめ協定を締結した社会福祉施設等に福祉避難所を開設します。

（３）高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を考慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めます。

（４）災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、県及び近隣市町と協議し、隣接市町に住民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置します。

（５）避難所を開設したときは、その旨を防災行政無線等を通じて住民に広報します。

（６）避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料、生活必需品等の調達、確保に努めます。

３　設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により知事に報告します。

（１）避難所開設の日時及び場所

（２）箇所数及び収容人員

（３）開設期間の見込

第５項　避難所等の運営管理

１　避難所の運営管理方針

町は、各避難所が作成している避難所運営マニュアルに沿って運営管理します。

２　運営管理の留意点

（１）町は、避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等運営管理について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとします。

（２）介護を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し十分配慮した運営に努めます。また、必要と認められる者については、順次、福祉避難所に移送します。

（３）避難所の運営に積極的に女性の参画を求め、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

（４）食料等の配布にあたり、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などの活用を図ります。

（５）避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮します。

（６）避難所における生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を把握するため、保健師などの活用を図ります。

（７）避難所の開設期間をできる限り短期間となるよう努めます。

（８）破損等により自宅に戻れない避難者について、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても応急仮設住宅や公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、できる限り短期間の開設となるよう努めます。

（９）帰宅困難者について、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて早期の帰宅を促します。

(10) ペット同行の避難者に対して、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努めます。ペットの飼い主は、平常時から同行避難に備えた対策（ペットのしつけ、ペット用避難用具・食料等の準備等）を行います。

(11) 避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努めます。

(12) 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人当たりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努めます。

3　避難所における地域や避難者の協力

（1）避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力するよう心がけます。

（2）避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力します。

（3）自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努めます。

4　救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第６項　地域・住民が実施する災害からの自衛措置

1　住民等の自主避難と避難行動の促進

（1）住民等は、津波警報等が発表されたときや大規模な地震が発生したときは、停電等で情報が入手できない場合でも身の安全を第一に自主的に避難します。

（2）避難にあたっては、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な避難誘導により、高台等の安全な避難場所に避難します。

（3）避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難の支援に努めます。

第２節　避難行動要支援者・要配慮者対策

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）、税務課（総務部、被災者支援部）、住民課（総務部、被災者支援部）、健康福祉課（救援・救護部被災者支援部）

要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を把握し、関係機関等への情報提供や共有を図り、被災施設や要配慮者のニーズに応じた支援体制を整備します。
また、地域や住民は、町が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の安全確保や避難の協力に努めます。

【対策の体系】

- 第２節　避難行動要支援者・要配慮者対策
  - 第１項　避難行動要支援者・要配慮者の避難支援及び生活環境の確保
  - 第２項　避難所での生活が困難な要配慮者対策
  - 第３項　地域や住民による取組

第１項　避難行動要支援者・要配慮者の避難支援及び生活環境の確保

１　避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行います。

２　要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図ります。

３　要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努め、関係機関等への情報提供や共有を図ります。

第２項　避難所での生活が困難な要配慮者対策

１　避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送します。

福祉避難所を開設できない場合は、宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅等を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保します。

２　要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行います。

第３項　地域や住民による取組

１　地域住民等による取組

地域住民や自治会、自主防災組織等は、町、防災関係機関等、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用する等、地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援します。

また、町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施します。

２　避難行動要支援者及び保護責任者の対策

避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保します。

第３節　小中学校・保育所等における児童生徒・園児等の安全確保

【 主 幹 課 】　教育委員会（教育部）、健康福祉課（被災者支援部）

地震の発生又は津波警報発表時は、児童生徒・園児等の安全確保を最重要活動方針とし、小中学校・保育所等における災害対策の周知徹底と防災訓練の強化により、教職員・保育士等は迅速かつ適切な行動を行います。

【対策の体系】

- 第３節　小中学校・保育所等における児童生徒・園児等の安全確保
  - 第１項　防災体制の整備及び避難対策
  - 第２項　休校（園）措置
  - 第３項　児童生徒・園児等の安全確保
  - 第４項　地域・住民が実施する共助・自助の対策

第１項　防災体制の整備及び避難対策

小中学校・保育所等における児童生徒・園児等の集団避難については、次の避難方針のとおりとし、慎重にして安全な避難を実施します。

１　防災体制の整備

実施責任者は、小中学校は校長、保育所等は所（園）長とします。

２　避難誘導の要領、措置

（１）実施責任者は、小中学校及び保育所等の避難計画を基に避難を実施します。

（２）実施責任者は、避難誘導の状況を町災害対策本部に報告します。

（３）実施責任者は、津波到達時間を踏まえた早急かつ確実な避難を実施します。

第２項　休校（園）措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、小中学校・保育所等は、休校（園）等の措置をとります。

第３項　児童生徒・園児等の安全確保

１　在校（園）時の安全確保

（１）児童生徒・園児等の避難

実施責任者は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により施設内にとどまることが危険であると判断したときは、直ちに教職員・保育士等全職員で児童生徒・園児等を掌握し、あらかじめ定める避難場所へ避難させます。

（２）児童生徒・園児等の安否確認

児童生徒・園児等の安全が確保された場合は、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

２　登下校時の安全確保

登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、あらかじめ定めた登下校時の情報収集伝達方法、保護者との連絡方法等により、登下校中の児童生徒等の安否確認を行い、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

３　夜間・休日等における児童生徒・園児等の安否確認

（１）校長、所（園）長及び教職員・保育士等の参集等

小中学校の校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員、又保育所等の所（園）長等は、災害発生を確認次第、参集基準に従い登校（園）し、施設が被災している場合には応急措置を行う等被害の拡散防止に努めます。

（２）児童生徒・園児等への連絡による安否確認

実施責任者は、災害により地域に人的・物的被害が見込まれる場合は、児童生徒・園児等の保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

４　学校・保育所等の施設の被害状況の把握と公表

（１）町災害対策本部は、小中学校及び保育所等の人的及び物的被害の状況を収集し、整理します。

（２）児童生徒・園児等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により被害状況等の公表に努めます。

第４項　地域・住民が実施する共助・自助の対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域住民や自主防災組織等は、小中学校及び保育所等と協力し、地域社会全体で児童生徒・園児等の安全確保に努め、総力を傾けて児童生徒・園児等の救出・救助にあたります。

第４節　ボランティア活動の支援

【 主 幹 課 】　健康福祉課（被災者支援部）
【関係機関等】　社会福祉協議会

被災者の多様な援助ニーズに対応するため、町、県、社会福祉協議会、関係団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つ支援団体）等は相互に協力・連携して、ボランティアの円滑な受入体制を確立します。

【対策の体系】

- 第４節　ボランティア活動の支援
  - 第１項　災害ボランティアセンターの設置等
  - 第２項　ボランティアの受入・支援

第１項　災害ボランティアセンターの設置等

１　御浜町災害ボランティアセンターの設置

大規模災害が発生した場合、町と御浜町社会福祉協議会は迅速に災害ボランティアセンターの設置協議を行い、設置を決定します。

また、御浜町災害ボランティアセンターは、みえ災害ボランティア支援センター、三重県社会福祉協議会など関係機関との連携を図り、町内外からのボランティアを円滑に受け入れるとともに、災害ボランティア活動に必要な資機材を提供し、効率的に活動ができる環境を作ります。

２　御浜町災害ボランティアセンターの役割

（１）被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
（２）みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
（３）ボランティアの受入、被災地での活動の支援
（４）専門性をもつ支援団体との連携
（５）その他ボランティア活動に関する庶務

３　現地出張所（サテライト）の設置

町は、被災が甚大な地域やボランティア派遣依頼が特に多い地域に対しては、必要に応じてボランティアへ物資等を供給できるような現地出張所（サテライト）を設置します。

第２項　ボランティアの受入・支援

１　ボランティアの受入・支援

町は、被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先との調整を行うとともに、必要な支援を行います。

また、専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行います。

２　災害支援団体との連携

町は、被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行います。

第５節　防疫・保健衛生活動

【 主 幹 課 】　健康福祉課（救援・救護部）、
生活環境課（社会基盤対策部）

感染症発生防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に迅速かつ適切な防疫・保健衛生活動を実施します。

また、保健師等を中心とする被災者への健康相談等による健康管理対策を促進します。

【対策の体系】

- 第５節　防疫・保健衛生活動
  - 第１項　防疫活動の実施
  - 第２項　健康管理対策
  - 第３項　ペット対策
  - 第４項　地域・住民が実施する対策

第１項　防疫活動の実施

１　防疫・保健衛生体制の確立

（１）実施責任者

町は、被災地の防疫についての対策を講じて実施します。

（２）被災地における防疫体制の確立

保健所と連携を密にし、防疫組織体制、資機材、薬剤等を整備するとともに、住民等に対する予防教育及び広報活動を実施します。

２　防疫活動

（１）避難所の衛生保持

町は、避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努めます。

（２）臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施します。

（３）仮設トイレの防疫

仮設トイレを設置した場合は、定期的にその施設及び周辺部を消毒します。

（４）消毒その他の措置

町が実施する消毒その他の措置は、感染症法施行規則第 14 条から第 16 条までの規定により実施します。

３　防疫用資器材・薬剤等の緊急点検・調達

（１）町は、防疫・保健衛生活動を実施するため、必要な資機材の緊急点検、配備等の準備を行います。

（２）防疫活動に必要な薬剤等は、町内の薬局等から調達しますが、不足する場合には、「三重県市町災害時応援協定」に基づき、県及び他市町に対し、応援を要請します。

第２項　健康管理対策

１　保健衛生活動

町は、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、予測性を持った、計画的・継続的支援を行います。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携し、組織的な活動を行うとともに、必要に応じ関係機関に応援を要請します。

２　栄養・食生活支援

（１）関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行います。

ア　要配慮者（介護を必要とする高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）等に対する栄養相談・指導を行います。

イ　避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行います。

ウ　避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行います。

（２）栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行います。

第３項　ペット対策

町は、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努めます。

第４項　地域・住民が実施する対策

１　治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、１週間分程度保管しておき、避難時に携行します。

２　ペットの同行避難対策

災害が発生し避難所へ避難する場合、ペットの飼い主は、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提として、ペットとともに同行避難を行います。

また、ペットの管理場所及び救護所の管理責任者（担当者）の指示に従い、ペットを適正に管理します。

第６節　災害警備活動

【 主 幹 課 】	総務課（総務部）
【 関 係 課 】	災害対策本部事務局
【関係機関等】	消防団

町は、被災地域の治安の維持を図るため、関係機関と協力し、様々な社会的混乱の中、住民の安全確保、各種犯罪の予防等を行い、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施します。

【対策の体系】

- 第６節　災害警備活動
  - 第１項　町及び地域・住民が実施する対策
  - 第２項　三重県警察及び紀宝警察署が実施する対策

第１項　町及び地域・住民が実施する対策

１　災害警備等に関する情報の収集

町は、警察等と連携し、行方不明者救出・救護・避難誘導・民心安定を著しく低下させる行為等の情報収集に努めます。

２　町及び地域、住民が実施する災害警備活動

警察等の協力を得て、次の対策を実施に努めます。

（１）各地区におけるパトロール

町は、必要に応じて、消防団及び自主防災組織等と連携しパトロール等を行います。

（２）避難所での活動

避難生活が長期にわたる場合には、住民による自主的な計画・運営に基づき、避難所周辺の警備活動が行われるよう働きかけます。

第２項　三重県警察及び紀宝警察署が実施する対策

１　災害警備体制の確立

（１）職員の招集・参集

（２）災害警備本部の設置

（３）警察災害派遣隊の派遣要請

２　災害警備活動の実施

（１）災害情報の収集・連絡等

（２）救出救助活動

（３）避難誘導

（４）緊急交通路の確保

（５）身元確認等

（６）二次災害の防止

（７）危険個所等における避難誘導等の措置

（８）社会秩序の維持

（９）被災者等への情報伝達活動

(10) 相談活動

(11) ボランティア活動の支援

第７節　行方不明者の捜索及び遺体の取り扱い

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、生活環境課（社会基盤対策部）
【関係機関等】	消防団

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、町は、防災関係機関と連携し、行方不明者の捜索及び遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行います。

【対策の体系】

- 第７節　行方不明者の捜索及び遺体の取り扱い
  - 第１項　行方不明者の捜索
  - 第２項　遺体の取り扱い

第１項　行方不明者の捜索

１　実施者及び方法

町は、消防、警察及び防災関係機関の協力を得て、必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて行方不明者の捜索を実施します。ただし、町のみで不十分な場合は、自衛隊や他市町の応援を得て実施します。

２　応援の要請等

町は、災害対策本部が被災その他の条件により、行方不明者の捜索が実施できないとき、又は行方不明者が流失等により他市町にあると認められるとき等にあっては、紀南福祉事務所に捜索の応援を要請します。

第２項　遺体の取り扱い

１　遺体の処理

町は、遺体を発見したときは、速やかに所轄の警察による検視等を待って、必要に応じて遺体を処理するものとします。

（１）実施者及び方法

町は、日本赤十字社三重県支部の協力を得ながら、医師が必要な遺体の洗浄、縫合及び消毒等を行った後、遺族に引き渡します。ただし、身元不明の遺体等で遺族等に引き渡すことができない場合は、遺体安置所に安置し、その後の引渡に対応します。

（２）応援の要請等

被災その他の事情により行方不明者の捜索が実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあっては、県地方災害対策部（熊野地方部）に遺体捜索の応援を要請します。ただし、緊急を要する場合等にあっては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をします。

（３）遺体保存用資機材の確保

遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存及び感染対策用の用具・資機材を確保します。

２　遺体安置所の開設

町は、被災状況に応じて遺体安置所を速やかに開設します。

３　遺体の埋火葬

町は、埋火葬が適切に行われるよう、相談窓口を設置し、遺族の埋火葬を支援します。また、遺体の埋火葬を行うものがいない場合又は身元が判明しない場合は、町が埋火葬を行います。

４　遺体の搬送

町は、遺体の搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請します。

５　救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第５章　救援物資等の供給

第１節　緊急輸送手段の確保

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）、建設課（社会基盤対策部）

南海トラフ巨大地震等による大規模地震が発生した場合、大きな被害が想定され、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となるため、町は、これらの人員・物資等の緊急輸送手段及び輸送ネットワーク体制を確保します。

【対策の体系】

- 第１節　緊急輸送手段の確保
  - 第１項　緊急輸送体制の確立
  - 第２項　町内体制の確立

第１項　緊急輸送体制の確立

１　輸送車両等の確保

町は、町内において輸送車両等の確保を図りますが、町内で処理できない場合は、災害時における緊急輸送について県地方災害対策部（熊野地方部）を経由して知事（総括班）に車両その他の輸送力の確保、及び輸送、移送についての応援等を要請します。

２　輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行います。

（１）貨物自動車、乗合自動車及び乗用自動車による輸送

（２）ヘリコプター等による輸送

（３）船舶等による輸送

第２項　町内体制の確立

１　町内の緊急輸送体制の確立

本町においては、国道 42 号（第１次）、国道 311 号及び町道紀南病院線（第２次）、県道鵜殿熊野線（第３次）が緊急輸送道路として指定されています。町は、警察等との連携により、国道 42 号と以下の防災上の拠点施設を結ぶ道路等の交通規制を実施するなど、必要な措置をとり、町内

の緊急輸送体制を確立します。

（１）町災害対策本部

（２）ヘリコプター離着陸場

（３）救援物資の集積場所

２　緊急輸送手段の確保

（１）陸上輸送

ア　町が保有する車両の適正配置に努め、効率的な輸送を実施します。

イ　町有車両のみでは輸送力に不足が生ずる場合、住民及び事業者等が保有する車両を借り上げて実施します。

（２）空中輸送

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合には、第２章第６節「県防災ヘリコプターの活用」により、県に対して支援を要請します。

３　燃料の確保

町は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めます。

４　道路情報の収集・伝達

町は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供します。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保します。

５　救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第２節　救援物資等の供給

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、健康福祉課（救援・救護部、被災者支援部）
【 関 係 課 】	税務課（被災者支援部）、住民課（被災者支援部）

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、自力では食料及び生活必需品等が確保できない被災者が多数発生するとともに、商業施設等も大きな被害を被ることが想定されるため、町は、食料の確保が困難となった被災者に対し、速やかに食料の応急供給を行うとともに、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与します。

【対策の体系】

- 第２節　救援物資等の供給
  - 第１項　避難所における必要物資品目・量の把握
  - 第２項　食料の調達・供給
  - 第３項　生活必需品等の調達・供給
  - 第４項　地域・住民が実施する対策

第１項　避難所における必要物資品目・量の把握

町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努めます。

第２項　食料の調達・供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給します。

１　食料の調達

（１）食料の確保

町は、在宅並びに避難所の避難者に対し、各家庭の備蓄と町内業者等の協力による調達体制を確立します。

（２）応援要請等

町においてその供給が不可能であると判断した場合は、県に供給を要請し、県は食料の確保を行い、町に供給します。

また、「三重県市町災害時応援協定」等により協定締結市町に物資等の供給を要請するとともに、全国からの支援物資等を活用します。

（３）要配慮者等への対応

ア　町は、要配慮者のニーズに応じた食料等について可能な限り確保・供給に努めます。

イ　通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等を有する者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図り、その際には患者のプライバシーの保護に留意します。また、糖尿病や腎臓病患者等に対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素等に配慮して提供することとします。

地震発生～12 時間以内	住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
地震発生 12 時間後～	協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
地震発生 24 時間後～	協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
地震発生 72 時間後～	住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

２　食料の供給

（１）災害用の食料の配分について、事情により急を要すると認められるときは、町長がその責任において現品の購入又は引渡を受けて実施します。

（２）食料の供給は災害の規模に応じて調整します。原則として、１日３回提供します。

３　救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第３項　生活必需品等の調達・供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給します。

１　実施体制

（１）生活必需品等の給与又は貸与については、町が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて町長が実施するものとします。

（２）供給対象者は災害によって日常生活に欠くことができない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とします。

（３）町は、要配慮者のニーズに応じた生活必需品等について可能な限り確保・供給に努めます。

２　生活必需品の確保

（１）生活必需品の確保

町は、被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、炊事道具、食器、日用品等の生活必需品等について現物をもって支給します。

（２）応援要請等

町においてその供給が不可能であると判断した場合は、県に供給を要請し、県は生活必需品等の確保を行い、町に供給します。

また、「三重県市町災害時応援協定」等により協定締結市町に物資等の供給を要請するとともに、全国からの支援物資等を活用します。支給品目等は、地震発生からの経過時間に対応する供給を目指します。

（３）要配慮者等への対応

町は、要配慮者等のニーズに応じた生活必需品等について可能な限り確保、供給に努めます。

また、社会福祉施設等に、避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄を図るよう啓発をします。

３　生活必需品の供給

（１）町は、救援物資を効率的に活用するため、町災害対策本部（被災者支援部）内に救援物資対策担当者を設置し、救援物資情報の一元的管理を行い、救援物資の適切な供給を図ります。

（２）救援物資の配分については、自主防災組織等の協力を求めて迅速かつ的確に実施します。また、各配布段階において受払の記録及び受領書を整備します。

４　救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第４項　地域・住民が実施する対策

発災後、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでに必要な物資等は、地域住民が平素から備えている３日間程度（できれば１週間程度）以上の個人備蓄によって確保することを基本として、自助・共助による対策に努めます。

第３節　給水活動

【 主 幹 課 】	生活環境課（上下水道部）
【 関 係 課 】	総務課（総務部）

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、水道施設が被害を被ることが想定されるため、断水等により飲料水を得られない被災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ適確に供給し、応急復旧対策を実施します。

【対策の体系】

- 第３節　給水活動
  - 第１項　応急給水活動
  - 第２項　地域・住民が実施する対策

第１項　応急給水活動

１　応急給水実施体制

（１）町は、地震が発生した場合において、給水活動及び施設等の災害応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等を行います。

（２）町の総力をあげても応急給水活動が困難なときは、県、市町及び水道供給事業者で構成される「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、支援を得て行います。

（３）災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場などの貯留水を主体とします。不足する場合は、可能な限り、公共施設の井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水の供給に努めます。

（４）飲料水又は生活用水の水質検査については、県を通じて、公的検査機関等において実施してもらうよう要請します。

２　応急給水の実施

（１）給水の方法は、救護所、避難所を拠点として給水します。

（２）飲料水の確保

ア　給水する飲料水は、一人１日３リットルを目安に原則として水道水とします。

イ　被災地において、飲料水を確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器（給水タンク、ポリタンク）等により運搬供給します。

ウ　必要に応じて、販売業者等からボトル入り飲料水を購入し、配給します。

地震発生からの日数別の応急給水目標水量

地震発生からの日数	目標水量	用途
～３日まで	一人１日３リットル	飲料等
７日	一人１日 20～30 リットル	飲料、水洗トイレ、洗面等
14 日	被災前給水量 (一人１日 250 リットル)	

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

３　広報活動

（１）災害時の広報活動

町は、水道施設の被害状況等の必要な情報を速やかに提供することにより、住民の不安を軽減し、混乱を未然に防止するとともに、応急対策の方針、進捗状況等を周知することにより、円滑な応急対策の実施を図ります。

（２）広報の主な内容

ア　施設の被害状況、復旧の見込み

イ　断水地域、通水地域

ウ　応急給水の実施場所と方法

エ　復旧作業の基本方針

オ　水質についての注意事項

カ　情報提供等の協力要請

４　救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第２項　地域・住民が実施する対策

１　飲料水、生活用水の確保

（１）災害発生後３日間程度（できれば１週間程度）は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努めます。

（２）自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用します。また、事前に登録された災害協力井戸は、自主防災組織等が地域における生活用水としての供給に努めます。

２　応急復旧対策

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持・管理（試薬による水質検査等も含む）について、自主防災組織等が協力して行います。

第６章　特定災害対策

第１節　海上災害への対策

【 主 幹 課 】　災害対策本部事務局、総務課（総務部）

町地先海域において、タンカー事故等による大量の油流出や火災又は高潮等による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、又は陸上で流出油事故が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護するため、町及び防災関係機関は緊密な協力のもとに、各種応急対策を迅速に推進し、災害の防止及び被害の減少に努めるものとします。

【対策の体系】

- 第１節　海上災害への対策
  - 第１項　海上災害応急対策の実施
  - 第２項　沿岸住民への周知

第１項　海上災害応急対策の実施

１　活動体制の確立

町は、町の周辺海域において、海上災害又は海難事故等が発生したことを覚知したときは、町災害対策本部を設置する等、必要な応急活動が実施できる体制をとります。

２　関係機関との連絡

（１）海上での災害

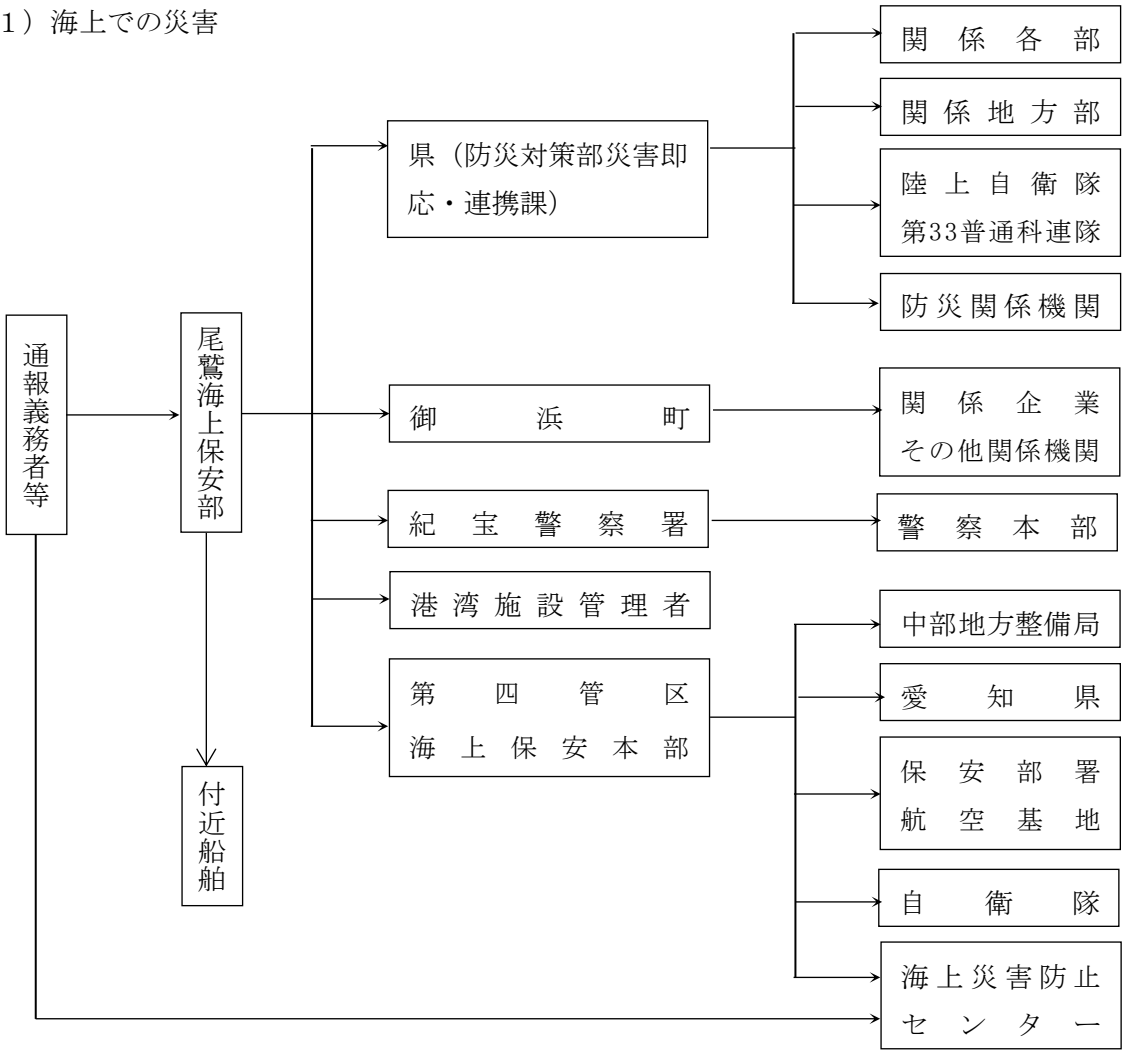

＊海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は海上保安庁からの指示があった場合に活動します。

（２）陸上からの災害

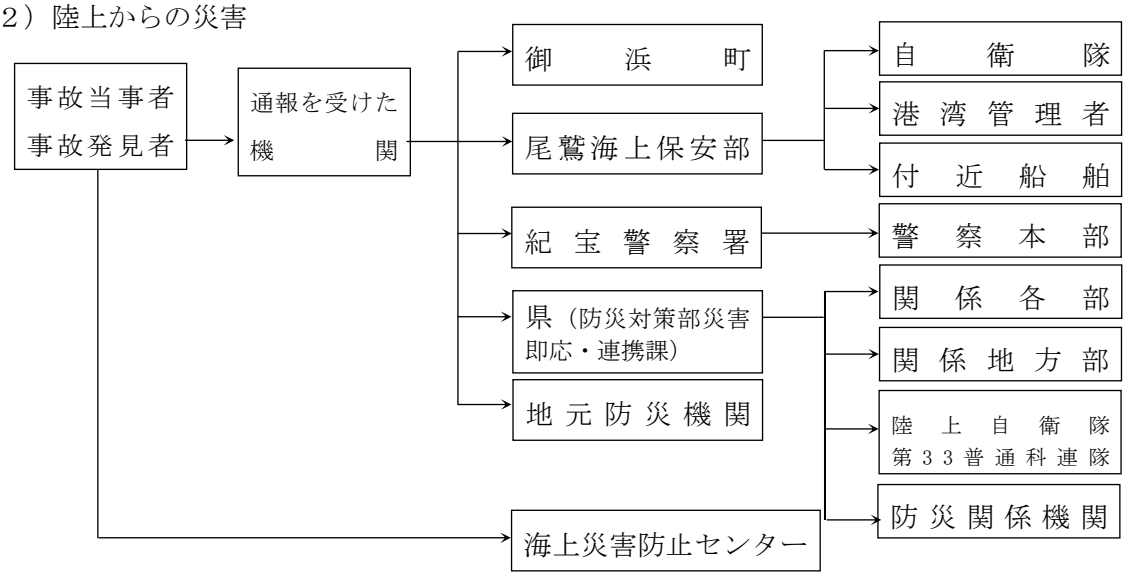

３　応急対策活動

町及び防災関係機関は、相互間の連絡を密にして強力かつ円滑な応急対策を実施します。

（１）総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整及び統制

（２）災害情報の交換

（３）関係機関に対する協力要請

４　災害救助活動

町及び防災関係機関は、相互に協力して次により災害救助活動を実施します。

（１）流出油並び火災対策

ア　オイルフェンス展張による拡散防止

イ　油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理

ウ　消火

エ　防災資機材の輸送

オ　人命の救助、救護

カ　船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導

キ　通信連絡

（２）津波対策

ア　船舶並び沿岸住民の避難

イ　外洋における前進警戒

ウ　沿岸水防対策の実施

エ　気象情報の収集、連絡

５　流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等及び有害液体物質が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油等」という。）の応急対策について、次により実施します。

（１）実施機関

流出油防除等の活動については、尾鷲海上保安部、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び町等がそれぞれ必要に応じ、必要な協力を行います。

なお、必要に応じ「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図ります。

また県及び海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安部、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置するものとします。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安部に設けられる連絡本部に包括されるものとします。

連絡調整本部の設置場所は、尾鷲海上保安部若しくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとします。

（２）防除活動の分担

ア　海上における防除活動の分担

（ア）発災船舶等は、尾鷲海上保安部長への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施します。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼します。

（イ）尾鷲海上保安部長は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行います。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができるものとします。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行います。

イ　陸上における防除活動の分担

（ア）熊野市消防本部の消防長は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安部長に連絡します。

（イ）尾鷲海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行います。

（３）町の措置

ア　沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整

イ　災害情報の収集及び伝達

ウ　住民に対する広報

エ　避難の指示及び誘導

オ　防災資機材の調達搬入

カ　他市町に対する応援要請

キ　県に対する自衛隊の派遣要請の要求

ク　その他の災害の規模に応じた措置

（４）その他の防災関係機関

自らの防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力します。

第２項　沿岸住民への周知

町及び防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努めます。

機関名	周知方法	周知事項
町及び消防機関	防災行政無線及び広報車からの放送等	（１）災害の状況 （２）防災活動の状況 （３）火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置 （４）避難準備等一般的注意事項 （５）その他必要事項
紀宝警察署	広報車からの放送等	
尾鷲海上保安部	巡視船艇からの放送	
放送局（ＮＨＫ・民放）	テレビ・ラジオ放送	

第２節　危険物等の保全

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）
【 関 係 課 】	税務課（総務部）
【関係機関等】	消防本部

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、強い地震動が想定されるため、危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止します。

【対策の体系】

- 第２節　危険物等の保全
  - 第１項　危険物施設
  - 第２項　高圧ガス・火薬類施設
  - 第３項　毒劇物施設
  - 第４項　放射性物質施設

第１項　危険物施設

１　災害発生防止の緊急措置

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができます。（消防法第 12 条の３）

第２項　高圧ガス・火薬類施設

１　災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、町長は次の措置をとります。

（１）消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請（基本法第 58 条）

（２）警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去（同法第 63 条）

（３）物的応急公用負担の権限及び障害物除去等の権限（同法第 64 条）

２　災害応急対策

（１）住民の安全の確保

消防機関は、地震災害における危険時に事業者から通報を受けたときは、直ちに事故現場に出動し、事業者等と連携をとりつつ防御活動を実施します。町は、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保します。

（２）火気規制、立入規制

消防機関は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入規制について、住民に周知徹底させます。

（３）避難の指示及び場所

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保します。

第３項　毒劇物施設

１　災害応急対策

警察署、町、消防機関は県から毒物劇物保有状況等の情報提供を受け、関係機関と連携し、以下の措置を講じます。

（１）住民に対する広報

（２）汚染杭域の拡大防止措置

（３）警戒区域の設定

（４）被災者の救出救護及び避難誘導等の措置

（５）飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

第４項　放射性物質施設

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は以下によるものとします。

１　事故発生時の通報等

放射性物質施設事業者等（放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者）は、その所持する放射性物質の事故が発生したときは、速やかに町、県（保健所）、警察及び消防機関に通報するものとします。

２　汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行います。

（１）住民に対する広報

（２）汚染区域の拡大防止措置

（３）警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置

（４）避難指示

（５）被爆者の救出及び救護

（６）飲料水汚染地域の取水機関への連絡

（７）輸送中の事故にあっては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第７章　復旧に向けた応急対策

第１節　廃棄物対策活動

【 主 幹 課 】	生活環境課（社会基盤対策部）
【 関 係 課 】	建設課（社会基盤対策部）

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊・流失家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、これらを適切に処理し、環境衛生に万全を期します。

【対策の体系】

- 第１節　廃棄物対策活動
  - 第１項　障害物の除去
  - 第２項　生活ごみ処理
  - 第３項　し尿処理
  - 第４項　災害廃棄物処理
  - 第５項　地域・住民の対策

第１項　障害物の除去

１　実施責任者

（１）地震・津波等による山（がけ）崩れ・浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行います。

（２）道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行います。

（３）救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行います。

２　障害物除去の対象

実施責任者は、災害時における障害物の除去を行います。

（１）住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合

（２）河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合

（３）緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
（４）その他公共的立場から除去を必要とする場合

３　障害物除去の方法

（１）実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建設事業者等の協力を得て速やかに行います。
（２）除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように努めます。

４　除去した障害物の処理

（１）障害物の集積場所
　障害物は次の場所に集積、廃棄又は保管します。
ア　廃棄するものについては、実施責任者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所
イ　保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
（２）障害物の処理における留意点
ア　障害物の発生量の把握
イ　危険なもの、通行上支障のあるもの等の優先的な収集
ウ　できる限りの分別収集とリサイクル化

５　障害物除去に関する応援及び協力

町は、必要に応じて県に対し障害物の除去について応援、協力の要請をするものとする。

６　救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第２項　生活ごみ処理

１　処理体制

（１）町は、避難所でのごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況等を総合的に判断して、適切な処理体制を確立します。
（２）日々発生するごみの処理が遅滞しないよう、住民に対して仮置場への持込・集積や分別の協力依頼を行います。
（３）可能な限り、町の現有体制で対応しますが、必要に応じた資機材の借上等により、迅速な処理に努めます。
（４）被害が甚大であり、処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」により、その程度に応じて近隣市町あるいは県に応援を要請します。

２　処理方法

（１）ごみ処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行います。

（２）施設の能力低下・機能停止や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮します。

（３）倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めます。

第３項　し尿処理

１　処理体制

（１）し尿発生量は、一人１日当たり 1.7 リットルを目安とします。

（２）発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を確立します。

（３）仮設トイレ、避難所のくみ取り便所については、貯留容量を超えることがないように配慮します。

（４）人員、資機材が不足する場合には、第２項「生活ごみ処理」「１　処理体制」（３）及び（４）に準じます。

２　処理方法

（１）し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて環境衛生に支障のない方法を併用するものとします。

（２）大規模災害に備えた仮設トイレ、消臭剤、脱臭剤、トイレ関連の消毒用品等の緊急資機材について、応援協定に基づく広域的な備蓄体制を確保します。

第４項　災害廃棄物処理

１　処理体制

町は、災害廃棄物の処理を担当する組織を発災後速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「町災害廃棄物処理実行計画」を策定し適正かつ迅速に処理を行います。

また、甚大な被害が発生した場合は、速やかに県への支援要請を行います。

２　処理方法

町災害廃棄物処理計画に基づき処理を行います。道路通行上支障のあるもの、有害なものを優先的に収集・運搬、処理・処分を行います。

また、災害廃棄物の分別・破砕を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行います。

第５項　地域・住民の対策

１　生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等町のルール及び指示を遵守します。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、町の指示する分別方法や排出場所等への運搬・集積に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄が行われないよう留意・対応します。

２　し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、町の指示に従い、各避難所の運営マニュアルに沿った使用・管理ルールに基づいて、公衆衛生の維持やし尿収集に協力します。

第２節　住宅の保全・確保

【 主 幹 課 】	建設課（社会基盤対策部）
【 関 係 課 】	健康福祉課（被災者支援部）、 生活環境課（社会基盤対策部）

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、多数の住宅が被害を受けるとともに、継続的に余震が発生することが想定されるため、これらの被災住宅による二次災害を防止するため、住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行います。

住居を失った被災者のための住宅相談窓口を設置し、住居（既存公営住宅、応急仮設住宅等）を確保するとともに、避難所からの早期の帰宅を促進します。

【対策の体系】

- 第２節　住宅の保全・確保
  - 第１項　住宅関連情報の収集と被災建築物応急危険度判定等の実施
  - 第２項　応急仮設住宅等の確保

第１項　住宅関連情報の収集と被災建築物応急危険度判定等の実施

１　住宅関連情報の収集

（１）住宅相談窓口等の設置

町は、住宅相談窓口等を設置し、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制の整備に努めます。

（２）住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅（建設・借上）の必要量などを把握します。また、必要な情報を県災対本部に報告します。

２　被災建築物応急危険度判定の実施

（１）被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に報告します。あわせて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県に判定支援要請を行い、被災建築物危険度判定を実施します。

（２）被災建築物応急危険度判定士は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため、建築物の被災状況を現地調査して余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行います。

３　被災宅地危険度判定の実施

（１）被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に報告します。あわせて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県に判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施します。

（２）被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行います。

第２項　応急仮設住宅等の確保

１　実施体制

町は、応急仮設住宅の建設要請及び住宅の応急修理を行います。

２　町営住宅及び民間賃貸住宅の活用

町は、町営住宅への入居や民間賃貸住宅を活用することにより、居住の安定を図ります。

なお、これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先します。

３　被災住宅の応急修理

町は、建築業協会等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促します。

４　応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行います。

（１）設置場所

町は、仮設住宅の建設可能箇所等について次の事項を踏まえ、設置場所を決定します。

ア　用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保します。

イ　被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定します。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定します。

ウ　相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮します。

エ　町内において必要な応急仮設住宅の確保が困難な場合、近隣市町において必要な建設可能用地を確保し、応急仮設住宅の建設を図ります。

（２）要配慮者への配慮

ア　応急仮設住宅は、介護を必要とする高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮した住宅の設置等に努め、優先的入居を検討します。

イ　要配慮者への応急仮設住宅建設に関する情報の提供についても十分に配慮します。

ウ　応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮します。

（３）ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を設置するよう努めます。

５　救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第３節　文教等対策

【 主 幹 課 】　教育委員会（教育部）

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生後は、小中学校等の学校施設が避難所として使用されることが想定されるため、被害状況を報告するとともに、教育施設の速やかな回復を目指します。

【対策の体系】

- 第３節　文教等対策
  - 第１項　地震発生後の対策
  - 第２項　応急教育の実施
  - 第３項　文化財の保護

第１項　地震発生後の対策

１　被害状況の報告

学校長は、地震が発生した場合、児童生徒を避難させた後、可能な方法で町災害対策本部等に以下の状況を報告します。

（１）児童生徒及び教職員の人的被害及び避難に関する報告
（２）学校施設の被害状況
（３）休校措置の実施に関する報告
（４）その他必要な事項

２　学校施設等の一時使用措置

（１）学校長は、避難所の施設管理者として、避難所設置初期対応や避難所運営に対し協力します。
（２）学校長は、災害応急対策のため、学校施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において、これを使用させることができます。
（３）学校長は、避難所として開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者の協力を得ます。

第２項　応急教育の実施

１　実施責任者

（１）町立学校･････････町教育委員会

（２）県立学校‥‥‥‥‥県教育委員会

２　文教施設・設備の確保

避難所が開設され、避難所と学校施設が重複するときには、避難生活に配慮しながら、教育の低下をきたさないよう努めます。

（１）学校長は、学校施設の被害状況を確認し、必要な場合は、被災建築物応急危険度判定を依頼します。

（２）校舎の被害が軽微で安全が確認できたときは、必要な応急修理等を行い、使用します。

（３）校舎の一部が使用できないときは、特別教室、体育館等の利用を検討します。

（４）校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長期間を要する場合には、立入制限措置を行い、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借上等により、応急の仮校舎を設置し、授業を行います。

（５）応急の仮校舎が（４）により設置できない場合は、県立学校施設等（県立学校、県営施設等）の一時使用を県に要請します。

（６）施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は町災害対策本部に対し、児童生徒等の他の学校施設への転入学等の調整を要請します。

３　教職員の確保

（１）学校長は、教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、町教育委員会、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行います。

（２）学校長は、教職員の不足が補えない場合は、県に教職員の派遣を要請します。

４　応急教育実施の周知

学校長は、応急教育実施にあたっては、児童生徒並びに保護者等に対し周知するとともに、避難した児童生徒等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図ります。

５　給食の措置

（１）町は、学校給食施設・設備が被災した場合には、一時的に給食を中止します。

（２）学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備を避難者の炊き出し用にも供します。

６　被災児童生徒等の保健管理

町は、健康観察により保護者や主治医等と連携をとり、被災児童生徒等のこころのケアに努めます。

７　児童生徒に対する支援

（１）学用品の給与

町は、災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し、教科用図書（教材を含む。）、文房具及び通学用品等を現物支給します。

（２）授業料の免除等

授業料支弁困難な被災児童生徒等に対する減免措置について広報します。

（３）奨学金

家計が困窮状態に陥っている被災児童生徒等に対する奨学金制度について広報します。

８　救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第３項　文化財の保護

１　被害報告

国・県・町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告します。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定文化財については、国（文化庁）に報告します。

２　応急対策

国・県・町指定文化財が被害を受けたときは、県教育委員会は、国（文化庁）あるいは県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、町教育委員会並びに所有者及び管理者、管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行います。

所有者等は県教育委員会の指示・助言に従い、その保存等を図るものとします。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合は、この限りではありません。

第４節　災害義援金等の受入・配分

【 主 幹 課 】	健康福祉課（被災者支援部）
【 関 係 課 】	出納室（総務部）

町は、被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行い、被災者の生活の安定を図ります。

【対策の体系】

- 第４節　災害義援金等の受入・配分
  - 第１項　実施機関
  - 第２項　災害義援金品の受付、配分等

第１項　実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、町と県、日本赤十字社三重県支部、三重県共同募金会、町社会福祉協議会等関係機関が共同し、又は協力して行うものとします。

第２項　災害義援金品の受付、配分等

１　災害義援金品等の募集

（１）町は、県、日本赤十字社三重県支部、三重県共同募金会、町社会福祉協議会等の関係機関と相互に連携を図りながら、義援金等の募集方法、送り先、募集期間等を定め、町ホームページや報道機関等を通じて広報活動を実施します。

（２）義援物資については、被災地が受入を希望する義援物資の把握に努め、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間を定め、報道機関等を通じて広報活動を実施します。

２　町の義援金品等の受付及び保管

（１）町は、義援金品等の受付窓口を開設して受付を行い、寄付者に領収書を発行し、寄付者リストを作成します。

（２）義援金を一括とりまとめ保管し、義援品等については、各防災関係機関において保管します。

３　配分

（１）町は、被災者に対して、義援物資について、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容及び送り先等の配分者リストを作成し、県に報告します。

（２）被災地の状況、義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分します。

第４部　復旧・復興対策

第４部　復旧・復興対策

第４部の「復旧・復興対策」では、現計画の「復旧」にとどまっている計画を一歩進め、「復旧」から「復興」へと対策をスムーズに進めるための方針として、迅速な復旧・復興体制の構築及び被災者の生活再建に向けた支援対策を明らかにしています。

また、対策内容は、被災者の生活再建に向けた支援を中心として、激甚災害の指定に関すること、復興体制等に関することとしています。

第４部の復旧・復興対策の構成

章	節
第１章　復旧・復興対策	第１節　激甚災害の指定 第２節　被災者の生活再建に向けた支援 第３節　復興体制の確立と復興方針の策定 第４節　公共施設の災害復旧事業計画

第１章　復旧・復興対策

第１節　激甚災害の指定

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）
【 関 係 課 】	全課

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、激甚な被害が発生した場合において、町は、県と連携して激甚災害の指定に向けて、速やかに所定の手続を行います。

【対策の体系】

- 第１節　激甚災害の指定
  - 第１項　激甚災害の指定に向けての対策
  - 第２項　災害復旧事業の実施

第１項　激甚災害の指定に向けての対策

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、町及び県は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置します。

１　激甚災害に関する調査

（１）町は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害被害状況等の調査を実施します。

（２）町長が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力します。

２　激甚災害指定の促進

県の機関と密接な連携のうえ、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう図ります。

３　激甚災害の指定手続

激甚災害の指定手続については、下図のとおりです。

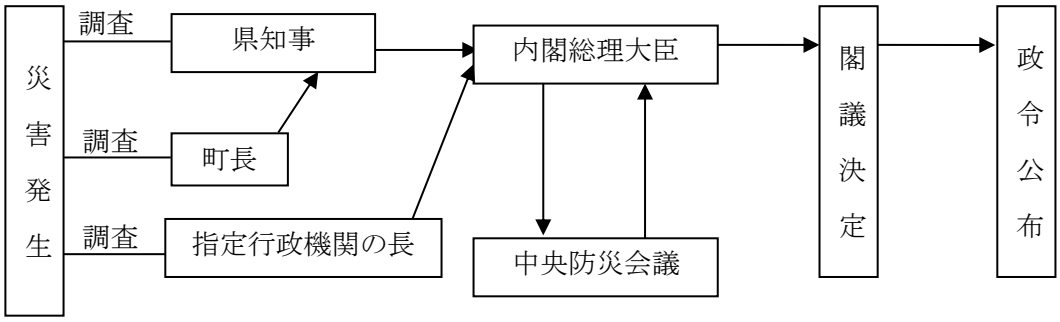

第２項　災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施します。

１　激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業（県計画参考）

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業

イ　公立学校施設災害復旧事業

ウ　公営住宅等災害復旧事業

エ　児童福祉施設災害復旧事業

オ　老人福祉施設災害復旧事業

カ　障害者支援施設等災害復旧事業

キ　堆積土砂排除事業

（２）農林水産業に関する特別の助成

ア　農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置

イ　農林水産業共同利用施設復旧事業費の補助の特例

ウ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

（３）中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険による災害関係保証の特別措置

イ　小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（４）その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ　日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

エ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

オ　公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

2　特別財政援助の交付(申請)手続

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出します。

県はこれを受け事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続を行います。

3　起債の特例

次の場合、起債の特例を受けることができます。

（1）地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

（2）災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

（3）上記（1）及び（2）の場合において、基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第５条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができます。

4　国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができます。

第２節　被災者の生活再建に向けた支援

【 主 幹 課 】	総務課（被災者支援部）、税務課（被災者支援部）、健康福祉課（被災者支援部）、建設課（社会基盤対策部）

被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備するとともに、県と連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行います。

【対策の体系】

- 第２節　被災者の生活再建に向けた支援
  - 第１項　被災者情報の収集と対応
  - 第２項　罹災証明書等の交付
  - 第３項　生活確保に関する対策
  - 第４項　被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

第１項　被災者情報の収集と対応

１　被災者台帳の作成

町は、被災者の被害状況、支援の実施状況、支援への配慮事項等の被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備し、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とします。

２　被災者台帳に基づく生活再建支援体制の整備

被災者台帳が援護を実施するための基礎となることから、罹災証明書等の発行から被災者台帳に基づく生活再建まで一貫した被災者の生活再建を支援する体制を整備します。

第２項　罹災証明書等の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書等の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付します。

１　証明事項

町は、基本法 90 条第２項に規定する被害（住家の被害その他町長が定める種類の被害）について、次の事項の証明を行います。なお、火災にかかるものについては、消防本部消防長が証明します。

（1）全壊、大規模半壊、中規模半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水
（2）火災による全焼、半焼、水損
（3）町が定める追加証明事項

2　証明書の発行要領

（1）町は、罹災証明書等の受付・発行窓口を開設します。
（2）罹災証明書等の発行は、町災害対策本部及び消防本部が連携して行います。
（3）町内の被災状況によっては、郵送による受付・発行を行います。
（4）被害調査の実施
　災害発生後、二次災害等のおそれがなくなり次第、原則、申請者等の立会いのもとで、該当証明事項に関し、町災害対策本部又は消防本部が被害調査を行います。
（5）罹災証明書等の発行に伴う罹災受付台帳の作成
ア　罹災証明書等の発行時に罹災受付台帳を作成します。
イ　罹災受付台帳には、被害調査による判定結果、罹災内容、地番、住民基本台帳等のデータを集約します。

3　罹災届出証明書の発行

町は、罹災の届出があったことを証明する罹災届出証明書を発行します。

4　罹災証明書等発行に関する広報

（1）町は、罹災証明書等発行等の実施方針を作成次第、速やかに、その内容を広報します。
（2）被害調査の前に建物等の撤去・修繕を行う場合には、被害状況の写真を撮影し、工事にかかる業者の見積者や領収書等と合わせて保管するよう広報します。

5　被害調査の判定基準等

（1）被害調査の判定基準は、以下のとおりです。
ア　罹災証明の根拠となる被害家屋等の判定は、「災害の被害認定基準について（平成 13 年６月 28 日府政防第 518 号通知）」に基づき１棟全体で行います。
イ　判定にあたっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行うこととします。
ウ　被害調査は、原則として、外観目視調査とし、判定結果に対して、被災者等からの再調査の申請があった場合は、申請者の立会いのもと、内部に立ち入って再調査を行います。ただし、調査対象が少ない場合等は、調査員は、最初から内部立入調査を実施することができます。
（2）再調査
　罹災証明書の発行後、以下のような場合には、被災者等からの申し出により、再調査を実施し、再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、罹災台帳に反映するとともに、罹災証明書等の修正を行います。

ア　被災者等が罹災証明書の判定結果に不服であった家屋
イ　周囲の被災状況により被害家屋調査が物理的にできなかった家屋

第３項　生活確保に関する対策

災害を受けた地域の民生を安定させるため、生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金等の貸付、被災者に対する職業の斡旋、租税の徴収猶予及び減税、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を行います。

１　町による災害弔慰金の支給等及び災害援護資金の貸付

災害により死亡し、障害の状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、町は「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年御浜町条例第 16 号)」の規定に基づき、次の施策を実施します。

（１）災害弔慰金の支給等

災害により死亡した者一人当たり

ア　その者が主として生計を維持していた場合　５００万円
イ　その他の場合　２５０万円

（２）災害障害見舞金の支給

ア　災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合　２５０万円
イ　その他の場合　１２５万円

（３）災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯に、生活の立直しに資するため、その世帯主に貸し付けます。

ア　住居、家財の被害の程度に応じて、150～350 万円の貸付を行います。
イ　害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間は３年とします。

２　生業資金等の貸付

（１）災害救助法による生業資金

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

（２）生活福祉資金

ア　実施主体：県社会福祉協議会
イ　受給者：第１項２の災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者
ウ　借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書（町社会福祉協議会に備えつけられている。）を、その居住地を担当区域とする民生委員を通じ、町社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会長に提出します。

エ　貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
オ　貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

（ア）総合支援資金　・生活支援資金　・住宅入居費　・一時生活再建費
（イ）福祉資金　・療養費　・介護等費　・福祉費　・福祉費（住宅）
・福祉用具購入費

（ウ）教育支援資金　　・教育支援費　・就学支度費

（エ）不動産担保型生活資金　・不動産担型生活資金

（３）母子父子寡婦福祉資金

ア　実施主体：県

イ　受給者：母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない児童、寡婦

ウ　借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（町役場に備付）に関係書類を添付して、町役場を経由して県に申請します。

エ　貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

オ　貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、技能習得資金、生活資金、就職支度資金、修学資金、修業資金、医療介護資金、結婚資金

３　租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図ります。

（１）国税の徴収猶予及び減免等

ア　災害等による期限の延長

国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができます。

イ　災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害に因る被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによります。

（２）県税の減免及び期限延長

ア　県税の減免

県は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとします。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとします。

イ　各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、県は、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長するものとします。

（３）町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの町の条例の定めるところに従って必要な措置をするものとします。

・御浜町町税条例（昭和 41 年御浜町条例第 12 号）

・御浜町国民健康保険税条例（昭和 42 年御浜町条例第 11 号）

４　生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

町及び防災関係機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努めるとともに、災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めるものとします。

５　自力再建支援、災害公営住宅の建設等

（１）自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行います。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとします。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らします。

（２）災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、町及び県は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図ります。

（３）独立行政法人住宅金融支援機構資金の斡旋（参考）

県及び町は、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図ります。

６　日本郵便株式会社の郵便業務にかかる災害特別事務取扱援護対策（参考）

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施します。

（１）被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付します。

（２）被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施します。

（３）被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施します。

（４）被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分します。

第４項　被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

１　対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりです。

（１）災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害

（２）10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害

（３）100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害

（４）５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。）の区域にあって、（１）・（２）に規定する区域内の他の市町の区域にかかる自然災害

（５）５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。）の区域にあって、（１）～（３）に規定する区域に隣接するものに限る当該自然災害

（６）10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が市町村を含む都道府県が２以上ある場合、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害（人口 10 万人未満）ただし、人口５万人未満の場合、２以上の世帯の住宅が全壊する自然災害

２　対象世帯と支給限度額

自然災害によりその居住する住宅が、①全壊世帯、②半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、③長期避難世帯、④大規模半壊した世帯に対し、住民の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給します。また、中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給します。

《複数世帯の場合》　（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	１００	２００	３００
	補修	１００	１００	２００
	賃借（公営住宅以外）	１００	５０	１５０
大規模半壊した世帯	建設・購入	５０	２００	２５０
	補修	５０	１００	１５０
	賃借（公営住宅以外）	５０	５０	１００
中規模半壊した世帯	建設・購入	―	１００	１００
	補修	―	５０	５０
	賃借（公営住宅以外）	―	２５	２５

《単数世帯の場合》　（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	７５	１５０	２２５
	補修	７５	７５	１５０
	賃借（公営住宅以外）	７５	３７．５	１１２．５
大規模半壊した世帯	建設・購入	３７．５	１５０	１８７．５
	補修	３７．５	７５	１１２．５
	賃借（公営住宅以外）	３７．５	３７．５	７５
中規模半壊した世帯	建設・購入	―	７５	７５
	補修	―	３７．５	３７．５
	賃借（公営住宅以外）	―	１８．７５	１８．７５

３　支援金の支給申請

（１）申請窓口

ア　町

（２）申請時の添付書類

ア　基礎支援金　　罹災章明書、住民票等

イ　加算支援金　　契約書（住宅の購入、賃借等）等

（３）申請期間

ア　基礎支援金　　災害発生日から 13 月以内

イ　加算支援金　　災害発生日から 37 月以内

（４）申請の流れ

申請の流れは以下のとおりです。

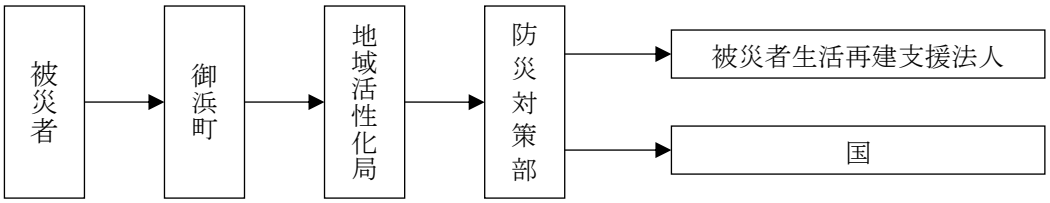

４　被災者生活再建支援制度の周知

町は、被災者に対して、臨時広報紙の発行やパンフレットの配布等により、当該被災者生活再建支援制度について周知の徹底を図るものとします。

第３節　復興体制の確立と復興方針の策定

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局
【 関 係 課 】	全課

特定大規模災害の発生による甚大な被害を受けた場合、「町災害復興本部(仮称)」を設置し、復興法に基づく復興の方針を速やかに策定し、復興対策ができるよう、復興方針の事前検討、復興計画の策定を行います。

【対策の体系】

- 第３節　復興体制の確立と復興方針の策定
  - 第１項　復興体制の確立
  - 第２項　復興方針の策定

第１項　復興体制の確立

１　町災害復興本部(仮称)の設置

町は、特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく町の総合的な復興対策を指揮する「町災害復興本部（仮称)」を設置し、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行います。

２　町復興計画(仮称)の策定

町は、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「町復興計画（仮称)」を策定します。

第２項　復興方針の策定

１　復興計画の事前検討

町は、特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「町復興計画（仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討を行います。

２　個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

町は、大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、計画を策定するよう努めます。

【三重県復興指針（平成 28 年３月）の構成（参考)】

第１章　三重県復興指針が目指すもの

１　復興指針策定の背景～東日本大震災の発生から５年が経過して～

２　復興指針策定の目的

３　復興指針の位置付け

第２章　南海トラフ地震からの復興プロセスにおいて想定される事態

１　想定される被害の様相

２　復興プロセスにおいて想定される事態～震災復興における実例や課題を踏まえて～

第３章　「復興」の基本理念

１　「人間」と「人間関係」の回復

２　地域コミュニティの再生

第４章　復興に向けて取り組むべき対策の全体像

１　復興に向けた対策（全体像）

２　復興に向けた対策（Ⅰ　計画的復興に向けた行政運営）

(1)行政機能の回復、(2)復興体制の整備、(3)市町支援、(4)財政面の措置、(5)情報提供

３　復興に向けた対策（Ⅱ　地域の再生や生活の再建）

(1)被災住宅の応急対策、(2)緊急の住宅確保、(3)恒久的な住宅の供給、(4)災害廃棄物の処理、(5)雇用の維持・確保、(6)被災者への経済的支援、(7)保健・医療・福祉対策、(8)学校の再開、(9)ボランティアの受入体制の整備、(10)公共土木施設の復旧・復興、(11)安全な市街地の整備（復興まちづくり)、(12)文化の再生

４　復興に向けた対策（Ⅲ　なりわいや産業の復興）

(1)農業の経営再建、(2)林業の経営再建、(3)水産業の経営再建、(4)商工業の経営再建、(5)観光業の経営再建

第５章　地域コミュニティの再生に向けて

１　「復興」の基本理念を踏まえた平時からの取組

２　平時からの取組の延長線上にある取組

参考資料

１　東日本大震災における復興関連資料

２　東日本大震災以外の大規模災害における復興関連資料

第４節　公共施設の災害復旧事業計画

【 主 幹 課 】　健康福祉課、生活環境課、農林水産課
建設課、教育委員会

公共施設の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うものとし、必要な関連事業を積極的に取り入れて計画を策定します。

【対策の体系】

- 第４節　公共施設の災害復旧事業計画
  - 第１項　公共施設の災害復旧事業計画の策定
  - 第２項　公共施設復旧事業計画の種類と策定方針

第１項　公共施設の災害復旧事業計画の策定

町は、災害の実状を考慮して、被害の原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について詳細に検討し、県及び公共施設管理者等との密接な連携を図り、総合的な見地において災害復旧事業計画を策定します。

第２項　公共施設復旧事業計画の種類と策定方針

１　復旧事業計画の種類

公共施設等災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりです。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画
イ　海岸公共土木施設災害復旧事業計画
ウ　砂防設備災害復旧事業計画
エ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
オ　地すべり防止施設災害復旧事業計画
カ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
キ　道路公共土木施設災害復旧事業計画
ク　港湾公共土木施設災害復旧事業計画
ケ　漁港公共土木施設災害復旧事業計画
コ　公園公共土木施設災害復旧事業計画

（２）農地農業用施設災害復旧事業計画
ア　農地農業用施設災害復旧事業計画
イ　林道災害復旧計画
ウ　農業水産施設災害復旧計画
（３）社会福祉施設災害復旧事業計画
（４）学校教育施設災害復旧事業計画
（５）社会教育施設災害復旧事業計画
（６）上下水道施設災害復旧事業計画
（７）その他の災害復旧事業計画

２　公共施設復旧事業計画の策定方針

（１）公共施設復旧事業計画の策定にあたっては、県計画に定める方針を踏まえ実施します。
（２）緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、できるだけ早く完了するものとします。
（３）事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業の推進を図るものとします。
（４）住民生活への影響や二次災害の未然防止等に配慮した計画とします。
（５）計画の策定にあたり、ライフライン事業者とも十分に連携及び調整を図ります。

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

第５部の「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する地震による災害に関して、町及び防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする計画です。

計画では南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めています。

第５部の南海トラフ地震防災対策推進計画の構成

章	節
第１章　総則	
第２章　関係者との連携協力の確保	第１節　関係者との連携協力の確保
第３章　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	第１節　津波からの防護 第２節　円滑な避難の確保 第３節　迅速な救助
第４章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	第１節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
第５章　防災訓練計画	第１節　防災訓練の実施
第６章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	第１節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第１章　総　　則

【 主 幹 課 】　災害対策本部事務局

第１項　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

第２項　基本的な考え方

１　推進計画の趣旨

（１）南海トラフ巨大地震は、広範囲で強い揺れと巨大な津波が発生し、大規模かつ広域災害に伴う甚大な被害のおそれがあります。

（２）「人命を守る」ことを最大の目標に、「減災」の考え方に基づいて、町及び防災関係機関並びに住民、地域のとるべき基本的事項を計画に定めます。

（３）地域や事業所等における「自助」及び「共助」の取組を促進し、町及び県による「公助」との連携・協働を図ります。

２　推進計画の位置付け

（１）本計画は、御浜町地域防災計画の「第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画」として作成します。

（２）対策は、法第５条第１項が規定する以下の項目をもとに、本町において特に重要な事項を中心にまとめています。

ア　地震防災上緊急に整備すべき施設等（避難施設、避難路、救助活動のための拠点施設、消防用施設等）に関する事項

イ　津波からの防護・円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

ウ　南海トラフにかかる防災訓練に関する事項

エ　県及び防災関係機関等の関係者との連携協力の確保に関する事項

オ　南海トラフ地震にかかる地震防災上重要な対策に関する事項

（３）記載のない対策については、御浜町地域防災計画全編における計画内容に準じるものとします。

第３項　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第１部第２章「防災関係機関等の責務等」に準じます。

第４項　被害の想定

南海トラフ地震による被害の想定は、第１部第４章「被害想定」のうち、「南海トラフ巨大地震【南海トラフ（海溝型）で発生する地震】」によるものとします。

第５項　町災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ巨大地震等の関連情報が発表されたとき、又は南海トラフ地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、直ちに町災害対策本部を設置します。

設置基準及び組織・所掌事務等については、第３部第１章第１節「活動体制の整備」に定めるところによります。

第２章　関係者との連携協力の確保

第１節　関係者との連携協力の確保

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部、救援・救護部）、企画課（被災者支援部）、住民課（被災者支援部）、健康福祉課（救援・救護部、被災者支援部）、生活環境課（社会基盤対策部）、建設課（社会基盤対策部）

【対策の体系】

- 第１節　関係者との連携協力の確保
  - 第１項　資機材、人員等の配備手配
  - 第２項　他機関に対する応援要請
  - 第３項　帰宅困難者への対応

第１項　資機材、人員等の配備手配

１　物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保は、第２部第５章第５節「物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備」に定めるところによります。

２　人員の配置

人員の配置依頼については、第３部第１章第６節「国・その他の地方公共への災害対策要員の派遣要請等」に定めるところによります。

第２項　他機関に対する応援要請

１　応援協定

本部長（町長）は、必要があるときは、県内外他市町等と締結している応援協定に従い、応援を要請します。

応援要請に関する事項については、第２部第５章第４節「応援・受援体制の整備」に定めるところによります。

２　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

第３部第１章第３節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるところによります。

３　広域的な受援・応援体制の整備

（１）第３部第１章第５節「広域的な応援・受援体制の整備」に定めるところによります。

（２）本部長（町長）は、広域避難を行う必要が生じた場合、県の調整のもと、広域避難受入先となる県内市町又は県外の受入先市町村を含む県と協議し、避難所の供与その他必要な要請を行います。

第３項　帰宅困難者への対応

１　情報伝達体制の整備

（１）町と防災関係機関は、観光事業者等との連携により、観光客等への情報伝達体制を確立するよう努めます。

（２）県避難誘導標識設置指針に基づく避難場所・避難路を示した案内板の設置など、平常時から観光客等に周知を図ります。

２　広報等による周知

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一時滞在施設等の確保等の検討を進めるものとします。

第３章　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１節　津波からの防護

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、建設課（社会基盤対策部）
【関係機関等】	消防団

【対策の体系】

- 第１節　津波からの防護
  - 第１項　津波からの防護活動の実施
  - 第２項　津波防護施設等の整備

第１項　津波からの防護活動の実施

１　地震発生時の防護活動

町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じます。

ただし、津波等により防護活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難することを優先します。

第２項　津波防護施設等の整備

１　海岸保全施設等の推進

町又は堤防、水門等の管理者は、第２部第２章第１節「津波予防対策」に定めるところにより、海岸保全施設等の推進を図ります。

２　防災行政無線の整備等

防災行政無線の整備等の方針及び計画は、第２部第５章第２節「情報収集・伝達機能の整備及び確保」に定めるところによります。

第２節　円滑な避難の確保

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）、税務課（総務部、被災者支援部）、住民課（総務部、被災者支援部）、健康福祉課、（救援・救護部、被災者支援部）
【関係機関等】	消防団

【対策の体系】

- 第２節　円滑な避難の確保
  - 第１項　津波に関する情報の伝達等
  - 第２項　避難指示等の発令基準
  - 第３項　避難対策等

第１項　津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達にかかる関係者の役割分担や連絡体制は、第３部第１章第４節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」に定めるところによります。

第２項　避難指示等の発令基準

住民等に対する避難指示の発令基準は、第３部第４章第１節第１項「避難の指示等」に定めるところによります。

第３項　避難対策等

１　御浜町津波避難計画の策定

町は、地震・津波発生直後から津波が終息するまでのおおむね数時間から十数時間の間、住民の生命及び身体の安全を確保するための「御浜町津波避難計画」を策定し、津波防災対策の整備・推進を図ります。

２　津波による避難場所等の確保

津波による避難場所等の確保は、第２部第２章第２節第１項「避難場所、避難路等の指定・周知」に定めるところによります。

３　避難場所、避難路等の指定・周知

避難場所、避難路等の指定・周知は、第２部第２章第２節「避難対策等の推進」に定めるところによります。

４　避難誘導方法等

避難誘導方法等は、第３部第４章第１節第３項「避難誘導方法」に定めるところによります。

５　避難行動要支援者等の避難

町は、避難にあたっては、避難行動要支援者の支援についても考慮に入れた避難誘導体制を整備するとともに、避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう配慮します。

６　避難所の開設及び運営

避難所は、第３部第４章第１節第４項「避難所の開設」及び第３部第４章第１節第５項「避難所等の運営管理」に沿って開設及び運営管理します。

第３節　迅速な救助

【 主 幹 課 】	総務課（総務部）、生活環境課（上下水道部）、建設課（社会基盤対策部）
【 関 係 課 】	総務課（防災担当）、企画課、健康福祉課、農林水産課、教育委員会
【関係機関等】	消防団

【対策の体系】

- 第３節　迅速な救助
  - 第１項　消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制
  - 第２項　水道、電気、ガス、通信、放送関係
  - 第３項　交通
  - 第４項　町が管理する公共施設等の管理上の防災対策

第１項　消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

１　消防救急体制の強化

消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制は、第２部第５章第６節「消防・救急・救助体制の強化」に定めるところによります。

２　消防団の充実

消防団の充実は、第２部第１章第３節第２項「消防団の強化・活性化」に定めるところによります。

３　救助活動等の支援体制整備及び連携の推進

救助活動等の支援体制整備及び連携の推進は、第２部第５章第６節第２項「救急・救助体制の強化」に定めるところによります。

第２項　水道、電気、ガス、通信、放送関係

１　水道

水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置は、第３部第２章第３節第２項１「上下水道施設」に定めるところによります。

２　ライフライン事業者

（１）電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に必要な電源供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施します。

（２）ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガスの特性等必要な措置に関する広報を実施します。

（３）電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信設備への電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施します。

（４）指定公共機関日本放送協会は、第１部第２章第２節７（８）の「日本放送協会津放送局」が定めるところによります。

第３項　交通

１　道路

町、警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとします。交通規制の内容は、第３部第２章第１節「緊急の交通・輸送機能の確保」に定めるところによります。

２　鉄道

東海旅客鉄道株式会社は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等必要な措置を講じます。

（１）災害時の活動組織

東海旅客鉄道株式会社に対策本部及び被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行います。

（２）初動措置

ア　保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋梁、重要建造物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行います。

イ　列車の措置

乗務員は、状況によっては、旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係箇所に対し必要事項の速報を行います。

ウ　駅の措置

駅長は次の措置をとります。

（ア）列車防護及び運転規制を行います。

（イ）速やかに情報収集を行い、必要によっては救護所の開設、医療機関の救援を要請します。

（３）旅客の避難誘導及び救出救護

ア　避難誘導

（ア）駅における避難誘導

駅長は被害の状況により、旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求めます。

（イ）列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（最寄り駅）に連絡の方法を講じます。

イ　救出救護

列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行います。

対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示します。

また、現地対策本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災医療機関と協力し最善の方法で救出救護活動にあたります。

（４）被災状況の早期収集及び関係箇所への連絡指示

（５）復旧体制の確立

（６）他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送、又はバスによる代行輸送の取扱を行います。

第４項　町が管理する公共施設等の管理上の防災対策

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の管理上の措置は、第２部第３章第２節第２項１「町が管理する公共施設等の管理上の防災対策」に定めるところによります。

第４章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第１節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【 主 幹 課 】　総務課、建設課

【対策の体系】

- 第１節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
  - 第１項　地震・津波に強いまちづくりの推進
  - 第２項　緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

第１項　地震・津波に強いまちづくりの推進

１　堤防、水門等の整備

町又は各施設等の管理者は、第２部第３章第１節「市街地・建築物等の防災対策の推進」、第２節「公共施設等の防災対策の推進」、第４節「地盤災害防止対策の推進」に定めるところにより、次の事業計画に基づき、各種整備等を行います。

２　通信施設の整備

通信施設の整備は、第２部第５章第２節「情報収集・伝達機能の整備及び確保」に定めるところによります。

第２項　緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

町及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備に努めます。

第５章　防災訓練計画

第１節　防災訓練の実施

【 主 幹 課 】　総務課
【 関 係 課 】　全課

【対策の体系】

第１節　防災訓練の実施
└ 第１項　防災訓練の実施

第１項　防災訓練の実施

災害時において、町、県、防災関係機関、住民、企業、ボランティア団体、近隣市町が連携して防災活動を行えるよう、防災訓練を実施します。特に、津波浸水想定地域内では津波の襲来を想定して住民等が実施する防災訓練を推進します。

第６章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第１節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【主幹課】　総務課
【関係課】　企画課

【対策の体系】

- 第１節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
  - 第１項　地震防災上必要な教育
  - 第２項　広報に関する計画

第１項　地震防災上必要な教育

１　地域住民等に対する教育

地域住民等に対する教育は、第２部第１章第１節第１項「普及・啓発事業の実施」に定めるところによります。

２　企業・事業所の防災教育の推進

企業・事業所に対する教育は、第２部第１章第５節第１項１「企業・事業所の防災教育の推進」に定めるところによります。

第２項　広報に関する計画

１　津波対策の周知徹底

町は、あらゆる機会を通じて、住民等に対し、津波は長時間続いて何度も襲来するといった津波の特性等の正確な知識、津波想定地域等の防災マップ、津波に対する事前対策（家庭・企業等での備蓄確保、安否確認方法の確認・周知等）、津波時にとるべき避難行動等の周知徹底を図ります。

２　相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図ります。

第６部　特別対策

東海地震に関する緊急対策

第６部　特別対策　東海地震に関する緊急対策

第６部の「東海地震に関する緊急対策」は、東海地震による災害に関して、町及び防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする計画（特別対策）です。

計画では東海地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、東海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めています。

第６部の特別対策　東海地震に関する緊急対策の構成

章	節
第１章　対策の目的等	第１節　対策の目的及び関係機関の役割
第２章　緊急対策	第１節　地震災害警戒本部の設置等 第２節　社会混乱防止のためにとるべき措置 第３節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 第４節　学校・園における児童生徒等の安全確保 第５節　救援・救助活動及び消防活動 第６節　医療・救護活動体制の確保 第７節　緊急輸送体制の確保 第８節　水防活動 第９節　緊急の交通・輸送機能の確保 第 10 節　広域的な応援・受援体制の整備 第 11 節　ライフライン施設の安全対策 第 12 節　公共施設等の安全対策 第 13 節　危険物施設等の安全対策 第 14 節　食料及び生活必需品等の確保 第 15 節　社会秩序の維持 第 16 節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第１章　対策の目的等

第１節　対策の目的及び関係機関の役割

第１項　東海地震に関する緊急対策の目的

大震法は、大規模地震発生前の事前措置を講じて地震災害を防止軽減することを目的に制定された。

同法に基づき、平成25年４月時点で東海地域を中心に１都７県157市町村、本県では10市町が東海地震にかかる地震防災対策強化地域に指定されており、その他の市町についても強化地域の周辺に位置しているため、津波被害を中心に被害発生が憂慮されます。また、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念されます。

よって、この計画（特別対策）は、大震法第６条第１項の規定に基づき、東海地震にかかる地震防災対策強化地域について、東海地震注意情報が発表された場合以降に執るべき緊急対策にかかる措置に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的として策定します。

第２項　基本方針

１　基本的な考え方

（１）この計画は、大震法第６条第１項の規定に基づき、主として東海地震注意情報が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成します。

（２）この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、県、町、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定めます。

（３）警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施します。

（４）地震発生後の災害対策は「第３部 発災後応急対策」により対処します。

（５）町、防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、警戒宣言発令に伴う緊急対策に万全を期することとします。

（６）町は、詳細な震度や津波の高さの分布をもとに、町の区域を細分して、町内で複数の防災対応を計画することとします。この場合、混乱等が生じ的確に防災対応を行えない可能性もあることから、強化地域内で複数の防災対応を執る場合は、そのような対応を執る必要性と確実な実施を吟味し、防災計画において明確に定めます。

２　地震防災対策強化地域

地震防災対策強化地域とは、大震法第３条の規定により、内閣総理大臣が、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として指定する地域のことです。

地震防災対策強化地域に指定されると、当該地域の県や町、防災関係機関や病院、鉄道等の民間事業者は、警戒宣言時の対応等、地震防災応急対策に関する各種計画を作成しそれを実施することとされ、国は、観測・測量の実施強化や、強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備経費に補助を行うことなどが規定されています。

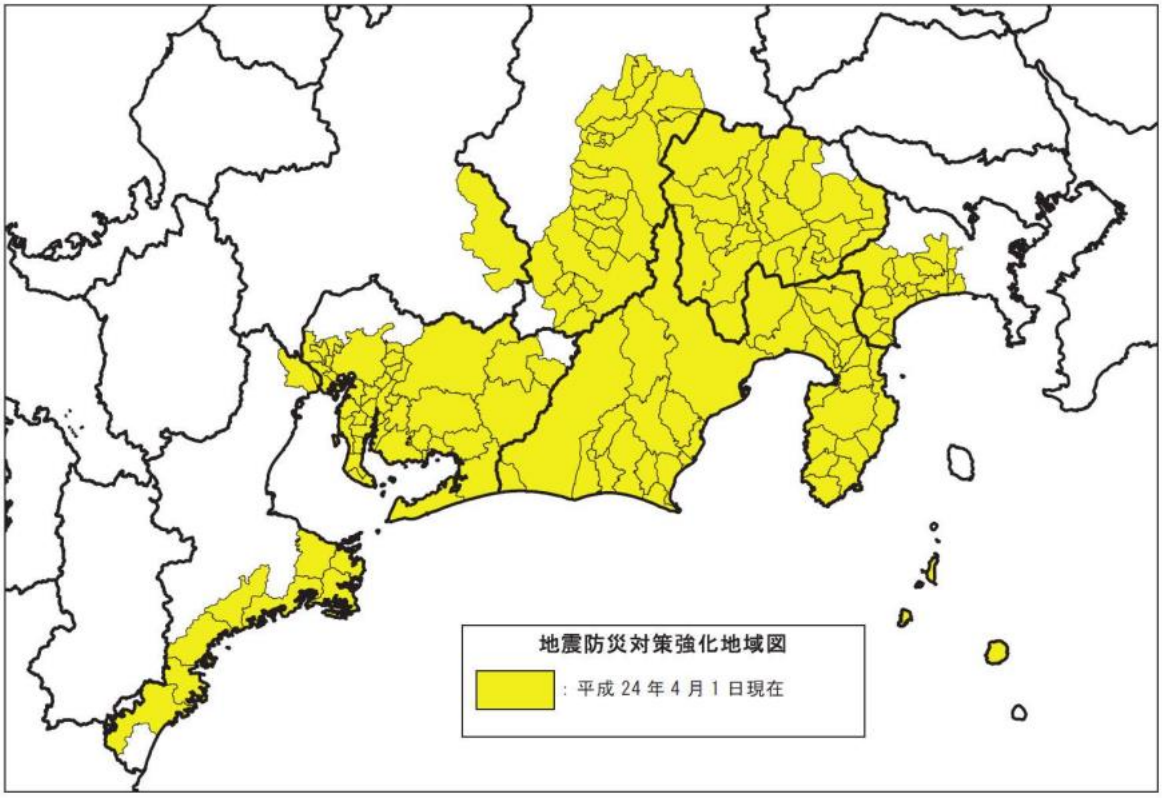

（内閣府ホームページより）

【三重県内地震防災対策強化地域指定市町】

伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

３　東海地震に関連する情報

町は、東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れ、気象庁から「東海地震に関連する情報」が発表された場合、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対応をとります。

「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の３種類があり、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示されます。

（１）東海地震予知情報（カラーレベル　赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表されます。

（２）東海地震注意情報（カラーレベル　黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。

（３）東海地震に関連する調査情報(臨時)（カラーレベル　青）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表され、その変化の原因についての調査の状況が示されます。

（４）東海地震に関連する調査情報(定例)（カラーレベル　青）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果を発表されます。

（気象庁ホームページより）

第３項　東海地震に関する緊急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

１　町

（１）警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
（２）避難の勧告又は指示に関する事項
（３）県警戒本部への報告、要請等
ア　職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
イ　住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告
（４）消防職員・団員及び水防団の配備等
（５）避難者等の救護
（６）緊急輸送の実施
（７）食料、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項
（８）その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

２　県

（１）警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
（２）避難の勧告又は指示に関する事項
（３）消防、水防その他の応急措置に関する事項
（４）応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
（５）県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
（６）犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
（７）緊急輸送の確保に関する事項
（８）食料、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項
（９）その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
(10) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
(11) その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

３　警察（紀宝警察署）

（１）各種情報の発表内容、その他の関連情報の収集、確認
（２）避難対策
（３）交通対策
（４）広報活動
（５）社会的混乱に応じた犯罪の発生抑止のための警戒警備対策
（６）発災時において迅速かつ的確に初動措置を講じるために必要な警察措置を実施
（７）御浜町及び防災関係機関との連携
（８）その他必要な警察活動に関する事項

４　指定地方行政機関

（１）第四管区海上保安本部

ア　船舶、臨海施設、遊泳者等に対する警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達

イ　航行警報、水路通報等による海上交通の安全確保

ウ　勧告及び命令による船舶の安全確保

エ　海上における治安の維持

（２）津地方気象台

ア　東海地震に関連する情報等の通報

イ　東海地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説

（３）中部地方整備局（紀勢国道事務所　熊野維持出張所）

ア　警戒宣言、地震予知情報等の迅速な情報伝達

イ　警戒宣言発令時の地震災害警戒体制の整備

ウ　人員・資機材等の配備・手配

エ　緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力

オ　道路利用者に対する情報の提供

（４）東海農政局

ア　管理又は工事中の建物、施設等に対する緊急点検、巡視等の実施及び工事中建物等に対する作業の中止又は立入禁止措置等の実施

イ　農業関係金融機関に対する指導

ウ　農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導

（５）近畿中国森林管理局三重森林管理署

ア　警戒宣言、地震予知情報等の収集及び森林管理署、関係機関への情報伝達

イ　森林管理署職員等に対する警戒体制の指示

ウ　国有林野の火災予防措置

エ　災害対策用復旧用材の供給準備

５　指定公共機関

（１）西日本電信電話株式会社三重支店・株式会社ＮＴＴドコモ三重支店

ア　警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

イ　防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与

ウ　地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備

エ　通信の輻輳抑止のための広報の実施

オ　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

（２）ＫＤＤＩ株式会社中部総支社

ア　警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

イ　非常時における携帯電話通信回線の規制措置

（３）ソフトバンク株式会社

ア　警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

イ　非常時における携帯電話通信回線の規制措置

（４）日本赤十字社三重県支部
ア　医療救護班の派遣準備
イ　血液製剤の確保及び供給の準備
ウ　救護物資の配布準備
（５）日本放送協会津放送局
ア　警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況の報告
イ　警戒宣言発令時における非常組織の設置
ウ　地震防災応急対策実施のための動員及び準備活動
エ　警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
オ　県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
（６）東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
ア　警戒宣言発令情報の伝達
イ　警戒宣言発令時の情報伝達及び列車運転状況の案内
ウ　滞留旅客に対する避難誘導等
エ　強化地域への列車の進入禁止措置
オ　強化地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車する措置
カ　強化地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行する措置
キ　災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握
（７）関西電力送配電株式会社和歌山支社
ア　電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
イ　東海地震注意情報発表時における電力設備等の安全予防措置の実施及び通信手段の確保
（８）日本郵便株式会社（阿田和・市木・尾呂志・神志山郵便局）
ア　利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保
イ　警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱を停止する。
ウ　上記イにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱を行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示する。
エ　災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務にかかる災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

６　指定地方公共機関
（１）公益社団法人三重県医師会（紀南医師会）
ア　医師会救護班の編成並びに連絡調整
（２）三重テレビ放送株式会社
ア　日本放送協会津放送局に準ずる
（３）三重エフエム放送株式会社
ア　日本放送協会津放送局に準ずる

（４）三重交通株式会社（南紀営業所）

ア　車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報

イ　乗客の避難、救護

ウ　車両の運転規制

エ　地震発生に備えた資機材の確保及び配置

（５）（一社）三重県トラック協会

ア　防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保、物流専門家の派遣等

（６）三重県エルピーガス協会

ア　供給設備及び工場設備の災害予防

イ　需要家に対する災害予防広報

７　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

（１）産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）

ア　防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ　防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

（２）危険物施設等の管理者

ア　防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ　防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

（３）土地改良区

ア　防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ　防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

（４）一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く。）

ア　三重交通株式会社に準ずる

第２章　緊急対策

第１節　地震災害警戒本部の設置等

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局
【 関 係 課 】	全課
【関係機関等】	消防団

第１項　活動体制の整備

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が発表された場合、職員の参集や連絡体制の確保等、必要な準備行動をとります。

警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、地震災害警戒本部を設置し活動体制を整備します。

第２項　職員動員（配備）

１　御浜町地震災害警戒本部の概要

大規模地震対策特別措置法第９条の規定に基づき警戒宣言が発せられたときは、御浜町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置して地震防災応急対策活動を行います。

２　警戒本部の組織及び所掌事務

警戒本部の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

（１）組織

町警戒本部は、町災害対策本部の組織をもって充てるものとします。

町災害対策本部の組織は、第３部第１章第１節第１項「町災害対策本部」に定めるところによります。

（２）所掌事務

警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりとします。

ア　警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

イ　県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

（ア）県警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施にかかる職員の派遣等必要な事項を要請します。

（イ）必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震　防災応急対策を実施すべき者に対する指示等をします。

（ウ）住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告します。

ウ　避難指示又は警戒区域の設定

エ　消防職員の要請、消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

オ　消防、水防等の応急措置

カ　避難者等の応急処置
キ　緊急輸送の実施
ク　災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
ケ　自主防災会活動の指導、連携
コ　その他地震防災上の措置

（３）職員の配備

地震防災応急対策の万全を期すため、東海地震に関連する調査情報（以下「調査情報」という。）又は東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表されたとき及び警戒宣言が発令されたときは、勤務時間の内外を問わず職員は配備体制につくものとします。

職員の配備体制は、第３部第１節第２項「配備体制と配備基準」における配備要因に準じます。

ただし、職員は判定会が開催された後、判定結果が警戒宣言の発令に至らなかった事実を知ったときは、事実を知ったときが勤務時間外である場合を除き、速やかに通常の勤務に復するものとします。

ア　調査情報が発表されたとき　第１配備とします。
第１配備職員は、直ちに登庁し、準備業務を開始します。

イ　注意情報が発表されたとき　第２配備とします。
第２配備職員は、直ちに登庁し、準備業務を開始します。

ウ　警戒宣言発令時 非常配備体制とします。
全職員はあらかじめ定める配備体制につくものとします。

３　消防機関の活動及び所掌事務

（１）消防本部

警戒宣言が発せられたときは、町は熊野市消防本部に消防職員の出動を要請し、緊密な連携をとりつつ、主に次の事務を要請します。

ア　消防に関する情報の収集、伝達
イ　消火活動、救助活動の出動体制の確立
ウ　警戒危険区域内の町民の避難指示の伝達
エ　出火防止のための広報

（２）消防団

消防団（水防団）は、町警戒本部と緊密な連携をとり特に次の事項を実施します。

ア　消防に関する情報の収集と伝達
イ　消火活動、水防活動、救助活動の出動の出動体制の確立
ウ　火気使用の自粛を町民へ伝達するためのパトロールの実施
エ　水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
オ　住民の避難誘導
カ　水防資機材の点検、配備及び確保準備
キ　警戒区域からの避難確保のパトロール
ク　救助用資機材の確保準備

ケ　その他状況に応じた防災、水防活動

４　防災関係機関の活動状況の把握

警戒本部は、防災関係機関と緊密な連携のもとに、防災関係機関の行う防災業務活動を把握するとともに、適切な処置を講ずるものとします。

第２節　社会混乱防止のためにとるべき措置

【 主 幹 課 】　災害対策本部事務局、総務課（総務部）

第１項　緊急対策

１　広報活動

（１）広報事項

広報事項については、予測される範囲において、あらかじめ情報内容を定めておくものとします。広報事項はおおむね次のとおりです。

ア　警戒宣言及び地震予知情報の内容、特に県内の地震及び津波予想

イ　交通機関通行状況及び道路交通規制等の情報

ウ　ライフラインに関する情報

エ　強化地域内外の生活関連情報

オ　混乱防止のための対応措置

カ　避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ

キ　応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ

ク　応急計画を作成しない事業所及び地域の町民が取るべき措置

ケ　金融機関が講じた措置に関する情報

コ　東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、不要不急の旅行等を控えるなど適切な呼び掛け

サ　東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合の防災体制に関する情報

シ　その他状況に応じて事業所又は町民に周知すべき事項

（２）実施方法

ア　地震防災応急対策に必要な事項の周知については、警戒本部が行います。

イ　町防災行政無線、広報用車両、消防車等により実施します。

ウ　必要に応じて県本部に広報の要請を行います。

２　家庭における措置

東海地震に関する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、住民等は、家庭において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備えます。

（１）東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めます。また、町役場からの防災行政無線や警察署などからの広報情報に注意します。

（２）東海地震注意情報が発表された場合は、外出や不要不急の旅行等は自粛します。

（３）警戒宣言が発せられた場合には、津波やがけ地崩壊等の危険が予想される地域の住民等は、指定された避難場所へ速やかに避難します。

（４）危険が予想される地域以外の住民等は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとります。

（５）警戒宣言発令後は、火の使用は自粛します。
（６）灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとります。
（７）消火器やバケツなどの消火用具の準備、確認を行うとともに、発災後の断水に備え、バケツや浴槽に緊急用水を貯めておきます。
（８）身軽で安全な服装に着替えます。
（９）生活用水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認しておきます。
(10) 万一のときは脱出口を確保します。
(11) 自主防災組織は、地域の住民情報伝達を図るとともに、避難誘導や、発災に備えた初期消火及び救助活動の準備をします。
(12) 自動車や電話の使用は自粛します。

３　職場における措置

東海地震に関する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、住民は、職場において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備えます。

（１）東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めます。また、町役場からの防災行政無線や警察署などからの広報情報に注意します。
（２）東海地震注意情報が発表された場合は、防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとります。
（３）警戒宣言が発せられた場合は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとります。
（４）警戒宣言発令後は、火の使用は自粛します。
（５）消防計画、予防規程等に基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検します。
（６）職場の自衛消防組織の出動体制を整備します。
（７）重要書類等の非常持出品を確認します。
（８）職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機します。
（９）不特定かつ多数の者が出入りする場所では、入場者の安全確保を第一に考えます。
(10) 事業所内の情報共有体制を確立します。
(11) 近くの職場同士で協力し合います。
(12) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛し、必要に応じ従業員を職場内に待機させるなどの措置を講じます。
(13) 危険物運搬車両等の運行は自粛します。また、外出中の従業員との連絡体制を確保し、安全確保を指示するよう努めます。

４　運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限されることから、強化地域内の運転者は次のような措置を講じます。

（1）車を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動します。

（2）車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておきます。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこととします。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこととします。

5　紀宝警察署のとるべき措置

（1）警備体制の確立

東海地震注意情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立します。

ア　災害警備本部の設置

警察本部に本部長を長とする「三重県警察災害警備本部」を、紀宝警察署に署長を長とする「紀宝警察署災害警備本部」をそれぞれ設置します。

イ　警備部隊の編制

県警察本部及び警察署長をもって所要の部隊を編制します。

（2）警戒警備活動重点

ア　情報の収集・伝達

イ　住民等への情報伝達活動

ウ　社会秩序の維持

エ　交通対策

オ　御浜町等関係機関との連携

カ　警察施設等の点検及び整備

キ　その他必要な措置

6　金融機関のとるべき措置

（1）東海地震の強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

ア　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳(ふくそう)状況等を的確に把握し、平穏に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、あわせて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底します。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じます。

イ　営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等名を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載します。

ウ　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行いません。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮したうえで、現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じます。

エ　警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をします。

オ　発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講じます。

カ　その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮します。

（２）当該強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

ア　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、地震防災対策強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、あわせて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求めるものとします。

イ　地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業します。

7　保険会社のとるべき措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請します。

（１）東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言等の対応について

ア　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止します。

イ　営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載します。

ウ　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行いません。

エ　警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平時の営業を行います。

（２）当該強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について

地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行います。

8　日本郵便株式会社のとるべき措置

（１）東海地震の地震防災強化地域内の郵便局の措置

ア　警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取り扱いを停止します。

イ　上記アにより業務を停止し、又は業務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱を行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示します。

ウ　警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局へ戻ります。

エ　警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮します。

（２）強化地域外の郵便局の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行います。

第３節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）、税務課（総務部、被災者支援部）、住民課（総務部、被災者支援部）、健康福祉課（被災者支援部）
【関係機関等】	消防団

第１項　緊急対策

１　警戒宣言及び地震予知情報等の受理

県から通知される警戒宣言、地震予知情報等の受理は、勤務時間内においては、総務課防災係、勤務時間外においては、宿日直及び消防本部において、県防災行政無線を中心とした無線電話、有線電話等により受理します。

本部職員、その他の職員に対する伝達は、勤務時間内は庁内放送等で行い勤務時間外については、別に定める連絡網で行います。

２　情報等の受領、伝達の方法

（１）情報等の受領、伝達の経路

ア　勤務時間内における警戒宣言、警報等、情報の受領、伝達は次の系統図によります。

（ア）勤務時間内における連絡体系

勤務時間内における受領、伝達は次の系統図によります。

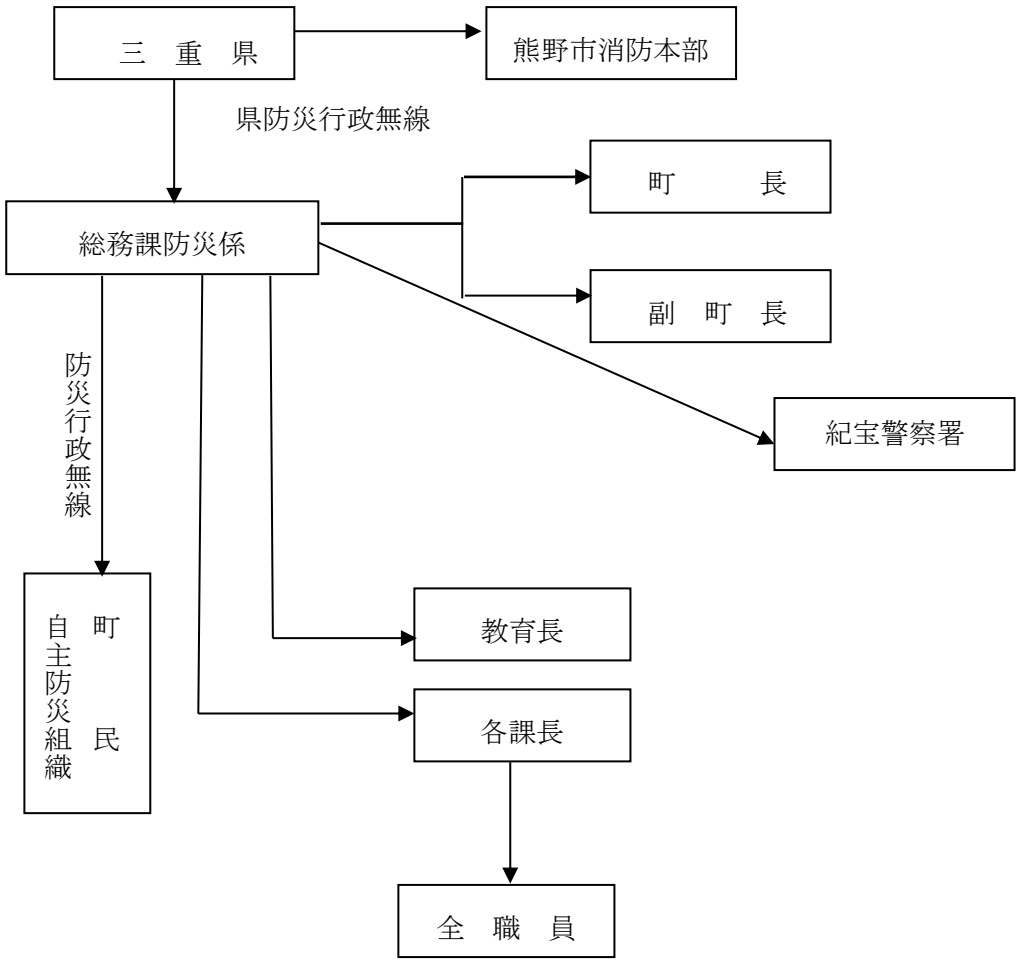

（イ）勤務時間外における連絡体系

勤務時間外における受領、伝達は次の系統図によります。

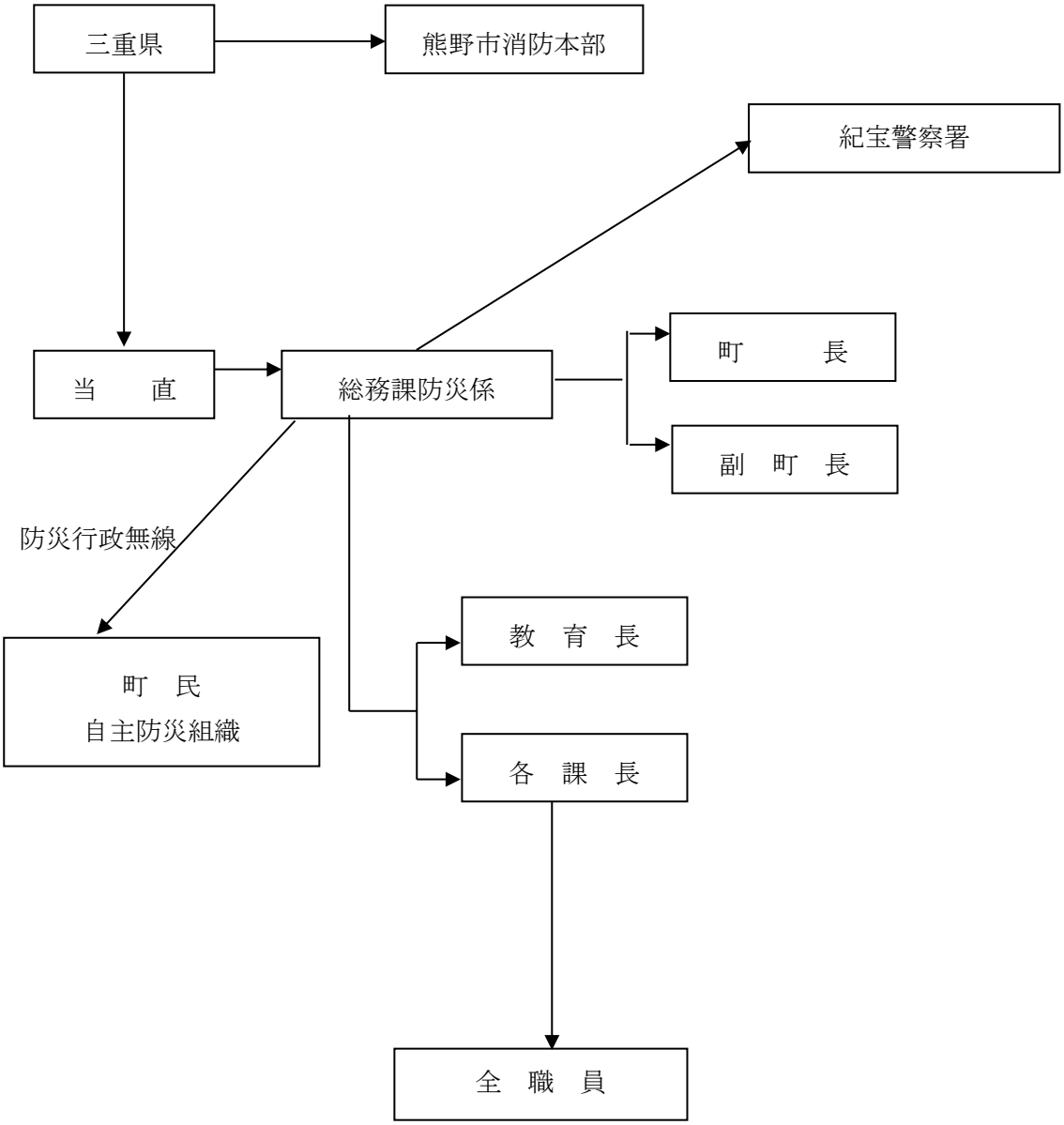

（２）情報等の受領者

ア　国から県をとおして通報される地震予知情報及び各種の情報、対策の通報等の受領は、防災対策推進課で行います。

イ　情報等の受領者は、速やかに上司に報告するとともに関係各課に連絡します。

３　住民への周知

（１）警戒宣言が発せられたときは、直ちに防災行政無線を用いて住民等に確実に伝達するものとします。

（２）地震予知情報等については、直ちに防災行政無線、広報車等を用いて町民に伝達するものとします。

地震防災信号

警戒宣言発令

警　　鐘	サ　イ　レ　ン
5 点連打 ●―●―●―●―●　●―●―●―●―●	約 45 秒　吹鳴 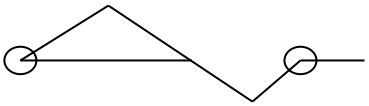 約 15 秒　休み
備考　1　警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続することとします。 2　必要があれば警鐘又はサイレンを併用することとします。	

4　地震防災に関する情報の収集、伝達

（1）情報の収集、伝達

町は、地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱部等を定めておきます。

また、地域における情報を的確に収集するため、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたります。

その際、把握した情報は、携帯電話等を活用し町警戒本部に報告します。

（2）情報の種類

情報の種類の主なものは次のとおりです。

ア　避難の状況

イ　交通機関の運行及び道路交通の状況

ウ　防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況

エ　水道、電気、ガス等生活関連施設の運営状況

オ　情報の変容、流言等の状況

カ　避難指示又は警戒区域の設定

キ　消防職員の出動要請・団員等の配備命令

ク　地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

（３）県の警戒本部に対する報告

県本部への報告は、支部を通じて行います。

報告の主なものは、次のとおりです。

ア　避難の状況

イ　地震防災応急対策の実施状況

町民への呼びかけ　（例：注意情報発表後）

町民の皆さん、御浜町長の○○○○でございます。

先ほど、気象庁から東海地震の注意情報が発表されました。

観測データの異常が、東海地震の前触れかどうかわかりませんが、非常の場合に備えて防災体制を整えています。

町民の皆さんにおかれましては、今後のテレビ、ラジオや町の防災行政無線の放送に十分注意するようお願いいたします。

また、日頃行っている安全対策をもう一度点検してください。

事業所におかれましても従業員やお客さんのための安全対策をもう一度点検してください。

町民への呼びかけ　（例：警戒宣言発令後）

町民の皆さん、御浜町長の○○○○でございます。

既に、ご承知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前(午後)○○時○○分東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと町内では、かなり強い地震及び津波の来襲が予想されますので、十分警戒してください。

既に町をはじめ防災機関では、職員が非常配備に着いて防災対策に全力をあげておりますが、町民の皆さんも次の点に十分留意して、いざというときに備えていただきたいと思います。

まず第１点は火の使用、自動車の使用、危険な作業などは、極力自粛してください。

第２点は消火の準備や飲料水の汲み置きなどをできる限りやっておいてください。

第３点は皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオ等の放送や町の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も町、警察、消防などの職員の指示に従って、秩序正しく行動していただきたいと思います。

町では、この非常時を乗り切るため全力あげて対処いたしますので、町民の皆さんの格別のご協力をお願いいたします。

また、対策に従事されておられる防災機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて万全の対策をお願いいたします。

５　避難指示

（１）避難対策の基本方針

ア　町が、町地域防災計画において想定した津波の浸水及び山・がけ崩れの発生が予想されるため、避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発令されたときは速やかに危険地域以外のあらかじめ定められた避難地へ避難します。

その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織等が定める付近の安全な空地等へ避難します。

イ　「避難対象地区」の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩によります。

ただし、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難の実効性を確保するよう努めます。

ウ　避難誘導や避難地での生活にあたっては、避難行動要支援者・要配慮者等に配慮します。

エ　交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行います。

（２）避難のための指示

ア　避難指示の基準

町長は、「避難の指示」を行うものとします。町長が不在のときは、副町長が行います。さらに副町長が不在のときは、教育長が行います。

イ　避難指示の伝達方法

町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、防災行政無線、広報車等により避難指示を行うものとします。また、警察官、海上保安官に対し、避難の指示の伝達について協力を要請するものとします。なお、町長は必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼します。

ウ　避難に関しての周知事項

町は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区の住民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努めます。

また、観光客へも周知、伝達に努めます。

（ア）避難対象地区の地区名

（イ）出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

（ウ）避難経路及び避難先

（エ）避難する時期

（オ）避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

●避難地：主に警戒宣言が発せられた時、津波、山・がけ崩れの危険から逃れるための事前避難先警戒宣言時に開設され、原則として屋外施設となり、体育館などの屋内は使用できません。
●避難所：被災後に自宅を失った人、自宅に戻れない人が一時的に共同生活を送る場所。災害発生後に開設され、建物の屋内があてられます。

６ 警戒区域の設定

（１）警戒区域設定対象地域

町は、避難対象地区のうち、大震法第26条において準用する基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、５の（２）ウに準じて周知を図ります。

（２）規制の内容及び実施方法

町長は、警戒宣言が発せられたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとります。町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努めます。

７ 避難状況の報告

町は、自主防災組織及び施設等の管理者等から直接に、又は紀宝警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求めます。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の（２）に関する報告を求めません。

（１）避難の経過に関する報告―危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行います。

ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置

ウ 町等に対する要請事項

（２）避難の完了に関する報告―避難完了後、速やかに行います。

ア 避難地名

イ 避難者数

ウ 必要な救助・保護の内容

エ 町等に対する要請事項

また、町は、避難状況について県へ報告します。

８ 警戒宣言が発令された場合及び突発地震が発生した場合の避難対策計画

（１）避難地の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ等危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない避難者のために町が指定する避難地を準備します。

イ 設置場所

（ア）津波や山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置します。

（イ）原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置します。ただし、要配慮者等の措置を講じてある建物内にも設置することができます。

ウ　設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とします。

エ　避難地の運営

（ア）避難地は、原則的に町、自主防災組織、避難地の学校等施設の管理者、避難者（住民）が協力して運営します。

（イ）避難地には避難地の運営等を行うために必要な町職員を配置します。また、避難地の安全の確保と秩序のため、必要により警察官による警戒を要請します。

（ウ）避難地の運営にあたっては、要配慮者に配慮します。

（エ）自主防災組織、避難者（住民）は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努めます。

（オ）多数の観光客等の収容が見込まれる避難地については、関連事業者と協力し運営します。

（カ）避難地の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点等に配慮します。

オ　警戒宣言発令時の避難方法（表１）

カ　突発地震発生時における避難方法（表２）

表１　警戒宣言発令時の避難方法

<table>
<tr><td colspan="4">警戒宣言発令時の避難計画
（地震発生後の対応は突発地震発生時の避難計画に準じて行います。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">要避難地区
（「推定津波浸水域」、急傾斜地崩落危険区域、急傾斜地危険箇所）</td><td rowspan="3">任意避難地区
左記以外の地域で避難の必要性が少ない、若しくは、任意の判断で避難するのが望ましい地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難対象地区
災害の発生から未然に町民が避難を実施するため、町長が避難の指示を行う地域</td><td rowspan="2">延焼火災危険予想地域
地震発生後の火災により避難を行う地域</td></tr>
<tr><td>津波危険予想地域</td><td>山・がけ崩れ危険予想地域</td></tr>
</table>

警戒宣言発令
避難開始（町民があらかじめ定めた避難地へ）

町が指定する避難地
拠点避難地･一次避難地

避難地の選定
警戒宣言発令時に地震発生後襲来する津波から、あらかじめ町民等が避難する場所であり、避難者の避難生活維持のための防災上必要な施設を有し、かつ、災害発生後の救護・復旧活動の拠点となるものであり、そのために必要な規模、及び構造を有するものとします。避難地としては、津波等による浸水危険のないところとし、学校のグラウンド、公園、緑地等を原則とします。

警戒宣言発令
・住家の耐震性から判断して、建物内外の安全な場所で防災措置を実施し、待機します。
・住家の耐震性が乏しく、かつ、付近に安全な空地が確保できない場合には、町の指定する避難地へ避難します。

町が指定する避難地
拠点避難地・一次避難地

表２　突発地震発生時における避難方法

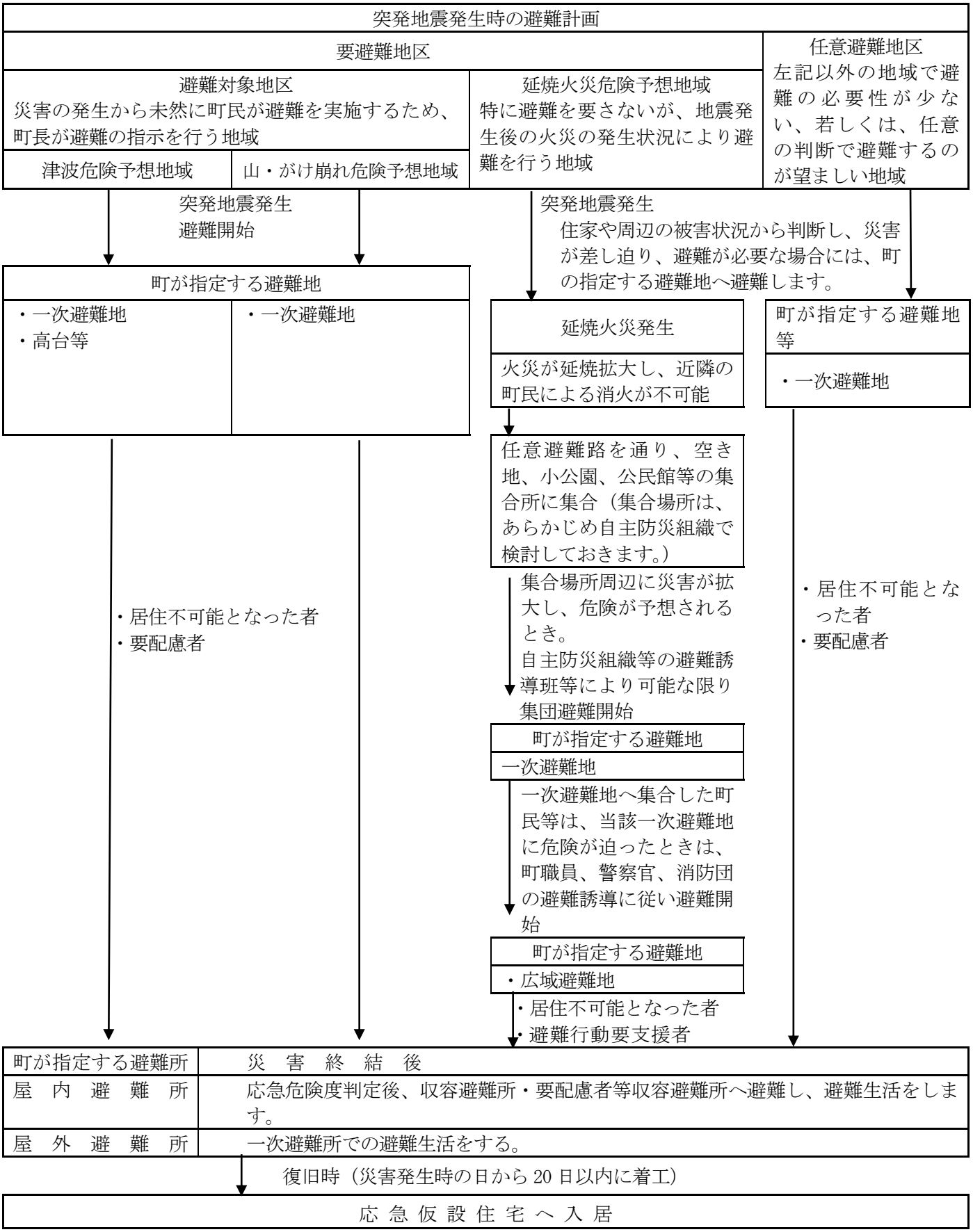

第４節　学校・園における児童生徒等の安全確保

【 主 幹 課 】　教育委員会（教育部）、健康福祉課（被災者支援部）

第１項　緊急対策

１　児童生徒等の安全対策

児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとします。

（１）児童生徒等が在校中に東海地震注意情報又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合には、授業・部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導します。

（２）児童生徒等が、登下校中に東海地震注意情報又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導します。

（３）児童生徒等が、在宅中に東海地震注意情報又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合には、休校（園）として、児童生徒等は登校（園）させません。

学校等においては、上記の原則を踏まえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に則して具体的な対応方法を定めておきます。

東海地震注意情報又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておきます。

また、施設、設備について、日頃から安全点検を行い、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合には、災害の発生を防止するため必要な措置を講じます。

第５節　救援・救助活動及び消防活動

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局
【 関 係 課 】	税務課（総務部）
【関係機関等】	消防団

第１項　緊急対策

１　救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整

救助・救急活動及び消防活動を実施するため、以下の対策を講じます。

（１）消防署、消防団を中心に警戒体制の強化を図ります。

（２）通信施設の確保並びに通信統制の確立を図ります。

（３）消防団車両・資機材の点検、整備を行います。

（４）正確な情報の収集及び伝達を図ります。

（５）事前に災害危険地域へ消防団を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図ります。

（６）火災発生の防止、初期消火についての予防広報を行います。

（７）安全避難路の確保及び避難誘導を行います。

（８）自主防災組織、自衛消防隊の防災活動に対する指導を行います。

（９）迅速な救急救助のための体制確立を図ります。

(10) 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応受援体制の整備を図ります。

第６節　医療・救護活動体制の確保

【 主 幹 課 】	健康福祉課（救援・救護部）
【 関 係 課 】	生活環境課（社会基盤対策部）

第１項　緊急対策

１　医療救護及び保健活動等の準備

救急患者に対する医療救護、地震発生後における医療の救護活動の準備、避難所等における健康対策、精神保健対策、防疫等の保健衛生及び清掃活動を行います。

（１）救急医療活動

ア　医療救護活動の準備を関係機関に要請します。

イ　救護病院及び医療救護所に資機材を配備し、必要に応じて医療救護所、仮医療救護所等の設置及び資機材配備の準備をします。

ウ　医薬品及び衛生材料を準備し、要医療救護者の搬送準備を行います。

エ　住民等に対し、医療救護所、救護病院等の周知を図ります。

オ　町長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを町民に対して周知させます。

（２）医療救護班の編成

紀南医師会の協力を得て、医療救護班を編成します。

（３）健康対策・精神保健活動

ア　健康対策　訪問、相談活動のための保健チームの編成及び資機材の準備

イ　精神保健活動　精神保健対策の診療拠点の設置と被災者のメンタルヘルスチームの編成及び資機材の準備

（４）清掃活動

ア　仮設便所設置と清掃・防疫のための資機材の準備を実施します。

イ　他都市、許可業者等の支援受入のための準備を実施します。

ウ　仮設トイレが使用可能となるまでの間に備え、し尿凝結処理剤及び組立式ポータブルトイレの購入、確保の呼びかけを実施します。

第７節　緊急輸送体制の確保

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）、 健康福祉課（救援・救護部）

第１項　緊急対策

１　緊急輸送基本方針

（１）町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とします。

（２）町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請します。

２　緊急輸送の方法

（１）陸上輸送

県の緊急輸送計画に基づき、必要な輸送を行います。

（２）航空輸送

県を通じ、自衛隊に航空輸送の支援を要請するものとする。この場合、指定したヘリコプター離着陸場を活用します。活用にあたっては、これらの場所が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元の住民等に対し周知徹底を図るものとします。

（３）海上輸送

原則として海上輸送は行いません。

３　緊急輸送の調整

緊急輸送にあたっては、その円滑な実施を図るため、緊急度についておおむね次の順位によるものとします。

（１）第１順位　住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

（２）第２順位　地震防災応急活動を実施するために必要な輸送

（３）第３順位　地震発生後の活動の準備のための輸送

（４）第４順位　その他の人員、物資の輸送

４　緊急輸送の内容

緊急輸送の対象となる人員、物資等については、防災活動に要する最小限の資機材をもって充てるものとします。輸送品目はおおむね次のとおりです。

（１）食料

（２）日用品等

（３）その他緊急に輸送を必要とするもの

５　輸送手段の確保

（１）町で行う輸送は、原則として町有車両とします。

（２）必要に応じ民有車両を借り上げます。このため、あらかじめ町長と関係業者との間で協定を結びます。

（３）防災関係機関の必要とする輸送はそれぞれ行うものとします。

６　物資調達・供給体制の整備

避難場所の位置を勘案した分散備蓄等について検討します。

第８節　水防活動

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、建設課（社会基盤対策部）
【関係機関等】	消防団

第１項　緊急対策

１　水門、堰堤等の操作

町及び県は、警戒宣言が発せられた場合に、津波の発生に備え、速やかに水門、堰堤等の門扉開閉作業が行えるよう、必要な体制を整えます。

２　危険箇所把握体制の整備

水防施設に異常がないかを確認するとともに、異常を発見した場合は水防活動を実施します。

第９節　緊急の交通・輸送機能の確保

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）、建設課（社会基盤対策部）

第１項　緊急対策

１　陸上交通の確保

（１）運転者のとるべき措置

走行中の車両は次の要領により行動します。

ア　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備え低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動することとします。

イ　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させます。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこととします。

ウ　避難のために車両を使用しません。

（２）交通規制の方針

ア　強化地域内における一般車両の運行は極力抑制します。強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。

イ　避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限します。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行います。

（３）交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合は、法第 24 条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保します。

ア　町内への一般車両の流入制限

主要道路においては町内に流入する車両(軽車両を除く。)は、大震法第 24 条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限します。この場合強化地域外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。

イ　町内における車両の走行抑制

町内における一般車両の走行は極力抑制します。

（４）緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域内又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたるものとします。

（５）緊急輸送車両の確認等

ア　事前届出制度

（ア）警戒宣言が発令された場合、交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により、緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付します。

（イ）事前届出の受付は、警察署交通課において行います。

イ　緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

（ア）災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対し、大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条に規定されている緊急通行車両確認証明書及び標章を交付します。

（イ）車両の使用者の申請により、公安委員会は当該車両が緊急輸送車両であることの確認を行い、確認したときは、上記の緊急通行車両確認証明書及び標章を交付します。

ウ　確認等機関

緊急通行車両の確認と証明書の交付は、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署、警戒宣言発令時に伴い設置される交通検問所並びに県災害対策本部、地域防災総合事務所及び地域活性化局で行います。

２　公共輸送

（１）鉄道（東海旅客鉄道株式会社）

警戒宣言が発せられた場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の措置を講じます。

ア　東海地震注意情報発表時

（ア）列車の運転取扱

強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続します。

（イ）旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運転計画を案内します。

イ　警戒宣言発令時

（ア）列車の運転

警戒宣言が発せられたときの、列車の運転規制手配は、次の各号によります。

a　強化地域内への列車の進入を禁止します。

b　当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車します。

c　強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行継続します。

（イ）旅客の待機、救護等

a　警戒宣言が発せられたときは、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況を案内します。

b　滞留旅客が発生した場合は、原則として関係市町の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとります。

（２）バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

以下により緊急輸送機能を確保する。

ア　運行路線に関わる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとします。

イ　東海注意情報発表時又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努めるものとします。

ウ　警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行うものとします。

エ　運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告するものとします。

オ　滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報します。

３　海上交通の確保

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとします。

（１）停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難します。

（２）避難できない船舶については、係留を完全に行います。

（３）大型・中型船舶は、入港を差し控えます。

第 10 節　広域的な応援・受援体制の整備

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部、救援・救護部）、健康福祉課（救援・救護部、被災者支援部）

第１項　緊急対策

１　応受援計画の事前策定

警戒宣言が発せられた場合に速やかに応援部隊の受入態勢をとることができるよう、「第３部第１章　第５節　広域的な応援・受援体制の整備」に準じ、応受援計画を事前に策定しておきます。

２　応援部隊等の受入

警戒宣言が発せられ、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための必要があると認めるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請します。

広域応援部隊、救援物資、ＤＭＡＴ及びボランティア等の受入を迅速に行うための体制を整備します。

３　自衛隊の派遣要請

（１）県に対する連絡の内容

町長は、県地震災害警戒本部長に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとします。

なお派遣要請を依頼する予定の事項は次のとおりです。

ア　車両、航空機による広報の支援
イ　航空機等による緊急輸送の確保
ウ　住民の避難、誘導についての支援
エ　水防の応急措置
オ　情報の収集、通信の支援
カ　医療手段等の提供等のための体制の準備

（２）地震防災派遣部隊の受入体制

町は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとします。

ア　派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
イ　作業計画及び資機材の準備
ウ　宿泊施設（野営施設）及びヘリコプター離着陸場等施設の準備
エ　住民の協力
オ　派遣部隊の誘導

第 11 節　ライフライン施設の安全対策

【 主 幹 課 】	生活環境課（社会基盤対策部）、 災害対策本部事務局

第１項　緊急対策

１　飲料水の確保

（１）町は、住民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内において飲料水の供給を確保、継続します。

施設能力を超える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づくブロック代表町又は県等の応援を要請します。

（２）町は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立します。

２　電気の供給（関西電力送配電株式会社和歌山支社）

関西電力送配電株式会社和歌山支社は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。東海地震注意情報が発表されたとき、次の配置を講じます。

（１）地震災害警戒本部等の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部等を設置します。

（２）要員・資機材等の確保

ア　地震警戒要員を確保します。

イ　通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行います。

ウ　関係会社、他支社、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認します。

（３）情報連絡ルートの確保

ア　通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行います。

イ　社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図ります。

ウ　地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保ちます。また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣します。

（４）被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとります。

（５）広報活動

報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行います。

３　ガスの供給（ガス事業者）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保します。

また、東海地震警戒体制を確立し、ガス施設等の安全措置と地震発生時おける緊急供給停止措置の準備を講じます。

東海地震注意情報が発表されたとき、ガス事業者は次の配置を講じます。

（１）地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置します。

（２）要員・資機材等の確保

ア　地震警戒要員を確保します。

イ　通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行います。

ウ　関係会社、他支社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、ガスの融通等協力体制を確認します。

（３）情報連絡ルートの確保

ア　通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行います。

イ　社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図ります。

ウ　地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保ちます。

また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣します。

（４）被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとります。

（５）広報活動

報道機関、広報車等を通じて、ガスの安全措置に関する広報を行います。

４　通信の確保（西日本電信電話株式会社・株式会社ＮＴＴドコモ）

警戒宣言が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん通話の激増による麻痺から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び強化地域内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講じます。

（１）警戒宣言・地震予知情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行います。

（２）地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置します。

（３）要員・資機材等の確保

ア　地震警戒要員を確保します。

イ　通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行います。

ウ　関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、ガスの融通等協力体制を確認します。

（４）情報連絡ルートの確保

ア　通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行います。また、状況に応じた安否確認に必要な措置を行い、必用に応じてこれらの措置を警戒宣言前からも行います。

イ　社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図ります。

ウ　地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、県警察、公共機関等との連携を保ち、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣します。

（５）被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとります。

（６）広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項に関する広報を行います。

ア　通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ　電報の受付、配達状況

ウ　利用者に協力を要請する事項

エ　その他必要とする事項

第 12 節　公共施設等の安全対策

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）、生活環境課（上下水道部）、建設課（社会基盤対策部）

第１項　緊急対策

１　町の実施事項

（１）無線通信施設等

ア　通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、作動状態を確認し必要な措置を講じます。

イ　充電式携帯無線機については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保します。

ウ　津波危険予想地域にある施設にあっては、通信機及び発電機の高所への搬出等必要な措置を講じます。

（２）公共施設等

ア　河川、海岸施設及び漁港施設

津波危険予想地域においては、施設の点検に努めるとともに、水門、門扉等の操作又は操作の準備のための人員を配備するとともに、水防資機材の点検、配備を行います。

イ　ため池及び用水路

ため池及び農業用水路については、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発表された場合、あらかじめ定めた者に対し所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて溜池から放水、用水路の断水、又は減水を行うよう努めるものとします。

ウ　不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は、おおむね次のとおりとします。

（ア）警戒宣言、東海地震予知情報等の来訪者への伝達

（イ）来訪者の安全確保のための避難等の措置

（ウ）施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の防止

（エ）出火防止措置

（オ）受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

なお、地震防災応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとります。

（ア）自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

（イ）無線通信機等通信手段の確保

エ　水道

警戒宣言発令後も水道水を供給するが、地震発生後の断水に備えて、町住民に対し緊急貯水を行うよう広報します。また応急給水のため貯水、人員、資機材等の配備を行います。

オ　道路

（ア）車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報をパトロールカー等により道路利用者に対して行います。

（イ）緊急交通路及び避難路において県公安委員会が実施する交通規制に対し協力します。

（ウ）災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行います。

（エ）道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整えます。

（オ）避難路における障害物の除去に努めます。

カ　工事中の中断

町は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発表された場合、工事中の公共施設、建築物、その他工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講じます。

キ　地震防災応急対策上重要な庁舎、施設

本部の非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行います。

ク　クリーンセンター等

地震発生後の対策を円滑に行えるよう施設の点検・整備及び人員の配備を行います。

また、施設の復旧に備え必要な資機材を調達します。

ケ　コンピューター

コンピューターシステムについては、おおむね次の措置を講じます。

（ア）コンピューター本体及び端末機等の固定を確認します。

（イ）重要なデータから順次安全な場所に保管します。

（ウ）警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピューターシステムを除いて、運用を停止します。

2　民間施設（事業所に対する指導、要請）

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとします。

（1）警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。

ア　不特定多数の人の出入りする施設等で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛します。

イ　生活必需品を取り扱う事務所にあっては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努めます。

（2）警戒宣言、東海地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。

（3）火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。

（4）顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。

（5）自衛消防組織に関すること。

（６）工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。
（７）設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。
（８）施設、消防用施設等の点検に関すること。
（９）警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

第 13 節　危険物施設等の安全対策

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局
【関係機関等】	消防本部

第１項　緊急対策

１　危険物施設等の災害発生防止措置

「第３部第６章第２節危険物施設等の保全」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を講じます。

２　その他の防災関係機関が実施する発生防止措置

「第３部第６章第２節危険物施設等の保全」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を講じます。

３　海上の危険物対策

「第３部第６章第２節危険物施設等の保全」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を講じます。

第 14 節　食料及び生活必需品等の確保

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局、総務課（総務部、救援救護部）、健康福祉課（救援・救護部）、生活環境課（上下水道部）

第１項　緊急対策

町は、次の対策を実施します。

（１）津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の町民で非常時持出しができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分します。

（２）三重県市町災害時応援協定に基づく緊急物資の調達斡旋の要請を県に行います。

（３）緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認します。

（４）地域内輸送拠点（町物資拠点）の開設準備を行います。

（５）住民に対して貯水の励行を呼びかけます。

（６）東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行います。

（７）水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行います。

（８）応急復旧体制の準備をします。

第 15 節　社会秩序の維持

【 主 幹 課 】　災害対策本部事務局、総務課（総務部）

第１項　緊急対策

１　予想される下記の混乱に対しての対策

（１）地震予知情報に関連する流言飛語

（２）帰宅者による道路の混乱

（３）電話の輻輳(ふくそう)

（４）避難による混乱

（５）自動車による道路交通の混乱

（６）買出し、旅行者等の混乱

２　町の実施事項

（１）避難対象地域に対し、的確な広報を防災行政無線等により行います。

（２）状況に応じ、町警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発します。

（３）警察の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努めます。

３　警察の実施事項

（１）警備体制の確立

東海地震注意情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立します。

ア　災害警備本部の設置

警察本部に本部長を長とする「三重県警察東海地震警戒警備本部」を、警察署に署長を長とする「警察署東海地震警戒警備本部」をそれぞれ設置します。

イ　警備部隊の編成

警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成します。

（２）警戒警備活動重点

ア　情報の収集・伝達

イ　町民等への情報伝達活動

ウ　社会秩序の維持

エ　交通対策

オ　警察施設等の点検及び整備

第 16 節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【 主 幹 課 】	災害対策本部事務局

第１項　緊急対策

１　地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業計画

別途定めるものとする。

２　地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画

別途定めるものとする。